

国 第九十回 会

参議院厚生労働委員会会議録第二十三号

平成二十八年五月二十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十四日

辞任

井原 巧君

五月二十五日

辞任

三木 亨君

三宅 伸吾君

浜野 喜史君

牧山ひろえ君

五月二十六日

辞任

有村 治子君

足立 信也君

石橋 通宏君

補欠選任

太田 房江君

補欠選任

藤井 基之君

石井 みどり君

小西 洋之君

石橋 通宏君

補欠選任

石井 正弘君

長浜 博行君

吉川 沙織君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

三原じゅん子君

島村 大君

高階恵美子君

羽生田 俊君

津田弥太郎君

佐々木さやか君

委員

赤石 清美君

有村 治子君

石井 正弘君

石井 みどり君

太田 房江君

木村 義雄君

武見 敬三君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

警察庁長官官房審議官

法務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

文部科学大臣官房審議官

スポーツ庁ス

スポーツ総括官

藤井 基之君

古川 俊治君

足立 信也君

川田 龍平君

小西 洋之君

長浜 博行君

西村まさみ君

森本 真治君

吉川 沙織君

長沢 広明君

小池 晃君

東 徹君

福島みずほ君

薬師寺みちよ君

塩崎 恭久君

とかしきなおみ君

堂故 茂君

三ツ林裕巳君

小林 仁君

河合 潔君

金子 修君

水嶋 光一君

藤原 章夫君

平井 明成君

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省保険局長

参考人

弁護士

東京都八王子児童相談所所長

公益財団法人全国里親会副会長

参考人

磯谷 文明君

辰田 雄一君

木ノ内博道君

生田 正之君

香取 照幸君

藤井 康弘君

唐澤 剛君

本日の会議に付した案件

○児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(三原じゅん子君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、井原巧君、牧山ひろえ君、浜野喜史君、三宅伸吾君及び三木亨君が委員を辞任され、その補欠として太田房江君、石橋通宏君、小西洋之君、石井みどり君及び藤井基之君が選任されました。

○委員長(三原じゅん子君) 児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、弁護士磯谷文明君、東京都八王子児童相談所所長辰田雄一君及び公益財団法人全国里親会副会長木ノ内博道君でございます。

この際、参考人の皆様方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べていただきまして、本案の審査の参考にさせていただきます。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十五分以内で順次御意見を述べさせていただきます。

その後、委員からの質疑にお答えいただきます。

なお、参考人、質疑者共に発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず磯谷参考人をお願いいたします。

○参考人(磯谷文明君) 磯谷でございます。

本日は、発言の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

最初に少しだけ自己紹介をさせていただきますと、私は二十三年目の弁護士でございます。都内で開業をしております。長く児童虐待問題に取り組んでまいりまして、主に児童相談所の法的な支援をしてまいりました。今回の法改正に関しましては、基礎となる報告書を作成した専門委員会の委員を務めさせていただきました。

本日は、改正案の評価とその運用、とりわけ児童相談所と弁護士の関わり、さらに残された課題について所見を述べさせていただきます。

最初に、改正案の中で最も評価している点は、児童福祉法の理念として子供の権利が盛り込まれた点です。理念は私たちに即効性のある武器を与えてくれるわけはありませんが、法解釈や実務にじわじわと影響してくるものと考えております。

す。
一方、専門委員会の報告書には体罰禁止も盛り込むべきと述べていましたが、端的な形でそれが盛り込まれなかったことは残念であります。

私としては、懲戒権は民法事項ではありませんけれども、民法とは別に、児童福祉の観点から体罰を禁止するということは法制度上何ら問題ないのではないかと考えておりますし、仮に、児童福祉法にストレートに体罰を禁止する規定を置かなくても、例えば国や地方公共団体に対し体罰に類らない子育てを推進することを義務付ける規定を置くという方法もあったのではないかと思います。家庭での体罰がなくなる方向で進んでいければと思います。

子供の権利に関する新しい展開として、児童福祉審議会に子供の権利擁護の役割を持たせることになった点も重要だと思います。

条文だけ読んでもぴんとこないんですけども、法律施行後は、児童福祉審議会は子供たちからの苦情を受け付けるようになると伺っております。児童福祉に限定はされますが、いわゆるオンブズマン的な役割も担えるとしたらとても素晴らしいことだと思います。この点、各地の弁護士会には子供の権利擁護に取り組んできた実績があります。児童福祉審議会がこの分野で弁護士会と連携することも考えていただければと思います。

弁護士との関わりについて申し上げますと、今回、児童相談所における弁護士の配置又はそれに準ずる措置が定められたということは画期的だと考えております。

児童相談所は、児童福祉法二十八条の申立てなどの裁判のほか、様々な法律問題に直面しており、弁護士によるサポートが欠かせないと言えると思います。実は、厚生労働省の調査によれば、全ての児童相談所は既に弁護士と何らかの形で連携をしています。ですから、今回の弁護士配置の定めは、現在ある児童相談所と弁護士との関わりを一層深めることが期待されます。

この画期的な弁護士配置ですが、運用に当たっては二点お願いしたいということがございます。第一点は、地域の実情に照らして柔軟な運用をしていただきたいという点です。

先ほど述べましたとおり、既に全ての児童相談所は何らかの形で弁護士と連携をしています。例えば、私が関わっております東京都を例に挙げますと、制度的な弁護士の関与は平成十三年頃に始まり、平成十六年から非常勤弁護士制度を導入しています。これは、都内十一の児童相談所に非常勤弁護士を一人ずつ配置するというものです。しかし、特徴的なのはそれだけではありません。この非常勤弁護士に加え、各児童相談所に原則二名の副担当を配置しています。副担当のうち、一名はベテランの弁護士、もう一名は若手の弁護士です。ベテランの弁護士は非常勤弁護士をサポートしまして、若手の弁護士は非常勤弁護士と一緒に会議に出るなどして、いずれ非常勤弁護士を担っていくこととなります。非常勤弁護士はおおむね三年から四年で交代をもらっています。ですから、非常勤弁護士の仕組みの中で次の担い手を育てているということになり、児童相談所をサポートできる弁護士の層を厚くしているのです。

また、もう一つ御紹介したいのは、非常勤弁護士や副担当が定期的に会合を持ち、また、クロウズドのメーリングリストを活用するなどしてお互いに相談し合える仕組みを持っているということです。一人の経験とノウハウは所詮知れていますが、また、一人でやっていると悩むこともあります。そういったことを総勢四十名弱の仲間たちが共有して助け合うということになります。

このように、弁護士と児童相談所との連携の歴史を持っているのはほかの地域にもあり、活発なところとしては大阪や愛知、神奈川などがあります。私がお願したい一つ目は、こういう地域の取組を否定するのではなく、それぞれの地域の育んできた関係を尊重して、実情に合わせて発展させて

ていただきたいということです。全国一律こうあるべきというのはちよつと違うのではないかなというふうな思っております。

二つ目のお願いは、児童相談所に配置された弁護士を独りぼっちにしないということです。つまり、児童相談所に配置された弁護士が地域の弁護士会や虐待問題に取り組む弁護士のグループとの関わりが十分に持てるようにしていただきたいということです。

特に、常勤弁護士を採用することになりますと、ほとんどは若手で経験の乏しい弁護士になると思われます。そういう弁護士に対しては、やはりほかの弁護士によるサポートが欠かせません。そして、常勤弁護士が業務に慣れてほかの弁護士によるサポートが要らなくなった場合には、今度は逆にほかの弁護士たちを教えてほしいのです。そうでないで、常勤弁護士の輩出は単発で終わってしまい、後が育ちません。

このように、児童相談所に配置された常勤弁護士が地域の弁護士会などとの関わりを維持できるかどうかは、実は児童相談所の所長さんなど管理職の方の考え方に大きく依存します。所長さんが常勤弁護士が外の会合に出ていくことに良い顔をしなかったり、児童相談所の現場で生じている問題を外の弁護士に話すことについて消極的であれば、若い常勤の弁護士はほかの弁護士たちと関わり続けることは難しいでしょう。児童相談所の方々には、是非、配置された弁護士が外の弁護士とも関わり続けることができるように配慮してほしいということを思っております。

弁護士配置については、私は、まず、まだ非常勤弁護士を配置していない児童相談所については非常勤弁護士を配置すること、既に非常勤弁護士を配置している児童相談所については、出勤日数を増やしたり非常勤弁護士の人数を増やすなどして、より関与の度合いを深めることを第一段階の目標として考えるべきではないかと思っております。今後の課題のお話に移ってまいりたいと思いま

すが、以前から主張しておりましたが、今回もまた盛り込まれなかったものに児童相談所の調査権限の問題があります。

現在、児童相談所が第三者に情報提供を求めている、第三者には応答義務がありません。現行の児童虐待防止法十三条の三には地方公共団体の機関に対して情報提供を求める規定はありますが、あくまでも情報提供ができることとされているにすぎません。今回、十三条の三が改正されて、情報提供できるものが地方公共団体の機関から児童の医療、福祉、教育に関係する機関や者に拡大されますが、本質的にできる規定であることは変わりありません。また、例えばアパートの管理会社などは医療にも福祉にも教育にも関係がありませんので、改正後の十三条の四の対象にもならないものと思えます。

今後、司法関与についても議論がなされるようですが、仮に児童相談所が裁判所に申立てをする機会が増えるのであれば、児童相談所が裁判所を納得させられるだけの証拠を集めることが不可欠になります。刑事訴訟法百九十七条二項は公務所又は公私の団体に対する照会を定めており、報告を求められた公務所や団体には報告義務があると解されています。是非、児童相談所の調査権限に関して更なる議論がなされることを期待しております。

これも以前から強調させていただいているところですが、児童相談所の介入機能と支援機能の分化についても引き続き検討していただきたい論点です。

モデル的には、児童虐待が発見されて通告を受け、介入し、その後に支援をしていくという流れで語られるんですが、実際の現場は、長く支援をしていく中で、これ以上子供を家庭に置いておけないということで介入を決定するということが少なくありません。

そういった場合に特に問題になるんですが、担当する児童福祉司が心理的に巻き込まれてしまっていて適切な判断ができないということでありま

す。一人の児童福祉司が介入も支援もするというのは無理があると感じておりますが、単に児童相談所の中で担当を分ければ済むのか、それとも介入と支援を別の組織とした方がよいのかという問題もあって、この点、更なる議論が必要だとは思っております。

児童福祉法改正案の三十三条の九の二では、「国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するもの」とされております。この調査研究に關して是非実施をしていただきたいのは、子供の死の全数調査であります。外国ではチャイルド・デス・レビューと呼ばれているもので、虐待かどうかを問わず子供の死を残らず調査して、予防できたはずの死を見付け出し、今後の対応に生かすというものです。

日本小児科学会の調査によれば、年間、全国で推計約三百五十人の子供たちが虐待で亡くなった可能性があるということでした。私は、国の死亡事例等の検証を行う専門委員会の委員も務めておりますが、そこでは、親子心中を含めて、虐待死はこのところ年間百名を下回っています。とすると、二倍以上の子供たちの死が虐待の疑いが残るまま放置されているということになります。

日本子ども虐待防止学会では、平成二十五年度の信州大会において、五年以内に子供の死の全数調査を制度化することを目指して取り組むと宣言をいたしました。法改正が成立しましたら、この点につきましても是非一歩を踏み出していただきたいと考えております。

最後に、児童虐待防止対策の要は人材であります。特に、法的権限を持つ児童相談所の児童福祉司さんたちの数を増やし、専門性を向上することです。専門委員会でもこの点は一致して最重要課題と考えております。

そのための一つのアイデアが児童福祉司の国家資格化でした。国家資格化は容易だとは思っておりません。しかし、現場を見ていると、例えば保健師さんは、同じ公務員とはいっても、自分た

ちは保健の専門家であるという自負をお持ちです。だからこそ、保健師はどうあるべきとか、地域保健はどうあるべきというような問題意識を持ちやすいように思います。これに対し、児童福祉司さんは、人事異動でその職を離れてしまうと全く別の仕事をするジェネラリストであるように思っています。しかし、子供の幸せを専門とする者としてそれではいけません。困難があっても、是非国家資格化を目指すべきだと考えております。

今回の改正法案が速やかに成立し施行されることを期待しつつ、私の意見陳述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございます。次に、辰田参考人をお願いいたします。辰田参考人。

○参考人(辰田雄一君) 東京都八王子児童相談所所長の辰田でございます。よろしくお願いいたします。

本日、私は、一児童相談所の所長として、また一部都の立場を代表して参考意見を述べさせていただきます。

まず、東京都における児童相談所の現状について申し上げます。

都内十一か所の児童相談所において平成二十六年に相談対応いたしました件数は三万一千二百六十八件であり、そのうち児童虐待の相談件数は過去最高の七千八百四十四件でした。この件数は、二年前の平成二十四年度と比較して一・六倍の件数となっております。件数増の主な要因としては、平成二十五年八月にあった国の子ども虐待対応手引の改正に伴う虐待定義の広がり、また警察からの通告件数の増加が挙げられます。

児童虐待の通告がありますと、児童相談所では緊急受理会議を開催いたします。そして、児童の養育状況について学校や医療機関等の関係機関に調査し、原則として四十八時間以内に児童の安全確認をいたします。児童の最善の利益の確保のため

め、保護者の意に反してでも児童を速やかに一時保護することも多くあり、夜間、休日にも関係なく対応しております。

また、何度か家庭訪問や面接、関係機関への調査を行わなければ援助方針を決定できないケースがほとんどでございます。通常、児童相談所における対応は児童虐待の初期対応や一時保護までがクローズアップされますが、その後も継続して援助が必要なケースについては、在宅での指導や里親への委託、児童養護施設等への措置を行っております。この過程の中で、必要により、施設等への措置に保護者が同意しない場合の家庭裁判所への審判申立てなどの法的対応を行っております。

さらに、里親への委託や施設等への措置を行なった児童については、本来家庭において養育されることが望ましいことから、家族再統合に取り組んでおります。この家族再統合に向けては、児童と保護者との面会から始まり、外出での交流、短期の外泊、長期の外泊へと計画的に段階を踏みながら取り組んでいきます。また、家庭復帰の際には、地域の関係機関と支援体制を確認する会議を複数回開催し、児童虐待の再発防止に努めております。

こうした一連の虐待対応だけではなく、児童相談所は非行や傷害等、十八歳未満の児童に関するあらゆる相談に対応しており、虐待の相談対応件数の増加と相まって、児童相談所業務は非常に逼迫した厳しい状況にあります。全国的にも各児童相談所は同様の状況にあり、児童の最善の利益を確保するために児童福祉法等を改正し、児童虐待に関わる一連の対策の更なる強化を図っていくことは非常に重要だということをまず申し上げたいと思っております。

次に、児童相談所の体制強化について申し上げます。

まず、児童相談所のケースワークの中心となる児童福祉司、子供や保護者等にアセスメントや心理ケア等を行う児童心理司についてですが、先ほど申し上げた厳しい状況を踏まえ、都においては

これまで大幅な増員を図っております。十年前の平成十八年度と現在を比較しますと、児童福祉司は百五十九人から二百二十七人へ、児童心理司は四十一人から九十一人へと職員定数を増やしております。改正案では、児童福祉司については標準となる基準を政令で定めることになっており、また児童心理司については配置について規定されており、前進が図られたと考えております。各都道府県にとってこうした規定は児童相談所の体制強化の後押しになるものであり、今後、規定にのっとり体制強化を着実に進めていくことが必要と考えております。

また、国は今年の四月二十五日に児童相談所強化プランを作成しております。児童相談所の体制強化に当たっては財政面の裏付けが不可欠であります。国におかれましては、このプランの実現を図るため、児童相談所設置自治体への財政面の支援をよろしくお願いいたします。

さらに、児童心理司については、今回の改正案により配置については規定されたものの、児童福祉司と異なり、配置の具体的な基準については設定されておられません。今後、必要な配置を進めていくために、児童福祉司と同様に配置基準を明確にしたいと考えております。都としては、児童福祉法の改正を踏まえ、今後とも児童相談所の体制強化に努めてまいりたいと思っております。

次に、児童相談所は、一時保護を始め立入調査、家庭裁判所の審判による施設入所、親権停止等様々な法的対応を行っており、これらの対応には法律の専門家である弁護士が不可欠であります。

都においては、十一か所ある児童相談所の各所に一名ずつ非常勤の弁護士を配置し、定期的に児童相談所職員への法的な助言を行える体制をとるとともに、緊急案件等への対応のために、この十一名の非常勤の弁護士に加えて二十六名の弁護士を協力弁護士として登録し、随時相談に応じる体制を取っております。こうした柔軟な体制の中で、複数の弁護士から法的対応に必要な助言を適

時適切に受けることができ、また弁護士にとつても児童相談分野の専門性の向上が図られ、双方にとつて非常に有用な制度と考えております。

こうした中で、この度、改正案に弁護士配置又はこれに準ずる措置について規定されたことは、都としてこれまで取り組んできたことが制度的にも担保されることとなり、今後とも弁護士の方々の協力を得て効果的かつ円滑に制度を運用していきたいと考えております。

次に、区市町村の体制強化、児童相談所と区市町村との連携について申し上げます。

御案内のとおり、平成十六年の児童福祉法の改正に伴い、区市町村は児童家庭相談の第一義的窓口となっております。都はこれに先駆け、平成七年度より区市町村に子ども家庭支援センターを設置するとともに、虐待対応力の向上を図るため、センターに虐待対応の専門職員の配置、また職員増員も行えるよう区市町村を支援してきました。

子ども家庭支援センターは、子供と家庭に関する相談に対応するとともに、ショートステイや一時預かりなどの在宅サービスの提供や調整の役割、そして要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を担うなど、地域の児童家庭相談の拠点として機能しております。また、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担を明確にした上で緊密な連携を図り、両者の支援に隙間ができることのないよう、都では両者の連絡調整のルールとして共有ガイドラインを策定しており、これに基づき日々の円滑な連携を図っております。

さらに、児童相談所は、子ども家庭支援センターの受理会議に参加し様々な助言を行うほか、同行訪問を行うなど、日頃から支援を行っております。

今回の法改正では、国、都道府県と併せて区市町村の役割、責任の明確化が図られるとともに、区市町村における支援の拠点の整備、児童相談所から区市町村への事案の送致などについて規定されました。

これは、児童相談所と区市町村がそれぞれの役

割を踏まえながら相談対応を行っていく上で非常に重要なことと考えております。支援拠点の整備については都の子ども家庭支援センターが法的に位置付けられたと受け止めており、都としては、引き続き、この制度の円滑な運用を図るとともに、児童相談所として子ども家庭支援センターとの緊密な連携を図りながら、適切な役割分担の下、児童虐待等に対応していきたいと考えております。また、改正案に規定されている区市町村への事案送致については、身近な地域での支援を区市町村がより主体的に担えるようにしたものとして理解しております。

次に、里親委託の推進について申し上げます。都内には、虐待等の理由により社会的養護を必要とする児童が約四千人おり、里親、児童養護施設、乳児院などで暮らしております。本来、子供は家庭環境の下で愛情に包まれながら健やかに養育されることが望ましいため、都においては、昭和四十八年から、養子縁組を前提としないで児童の養育を委託する養育家庭制度を独自に創設し、児童の委託を推進してきました。

都の児童相談所では、児童の措置委託先の決定に当たり、児童の一人一人の状況を総合的に勘案した上で、まず最初に養育家庭の委託を検討しております。また、委託後も児童相談所と里親支援機関等が連携し、養育家庭をきめ細かく支援しております。

今回の改正案では、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援が児童相談所の業務として位置付けられました。児童相談所としましては、引き続き養育家庭委託をより一層推進していきたいと考えております。

最後に、養子縁組について申し上げます。

都の児童相談所においては、特別養子縁組を希望する相談があった場合、面接などを通じて実親の意向や養育力等を十分に確認し、その必要性を判断しております。その上で、養子縁組が必要と判断した場合には、適切な家庭を選定し、交流、委託、養子縁組成立に至るまできめ細かく支援を

しております。

今回の改正案では、養子縁組に関する相談や支援が児童相談所の業務として位置付けられました。児童相談所としましては、引き続き、できるだけ早い段階から交流に努め委託につながるよう、子供の福祉を第一に考えながら、養子縁組を含め、社会的養護を必要とする児童への支援を行ってまいります。

私からの参考意見は以上でございます。

○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございます。次に、木ノ内参考人をお願いいたします。木ノ内参考人。

○参考人(木ノ内博道君) 公益財団法人全国里親会が副会長をしております木ノ内博道と申します。私自身も里親をしております。

全国里親会は、各地で活動する地域里親会の全国組織になっております。里親制度の進展のため、国に要望を行ったり、実態を調査したり、里親の養育スキルを高めるための研修を行ったりしております。

本日、参考人として私から、家庭養護の重要性、それから特別養子縁組について、また里親支援の在り方について、もう一つ、子供たちの自立支援について述べたいと思います。

まず、家庭養護の重要性についてお話をさせていただきます。

里親は、様々な理由から家庭で養育できない子供たち、あるいは虐待など家庭で養育することがふさわしくない子供たち、こうした子供たちを家庭に迎え入れて養育を行うものです。一見何の変哲もない普通の暮らしの中に子供を迎え入れて行くわけですから、特別なことをしているわけではありません。しかし、保護を必要とする子供にとっては、家庭環境で養育されることはとても重要なことであります。

欧米では里親や養子縁組が普及しております。施設養護はその必要がある子供についてのみ行われております。国連の子どもの権利条約について

は、代替的養護は家庭で行うということが原則になっております。特に乳幼児は家庭養護ということとで、ガイドラインでも強調されております。乳幼児の施設養護の弊害については近年の脳生理学や心理学の発達が明らかにしており、欧米では乳児院の存在は療育、治療の療育などに姿を変えて僅かに存在するだけです。

乳児が特定の養育者に継続的に養育される、愛着を形成することによって、人を信頼し、社会を信頼し、ひいては自分を信頼する、そういうことにつながります。言い換えれば、乳児のときにうまく愛着を形成する経験がない子供たち、一生の生きづらさにつながっていくというようなことであります。

こうした国際的な動きの中で、日本は要保護児童の八五％が施設養護であります。家庭養護は一五％程度でございます。また、乳児院では約三千人の赤ちゃんが暮らしております。しかも、施設養護では長期入所が一般化しております。施設の入所期間を調べてみましたら、イギリスでは五年以上の入所期間を持つ子供は一％でした。日本では約四〇％に当たります。乳児院から児童養護施設へ措置変更になって、満年齢で施設から措置解除になるといった子供たちも少なくありません。

施設養護と家庭養護の違い、なかなか分かっていただけないかと思っておりますので、その辺を少し具体的に御説明したいと思います。

最近居心地の良い立派な施設も多いのですが、快適かどうかということではありません。具体的にお話ししますと、施設から里親家庭にきた子供たちの反応、例えばお風呂に入る時間はどうして決まっていらないのかというふうに聞きます。そのためにずっと悩んでいるんだというふうなことでした。それから、今夜何を食べようかというわけがない顔をする。特に自分の食べたいものを食べるという経験がないんですね。それから、夕飯で食べた残りを翌日出すと、なぜ捨てないんだというふうなことがあったりします。それから、みんなと一緒に御飯を食べると、おかずをどう

やつて食べたらいいんだか分からない、困らんと
いうものをなかなか知らない、そういう子供もい
ました。

いわゆる集団生活にはルールがありますけれど
も、そのために自分で選んでいくという能力が
育っていない、そういうふうな気がします。いわ
ゆる自己選択の能力が育まれているというふう
に思っております。社会に出れば自分で物事を決
めていく、そういうことの連続です。とても重
要な能力だろと思うんですが、なかなかそれが
難しいだろうというふうに思っております。

一方、里親家庭、いわゆる家庭生活には様々
な人間関係があります。仕事で来るわけではありま
せんので、里親の親戚であるとかあるいは友人で
あるとか、そういった様々な人間関係を学びま
す。それからもう一つは、家庭の中にあるライフ
サイクルというんでしょうか、人が生まれたり、
死んだり、介護されたり、そういうことになり
るのか、そういったことも学ぶ必要がありま
す。何より、将来独立したときの生活や生き方のモデ
ルとして子供たちに家庭のイメージが必要だ
と思っております。成人して子供が生まれても、施
設に入れればいいんだというような考えを持っ
ている社会的養護の出身者についても聞いたことが
あります。

今回の児童福祉法の改正では、理念として子
どもの権利条約を基本とする一条がありますし、三
条では家庭養護を原則とするということがうたわ
れております。是非、家庭養護の推進をお願い
したいところであります。

次に、養子縁組について述べさせていただきます

家庭養護は必ずしも里親やファミリーホームに
限ってはおきません。国際的にはむしろ養子縁組
が推奨されております。パーマナンシーという考
え方でございます。長期安定的な養育環境を提供
する、そのために養子縁組が里親以上に望ましい
とされております。国によつては、実親の方に課
題の解決を迫り、それが解決しないようであ

ば、短期間のうちに子供の処遇を里親から養子縁
組に切り替えるというようなどころもあります
今回の児童福祉法改正案でも、特別養子縁組に
関する業務を児童相談所の役割として明確に位置
付け、これまで六歳までであった特別養子縁組の
年齢制限を十八歳までとしております。さらに、
これまで私的養護として、養子縁組の場合、支援
の対象にもなっておりませんでしたけれども、里
親同様支援対象というふうになっております。養
親、いわゆる養子を受け入れる候補者の欠格事
項、ふさわしくないとと思われることであるとか、
あるいは研修の義務化であるとか、そういったこ
とにも踏み込んでおります。

次に、里親支援の在り方についてお話をさせて
いただきます。
これまで家庭養護のいい面のみをお話ししてき
ましたけれども、しかし弱点も多いのでございま
す。地域の中で孤立しがちなことであるとか、あ
るいは専門的な養育スキルを必要とする子供たち
が近年は増えてきております。そういう中で支援
が様々な形で必要になります。里親家庭では、子
供も里親も多くのお会いや別れを経験してござい
ます。非常に全体としては喪失感にあふれていると
いいます。そういう中でこれらのケアが十分
になされていいるとは思えません。

今回、里親家庭への支援が、力を入れていく
というふうなことでありますが、なかなかこれまでは実感
がなかった、里親の家庭側に実感がなかったの
ですが、今回の児童福祉法の改正では、もつと一体
型の支援、総合的な支援の在り方が提案されてい
ます。日本にも一部事例はあるんですけども、
先進国で行われているいわゆるフostファミリー
エージェンシー、丸ごと、里親の開拓から研修、
マッチング、養育支援、実親の支援までを含む一
括した業務を児童相談所から民間に外部化できる
仕組みというふうなことで提案されております。
また、里親が子供の再統合のお手伝いをできる
ようにということにもなっております。これまで
子供に関する情報は余り知られず、子供の今

の養育に携わるだけということでしたけれども、
子供の養育には連続性が重要です。そういう意味
で、実親の支援をしながら、里親がそこに関わり
ながら、本来であれば一人の子供を中心にした
チーム養育の形が望ましく、そういった形になる
ようにというふうな思っております。

次に、自立に向けた支援をお話しさせていただきます

要保護児童が十八歳になったら機械的に措置解
除というのがこれまででしたけれども、実際には
ホームレスや犯罪者をつくり出している。事実、
そうした社会的養護出身者が多いという声を聞い
ております。ある年齢が来れば自立の能力がなく
ても役割は終わったということがこれまでの社会
的養護の仕組みだったというふうに思っています。
大人の方の考え方であつて、きちんと自立をして
もらうことが社会的養護の目的であるはずであ
る次代を担う、税金を納める若者になつていただ
きたいというふうな思っています。それにはもう一
押し
の支援が必要かと思っております。

里親家庭では、子供たちの進学を支援してい
る家庭も少なくありませんけれども、経済的にも限
界があります。二十歳までの措置延長、また進学
したとしても卒業ができる二十二歳まで、二十二
歳でも誕生日ではなくて年度末まで支援を続ける
仕組みが必要で、今回の改正でその部分にも配
慮をいただいております。

こうしたことを述べさせていただきます、終わりに
一言述べさせていただきますけれども、国連の子
どもの権利条約、日本が批准して二十数年がたつ
ております。やつとそれが国内法に取り入れられ
まして、子供が権利の主体者であるということが
うたわれました。要保護児童の処遇についても家
庭養護を優先すべきであるという段階が来てござ
います。子供の声を代弁する形をお願いいたします
けれども、是非今国会で成立をさせていただきたい
というふうに思っています。よろしくお願ひします
以上です。

○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございます

した。
以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○古川俊治君 参考人の皆様方、ありがとうございます

最初に磯谷先生に伺いますけれども、この改正
案の附則には、今後、裁判所がどのように関わつ
ていくか、これを検討するという検討規定が置か
れることになりました。今までも、児相にして
も、児童に対する保護措置をとる場合に、ある意
味そこに、家庭にいるわけですから、なかなか、
実質的に保護措置をとるかどうかが、この判断が
はりどうしてもちゅうちょされるという場合が多
かつたというふうな何つておられますけれども、あ
る意味で、裁判所がそれを実質的に決定してくれ
るということになると多分児相のそういう負担
は少し減るんだらうというふうな思っているん
ですが、ちよつと私も弁護士なのでそれについて
と、今までも裁判官と話ししても、家庭の細かい事
情まで全部自分たちで押し付けられても困るとい
うのが、それが本音だと思つてございすね。行政と司
法、この役割分担について、適切な要保護児童の
保護措置ということについて、先生が、今後どう
すれば一番いいか、お考えを教えてください。

それからもう一つ、確かに弁護士が常勤になつ
て専門家が育つということには多分いいと思つて
すけれども、ちよつと私もこの児童虐待の保護と
いうことでは全く専門性がないので分からないん
ですが、一般的に弁護士の職務からすれば、やつ
ぱりそれを専門にやっている人というのはかなり
少ないと思うんですよ。そうすると、一人で
やっていると確かなかなか難しいと、これはよく
分かることで、いろんな人に相談したいんだけ
れども、一方で守秘義務は持っているわけであ
らうから、情報交換にトラブル、そういう意味での問
題点はどうお考えかと。

それから、各先生方もやつぱり自分の仕事をふ

だん持っているわけですから、勝手に相談されてもなかなか対応できないというふうに思うんですね。先生なんかはずっと専門にやられていて、自分の仕事とのバランスを、その相談を受けるという、それをどう今調整されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、辰田参考人、ありがとうございます。

今までも実は、今回の法案でもかなり虐待の防止のために児相の機能強化ということをやってきたんですけれども、前の改正からもずっと、例えば市町村の要対協の機能強化とか、今回もその調整機関の専門性を高めるということもやっていきます。今後、市町村の関係機関と児相がどういうふうに関わりながら要保護児童を保護していくか、これどう進めていけばいいか。今ずっとおやりになっていた業務から、その役割分担について御示唆をいただければというふうに思います。

それから、木ノ内参考人、どうもありがとうございます。

里親家庭、多分それはいろいろな支援が恐らく必要なんだろうというふうに思っておりますが、それは児相が主なものではないのか、児相以外にも何らかのやはり支援が必要だということふうにお考えになるのか。

それから、里親家庭に対して、やっぱり里親として養育を始めてから時間的な経過によって出てくる問題点というのは違うと思うんですね。全体の例でいうと何年ぐらい、問題点がいろんなところに出てくる、その経過というものは必要なかということですね、フォローアップとかいうか、その支援が、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

まあ一つは、やはり、先ほど裁判所がやってくれば少し児童相談所が楽になるんじゃないかと、そういう話がありました。もちろん裁判所に持つていく、申立てをするのは児童相談所になるわけで、そうすると、児童相談所が何もやらなくても裁判所がやってくれるのではなく、申立てをしなきゃいけない。さらには、裁判所は当然司法機関ですから、資料をしつかり集めて主張しないと納得してくれないわけなんです。かつ、申立てして認めてくれればそれはそれでいいんでしようけれども、もし却下された場合には親との関係はもう目も当てられないという形になると思います。

ほかにやはり、一時保護については要件をどうするか、きちんとカバーできるだけの要件を整えなきゃいけないとか、いろいろ考えなきゃいけない問題がたくさんあると思っております。で、これからまさに本当に議論しなきゃいけない重要なテーマだということに思っております。

それから二つ目の、この手の問題について専門の弁護士が少なくないというふうにおっしゃるのとはうまさにそのとおりでございます。その辺りはいつも頭の痛いところなんです。先ほど先生がおっしゃっていただいた、ほかの弁護士たちと相談をするときの守秘義務の問題ですけども、例えば東京都を考えると、東京都の非常勤弁護士それから協力弁護士はみんな一つのグループをつくっております。そこではいろいろと情報を交換するということになる、言わばクローズドなんですね。そういうふうな形で、外に漏れない形で共有をしていくというのがこれだけ人数がいますとやることができるわけですね。

もしこれが常勤一名とか二名とかというふうになつてしまうと、ちょっとなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。で、先ほど申し上げたように、それぞれの現場の工夫を是非御考慮いただきながら進めていただけると有り難いというふうに思っています。

それから、多分最後の御質問は、私の一般的な仕事とのバランスの話で、これはもう弁護士としては本当に悩むところなんですけれども、非常にやりがいがある仕事です。ですから、もう当初は本当に手弁当で、児童相談所にある意味押しかけ女房じゃないですけども行って、そして相談に乗って、全然もう費用もいただかないというふうにやりました。

ただ、率直に言って、やはり続けていくためにはそれなりの費用、経費が必要になってきます。今はもちろん東京都の方からは非常勤弁護士それから協力弁護士についても費用を出していただいておりますけれども、やはり一般的に例えば労働の対価としていただけるものとしては相当であったとしても、弁護士としての事務所があるんですよ。その事務所の維持というところも考えると、やはり、申し訳ないですけども、必ずしも十分とは言えないのではないかと。

ですから、そういう意味で、今回、弁護士の配置ということがうたわれましたので、そういう経済的な面も含めてもつと話が進んでいくというふうなふうに思っております。

○参考人(辰田雄一君) 御質問いただいた児童相談所と区市町村の役割の分担のところについてでございます。

児童相談所と区市町村の相談機関というのは、私は両輪というふうに考えております。児童相談所は一時保護、また施設入所、里親委託の措置、そういう介入の部分、また、区市町村は在宅のサービスメニューをいろいろ展開しながら要保護家庭についての支援を入れていくということとなります。ですので、それぞれのやっぱり専門性、そういう人々の体制の強化というのは今後ますます

すまず続けていかなければならないと思います。区市町村と児童相談所は、子供と子育て家庭の援助を担う機関として互いの事業と機能を理解して、その立場を時に尊重し、要保護児童に係る援助の体制の連携の強化をますます努めていかなければならないと思います。

あと、気を付けなければいけないことは、区市町村と児童相談所は、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐために、必ず主担当機関を定め、緊密な連携の下、相談援助活動に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○参考人(木ノ内博道君) 里親の支援の在り方ですけれども、一つ、一番大事なのはやっぱり地域からの支援。実は、市町村、地域の中で里親は暮らしておりますので、地域の中で正しい認識を里親について持つていただく。これはなかなか、里親って何みたいなことが非常に多いので、正しい理解を求めたいということがあります。

それからもう一つは、やはり子供の状態によっては専門家の支援ということもまだまだ施設ほどではないんですね。そういう部分があります。

それからもう一つ、里親支援といったときに里親にとって違和感があるのは、里親の支援ではなくて子供の支援のために、実は里親も支援者であるし、支援者も里親とパートナーを結びたいという、同じ目的でやっていく。上から目線で支援を受けるというのではなくて、子供に対してチーム養育的な取組が支援としては必要なのではないかなというふうに思っております。今チーム養育と言いましたけれども、例えば要対協だとかと組みまして、関係者と会合をしながら養育している場合があります。

もう一つ、養育時間の経過でどういった問題が起きるかということですけども、特に起きやすいのは一年以内ですね。そういう意味では、一年以内の委託を受けた里親が集まってる里親サロンをやっているような、これは埼玉県の里親会、県の

また、率直に言って、やはり続けていくためにはそれなりの費用、経費が必要になってきます。今はもちろん東京都の方からは非常勤弁護士それから協力弁護士についても費用を出していただいておりますけれども、やはり一般的に例えば労働の対価としていただけるものとしては相当であったとしても、弁護士としての事務所があるんですよ。その事務所の維持というところも考えると、やはり、申し訳ないですけども、必ずしも十分とは言えないのではないかと。

ですから、そういう意味で、今回、弁護士の配置ということがうたわれましたので、そういう経済的な面も含めてもつと話が進んでいくというふうなふうに思っております。

児童相談所と区市町村の相談機関というのは、私は両輪というふうに考えております。児童相談所は一時保護、また施設入所、里親委託の措置、そういう介入の部分、また、区市町村は在宅のサービスメニューをいろいろ展開しながら要保護家庭についての支援を入れていくということとなります。ですので、それぞれのやっぱり専門性、そういう人々の体制の強化というのは今後ますます

児童相談所と区市町村の相談機関というのは、私は両輪というふうに考えております。児童相談所は一時保護、また施設入所、里親委託の措置、そういう介入の部分、また、区市町村は在宅のサービスメニューをいろいろ展開しながら要保護家庭についての支援を入れていくということとなります。ですので、それぞれのやっぱり専門性、そういう人々の体制の強化というのは今後ますます

児童相談所と区市町村の相談機関というのは、私は両輪というふうに考えております。児童相談所は一時保護、また施設入所、里親委託の措置、そういう介入の部分、また、区市町村は在宅のサービスメニューをいろいろ展開しながら要保護家庭についての支援を入れていくということとなります。ですので、それぞれのやっぱり専門性、そういう人々の体制の強化というのは今後ますます

方が運営していますけれども、やっておりまして、そういったポイントをつかまえて。もう一つは、発達段階、成長段階によるところもあるんですね。例えば思春期だとかに難しい問題が起きてくる、そういう場合がありますので、例えば虐待を受けた子供たちというのは体力が付いてくる、今度は暴力の方に回っていくとか、そういうことがありますので、その発達段階による対応ということも支援としては必要かと思ひます。

それからもう一つは、やっぱり近年は高齢児童の委託が増えているんですね。私たちのイメージというのはどうしても乳幼児あるいは学童からということでしょうけれども、イメージとしてはですね。最近では、高校生あるいは中学生になって委託を受けるということになると、なかなか家庭適応そのものが難しいという場合がありますので、こういったことについても若干支援ということが考えられていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○古川俊治君 ありがとうございます。

○西村まさみ君 民進党・新緑風会の西村まさみでございます。

三人の参考人の皆様、本当に今日はお忙しい中ありがとうございます。時間が大変短いので、いろいろお尋ねしたいんですが、お一人一問ずつお尋ねをしたいと思ひます。

まず、磯谷弁護士には、私は弁護士士の資料を読ませていただきました、どの親も子供を愛して、そして一番好ましい環境の中で育てていく、こういったことから親権というものが守られてきたと思うんです。しかし、残念ながら、昨今では御承知のように我が子を実親が虐待するといったようなこともあり、これから親権というものを真剣に考えていかなければいけないと思ひます。

ところが、現在でも、例えば特別養子縁組とか里親とかやっていく中で、親権というものがかなりの負担というのか、逆に排除される要素に近づいていると思ひますが、どこかで親権というものを

をしつかり考えていく中で打ち切るということ。例えば、一年も二年も全く面会交流もなければ子供の様子を知る様子もないとか、そういったところで、何か親権というものを新しい方向へ子供の将来のために移していくところでは打ち切るということも必要じゃないかと思ひますので、その辺のお考えをお一つお聞かせいただきたいと思います。

また次、辰田所長には、私も六年前、八王子児童相談所を視察させていただきました。あのときでさえも大変大きな負担を児童相談所の皆さん持っており、そして業務が非常に煩雑であったと記憶しています。

○参考人(磯谷文明君) 御質問ありがとうございます。

今回の法改正で大分明確化されたり、しっかりと明記されることによって、児童相談所の役割というものがこれからの子供たちのために確立されていくことと思ひますが、そのために業務が拡大することによって懸念されること、例えば先ほどおっしゃっていただきました児童心理司なんかは配置はありますけれども基準が全く明確でないとか、もし懸念されることがありましたらお知らせいただきたいということ。

そして最後に、木ノ内副会長には、私も家庭的な中で子供を育てる中で里親制度を非常に重要だと思ひます。私のところでもずっと勤めてくれていた歯科衛生士は、四十後半になって、三歳の子供を二年前より里親としてお預かりして大切に育てています。

ただ、里親になるためには余りに、先ほど副会長おっしゃっていただきましたように、周知がされていないということ。それから、例えば二回のいわゆる研修、基礎研修とか認定前研修を受けなければならぬという人にとって、平日その時間を休んで行くということに子供を預かるんだから当たり前に前と

思ひながらも、なかなかそのハードルが高くて、一年先、二年先となつて、一年前という現実があったり、里子の名前まで通帳を作れないという、

里親の開拓をする上で非常に現実としてクリアしなければいけない問題があると思ひます。

その点について具体的な策がありましたら是非お知らせいただきたいと思います。お三人に聞きたいと思ひます。私は、やはり子供に関わることは一つの省庁をつくってしっかりと見ていくことが大切なんじゃないかということ度々申し上げてまいりました。おなかの中にあるときからその子がいる程度自立するまで、子供家庭省なのか子供省なのか子供庁なのかは分かりませんが、そういったことの必要性もしお感じになるところがあれば、お尋ねしたいと思ひます。

親権のお話を御質問いただきました。

やはり親権というのは家庭の多様性を保つという意味でもとても重要なものでありますし、また、恐縮ながら、政治からのも含めて介入の防波堤になるという意味でもやはり親権というのは大切なものです。一方で、やはり今の虐待の問題などあるように、これは止めるべきときは止めなきゃいけないということになっているわけです。

現在、親権を止める制度については、既に平成二十三年の法改正で親権停止というこれまでの親権喪失よりはやや柔軟な方法も導入をされたというふうなことで、一応制度としてはある程度できていると思うのですが、問題はそれをやはりどう使っていくのかということなんです。

一例を挙げますと、今でも子供を施設に入れていわゆる親子分離をするときに使われるのが児童福祉法二十八条。これは要するに、施設入所をさせるには親権者の同意に反しないことが必要だと、ところが親権者が反対する場合には二十八条を使うわけですね、裁判所が承認すれば施設に入れる。ところが、二十八条というのは親権については基本的に何も言っていないんです。そうすると、施設に行った後、やはりいろんなトラブルが出てくるということになります。

この点も二十三年の法改正である程度改善はい

たしましたけれども、私としては、やはりもう親子分離して施設に入れるのであれば、基本的に親権を止めるということも考えるべきではないかと。ちょっと極論と言われるかもしれませんが、二十八条よりもむしろ親権停止を使うべきではないかというふうにも考えております。

それから、親権のところでもう一つやはり問題になるのは、これは厳密には実は親権の話ではないのですけれども、特別養子というところで、もちろん父母が同意をして特別養子ということもありま

すけれども、一方で、虐待などの場合には同意がなくても特別養子ができるという規定には一応なっているんですね。

ところが、恐らく親権あるいは実父母との関わりというのに非常に大きな、やっぱり重要だというふうな認識の下、なかなかそこが、特別養子がクリアできない、特別養子が認められにくい、そこ辺りはそれでいいのかという問題ですね。先ほどどなたかが永続性というふうなお話がありましたけれども、永続的な親子関係を与えてあげる、そういう制度を使うときに余りにハードルが高いというのはどうなのかという、その議論はやっぱりこれからしていかなきゃいけないというふうに思っています。

最後に、子供省のお話で大変共感をさせていただきました。私も日本の縦割り行政にはやはりあ

あとと思うこともございますので、やはりこういうふうな一つの省庁で子供のことをきちんと見ていく

けるというのはいよろしいのではないかなというふうに思ひます。

どうもありがとうございます。

○参考人(辰田雄一君) 御質問ありがとうございます。

児童相談所の業務のところについてですが、虐待の急増というのはこれで止まったわけではあり

すし、心理司の配置基準についても今後明確に示していただきたいと思ひます。

そして、重複しますが、あと、調査権の話です。磯谷参考人の方からありましたこととおりに、調査を求める、その拡大ができたことは評価をしております。でも、まだまだ、やっぱり公私の団体に拡大していただきたいと思ひますし、今は、資料などを提供できるものとする、あくまでもお願いベースでしかありません。結局、今もそれで断られたりされています。

ですので、そこについては報告を求めることができる応答義務にしていただきたいと思ひています。そうしないと、やっぱり子供の情報だけではなくそれを育てる親の情報もなければ、この子を今一時保護しなければいけないのかどうなのか、そういったやっぱり判断、アセスメントができません。そこを是非お願いしたいと思ひております。

最後に、あと、児童相談所は相談部門だけではありません。虐待を受けた子、またいろんな子供を一時保護しております。そういった一時保護した子供たちについての職員配置についても現行の児童養護施設を改め、学習機会を保障する、保障を含めた一時保護所独自の最低基準を制定するとともに、傷ついた多くの子供たちのケアを含めた施設整備の経費、また一時保護委託等に伴う改善も講じていただきたいというふうに思ひております。

以上です。

○参考人(木ノ内博道君) 里親開拓の課題といひますか、問題ということなんですけれども、一つ目は、やはり認定会議そのものが、これは地域によつても違ふんですけれども、年に二回であるとかということですので、思い立ってすぐ里親になれるというものではなくて、大体研修も含めてやりますと一年、二年掛かってしまうというの、ちよつと残念かなというふうに思ひております。それからもう一つは、やっぱり里親というところポランテア意識が里親の方にもあるんですけれども、

も、例えば研修に行くとかあるいは認定に行く、非常に県の中で遠い場合もあるんですね。さらに、もつとひどいのはマッチングでしょうか。施設に何度も里親が通つて、子供を受託するに際して毎週土曜日に行く、そういった交通費も出るわけではないので、私は、少なくともこういつたところが里親の善意に寄りかかるだけではない、もつと交通費ぐらひは出していただきたいというふうに思ひております。これは、東京都初めて今年度、そういった里親委託する前提になった家庭を候補家庭というふう呼んで初めて取り組んでいただきました。そういうことが全国に広まっていたらいいかなというふうに思ひております。

以上です。

○西村まさみ君 三人の参考人の皆様、本当にありがとうございます。私たちが、多分共有した認識の下で、日本の宝である子供たちが親の環境に左右されることなく家庭的な雰囲気、本当は家庭が一番いいのは誰もが分かっていますから、それがかなわなかった子供たちに対してこれからは是非ともお力を貸しいただきますことをお願いを申し上げまして、質問を終えたいと思ひます。

ありがとうございます。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。今日は三人の参考人の皆様、大変貴重な御意見をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

磯谷参考人にお聞きをしたいと思ひます。

御意見の中にはありました児童相談所と弁護士の間わりについては、私はおっしゃるとおりだというふうに思ひます。

今回、この弁護士配置、児童相談所における弁護士配置を定めるということは私も画期的だというふうに思ひておりますけれども、お話にもありましたとおり、これがもし、じゃ必ず常勤と、そういうことになりました場合には、常勤でいていただくわけですから、子供の問題に精通した経験のある弁護士の方に来ていただきたいわけですが、

よね。しかしながら、そういう先生というのは、事務所を御自分で持つていらつしやつて、ほかの仕事も当然やっていますから、そういった事務所を全部例えはやめて、常勤で一定期間児童相談所にだけ勤めるということはなかなか難しいわけであります。ですから、そうすると、やはり比較的若手の先生ということになるわけですが、うなると、じゃ、経験が十分かという問題も出てくる。

ですから、やはりこの人材の確保というのが非常に課題だと思ひますし、おっしゃるとおり、仮に比較的若手の常勤弁護士の先生をいたただくということになった場合には、一人じゃ分らないこともたくさんあると思ひますので、弁護士会の先生方と地域の先生方とよく連携をいただくといいことが非常に重要であると思ひます。

地域の実情に合わせてということも全くそのとおりだというふうに思ひます。私は神奈川なんですけれども、神奈川でも全ての児童相談所に複数の弁護士の先生が担当で付いていただいています。実際に相談所に行つて会議をするのは月に何回かもしれませんけれども、何かあればすぐに電話とかファクスとかで連携を取つて相談ができるようになっていいます。

そうした連携が取れるようになるまでには、弁護士の先生たちのそれまでの御苦労がいろいろあつて、試行錯誤もあつて、だんだんと児童相談所と信頼関係を築いてきて、そういう歴史があるわけですから、それがそれぞれの地域にあると。

そういったことが今回のせつかく弁護士配置を位置付けるということで何か阻害されたりするようなことがあつてはもう本末転倒ですので、そうした地域の実情に配慮をした、そういう運用にしていかなければならないと思ひております。

そういつたことを思ひわけですけれども、児童相談所と参考人の方でも資料に書いていただきたましたとおり、今回の法改正に伴つて、これを契機にして児童相談所と弁護士との連携を更に深めていくということが期待されるという御指摘で

した。今までも連携はあるわけですが、じゃ、具体的にどのように深化をさせていくことが重要かという点をまずお聞きしたいと思ひます。

○参考人(磯谷文明君) どうもありがとうございます。

本日に今、先生に大変私の申し上げたいことを理解していただいたということがよく分かりまして、大変心強く思ひました。

連携をこれから深めていくことですので、でも、先ほども少し申し上げましたが、やはり東京とか先生の神奈川とか非常に既に連携が深まっているところもありますけれども、率直に申し上げて、全国を見渡しますと、まだそこで行つていないところがむしろ大多数だというふうに思ひております。

そういう意味からしますと、まず非常勤でいいのでとにかく弁護士を各児相に配置しようというふうなところからスタートするというのは現実的でもあるし、また関係を全体的に深めていくという意味でとてもいいことだと思ひております。

この点、今日は私、日弁連代表して来ているわけではございませんけれども、日弁連の方もできるだけそういったことに対して応じられるように、弁護士の育成とか、あるいは非常勤でも何でもなった弁護士のサポートをするとか、もう実は、この十月一日が施行というふうに伺つておりますので、もし成立しますと、本当に時間がないんですけれども、今急ピツチでその辺りどうするかという議論をもう既に始めているところでございます。できる限りそういう意味ではいい形を我々もつくつていきたいと思ひております。

ありがとうございます。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

もう一問磯谷先生にお聞きをして、ちよつとそれで時間がいっぱいになるかなと思ひますけれども、最初の方に体罰禁止について端的な形では盛り込まれなかったというところについて指摘をい

ただきました、民法との関係についてはどういうふうに考えていったらいいのかなと思いが、今後もし引き続き議論を深めていくということが重要ではないかと思っております。

参考人は、民法とは別に、児童福祉の観点から体罰を禁止することは法制上も問題ないというふうに考えていらっしゃるということですが、この点についてもう少しお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○参考人(磯谷文明君) 引き続き御質問ありがとうございます。

体罰につきましては、やはり悪いことをやった子供だから叱られて当然だというふうな従来の考え方が一方、しかし、その体罰で実質的な虐待を肯定してしまうというふうなことがもう現場ではよく見えるものですから、私もやはりこの体罰というのが望ましくないんだということとをきちんと国民の皆様に御理解いただくということがとても重要だというふうに思っているわけです。

ですから、例えば体罰をしたからそのことだけで何か処罰をするとか、そういうことではなく、少なくとも体罰というのはよくないんだということとをきちっと御理解いただく、これが物すごく重要だというふうに思っております。

そういう意味で、ある考え方からすれば、体罰というのは懲戒権の一環なわけだから、懲戒権は民法のことだと。今回、児童虐待防止法、児童福祉法の改正だから、民法とは別なんだから、そこまで踏み込むのはどうかという話も何か聞くことがあるわけですが、私としてはむしろ、民法ではそれはできるのかもしれないけれども、児童福祉の価値観といいますか、児童福祉の考え方から体罰というのはよろしくないんだということとを打ち出すということは、やっぱり一般の家庭にとっても重要だというふうに思っております。

具体的には、今回事務局の方で関連資料として配付をさせていただいております通し番号十五パー

ジのところ、これは私が専門委員会の中で作成をいたしましたもので、条文イメージというものをちよつと作っておりますけれども、第一条の四項のところ、何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれのある罰を与えてはならない、こういうふうなことを設けることは十分可能ではないかなというふうに思った次第であります。

ありがとうございます。

○佐々木さやか君 以上で終わります。ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

三人の参考人の皆さん、ありがとうございます。まず、磯谷参考人にお伺いしたいと思うんですが、本改正案の一条に子どもの権利条約の精神ということが明記されたことの意義なんですが、これはやはり保護の対象から権利の主体という点では非常に画期的ではないか、非常に大きな役割があると思うんですね。先ほど参考人もこれからこれはじわじわ効いてくるというふうなお話をされましたけれども、このことでのようなことを期待されているか、その意義も併せてお聞かせください。

○参考人(磯谷文明君) 御質問ありがとうございます。日本は御承知のとおり子どもの権利条約は締結をしているわけですが、なかなか実際の法制度に浸透してこなかったというふうに思っておりますが、今回、この児童福祉法にそのことが、しかもその一番最初に明記されたというのはとても画期的だと思いますし、この点は、私の理解では大臣が随分この子供の権利ということをお考えになったと伺っております。そういうところも反映されたものというふうに理解をしております。

これがどういうふうに効いてくるかというところはなかなか容易に予測は難しいのですけれども、やはり子どもの権利条約の一つの大きな目玉

というのが意見表明権で、やはり子供が自分のことについて意見をきちんと述べて、かつ、年齢や成熟度等には応じますけれども、尊重されるということになっていきます。

児童福祉の現場でも、もちろん実際上は子供の話も聞きながら援助方針を決めていますけれども、それをもう少し明確に意識付けをしようというふうなこともこれから考えていくことになるのかなというふうに思っています。児童福祉というのはやっぱりどうしても子供を助けてあげるといふような形の発想になりがちですけれども、そこで一体、でも子供はどう考えているだろうか、もちろん子供が考えていることが全て正しいわけではないのは残念ながらそうなんですけれども、やっぱりそこをきちんと受け止めるやり方というのをこれから具体的に考えていけるんじゃないかなというふうに期待をしているところであります。

以上です。

○小池晃君 ありがとうございます。

辰田参考人にお伺いしたいと思うんですが、家族統合というのは本当に大変になってきているんじゃないかな。特に、阻害しているものは一体何なのかという辺りで、虐待の要因の一つにやっぱり子供の貧困ということが指摘をされていると思うんですね。現場でお仕事されていて、この貧困という問題が家族統合にどのような影響を与えているというふうにお感じか、お聞かせください。

○参考人(辰田雄一君) 御質問ありがとうございます。

虐待の発生している家庭について、イコールではありませんが貧困の家庭が多くあることは事実であります。当然そういった経済的な基盤の弱さ、またそういった家庭において、いらいだとかそういういったものがやっぱり力の弱い子供に向かってしまふというところで虐待が発生している家庭が数多くあります。

そして、まず、家族再統合に向けてということ

ろでは、当然虐待したことを親にきっちり認識してもらい、そのためにどうしたアブローチ、子供への関わり方だとか、そういったところをまたペアレントトレーニングなどいろんなケアを入れるのがやっていきます。ただ、当然、でも経済的な貧困が解決しているわけではありませんので、やっぱりそういったところにどのように親に対しての支援をどう入れていくか、そこもやっぱり並行して考えていかなければなかなか厳しい状況にあるうかと思えます。

○小池晃君 ありがとうございます。

重ねて、一時保護所の実態なんですけれども、非常に、非行、虐待、混合処遇となっているというところで、そこに過密という問題が加わって非常に困難が生じているというふう聞いています。ですが、その点のようにお考えでしょうか。

○参考人(辰田雄一君) 御質問ありがとうございます。

今、一時保護所の方も、本当に保護されている子供の種別は様々です。そこで必要な保護ということとは、やはり保護所がいっぱいだから保護しないということでは当然ありません。必要な保護は児童相談所長はしっかり判断して保護所に入れないければならないと思っております。当然保護所は一時保護所だけで対応するものではなく、また保護する子供の中で養育困難だとかそういうものがある場合は、例えば里親さんの方に一時保護委託を掛けたり、そしてまた学校の方に通学できる体制を取ったりとか、そこはいろいろ考え方はあるうかと思っております。

ただ、混合処遇は、そこは賛否、正直あります。そこへ虐待の子、また非行の子も入ってくる。そういう中で、じゃ、一律的にはどういった支援をしていったら、一律ではないところもありますし、個別的なところをしていかなければならない。やっぱり学校の教育の保障もどうしていったらいいかな。

先ほど質問の方で回答させていただいたとおり、その今配置の基準というのが児童養護施設

に準じてなんですね。そこは一時保護所独自の職員配置だとか、そういったこともやっぱり考えて、個別のニーズに応えられる体制を整えていかなければならないと考えております。

○小池晃君 ありがとうございます。

本ノ内参考人にお伺いしたいと思います。

先ほどのお話聞いて、やはり里親などの家族的養護の非常に重要性、意義ということは大変大きいというふうに思いました。これ進めるべきだと思ふんですが、当面すぐに施設、置き換えることが現実にはなかなか難しい、諸外国のような方向に持っていくべきだと私も思いますが、そういう中で、施設処遇の在り方について里親の立場から施設に望んでおられること、このようなやっぱり施設処遇でもこういったことが必要なんじゃないかという御提言いただければと思ふんですが。

○参考人(本ノ内博道君) 今、十五年計画で家庭的養護に進めていこうというような国の方針も出ておりまして、まずはやっぱり施設の小規模化ということに取組が始まっているかと思ふます。

今、五十人以上の施設が半分ぐらいあるというようなことで、やはり集団養育を個別養育の方に切り替えていくということが一つだろうと思ふますし、あわせて、家庭養護を増やしていくというようなそういう部分があるかと思ふますし、それから、施設を今のような施設ではなくて、もっと療育ができる、課題を持った子供たちに対応できるような、そういう施設に変わっていくというようなこともあるでしょうし、もう一つ、例えば乳児院などは働いている人が乳児を専門に養育でき、家庭に連れて帰れる、赤ちゃんを、そういうような、場合によっては職業里親になるのかもしれないけれども、何らかのそういった新しい仕組みをつくり出して、それで施設を変化させていくというようにすることが可能なかなというふうに思っています。そういった議論を専門委員会でもしております。

○小池晃君 ありがとうございます。

最後に、もう一回磯谷参考人にお伺いしたいんですが

ですが、磯谷参考人の資料の最後のページに陳述では触れない問題点というのがありますが、もしよろしければ、簡潔にでも感じておられる問題点をお話し願えますか。

○参考人(磯谷文明君) ありがとうございます。

これは、差し出がましいのですけれども、私がほかの法律関係者と話をしているときに、どうなんだろうねというふうに思っていたところで、先生方はこれから政府の方にもいろいろと質問などをされるんだらうと思ふますので、全くの御参考というところで作成いたしました。

まず、一つ目の丸のところなんですけれども、これは、養子縁組その他の児童も含めて、そういった方の相談に応じたり、必要な情報提供、助言をしたり援助をしたりという規定であります。これはもちろん非常に有意義な規定ではありますけど、その中に特別養子によって親族関係が終了した実方の父母も対象に含んでいるということから、一体どういうふうな支援を想定しているのかなというところがちょっと見えてこないよねというふうな議論をしていたところでです。

それから、二つ目の児童福祉法四十八条の三の方は、施設とかが市町村、児童相談所などと協力して親子の再統合のための支援等をやっていくというところで、これまた非常に重要なことなんですけれども、里親さんがやはりこの中に義務付けられているわけですね、里親さんもそういう措置をとらなければならぬということになっている。ただ、本ノ内参考人のお話からすると、力のある里親さんだったらいけるのかなという気もしますけれども、一つは里親さんに過大に負担にならないかなというふうなこと、特に親子を再統合というところまで、日々の生活もすごく大変だと思っておりますので、そういう意味でここまで期待をするというのがちょっと酷なのではないかなというところと、あと、やっぱりどういうふうな措置が想定されているのかなというところは疑問に思っています。ありがとうございます。

ありがとうございます。

○小池晃君 大変ありがとうございました。終わります。

○東徹君 おおさか維新の会の東徹でございます。

三人の参考人の先生方、もう本当にお忙しいところありがとうございます。また、日頃、児童虐待という大変重たい社会問題に取り組んでいただいていることに本当に敬意と感謝を申し上げます。

まず、磯谷参考人の方に、ちょっと先ほども佐々木委員の方からありましたけれども、体罰の禁止のことですけれども、これ海外では、家庭で子供に体罰を与えるというか、そういったことに対して法的にあるのかと思うんですが、そういうことが御存じであればお話ししていただければと思ふます。

○参考人(磯谷文明君) 御質問ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたように、この体罰の禁止ということは海外ではやはり法律上の禁止ということが進んでおりまして、代表的な例としてはスウェーデンの例がよく挙げられると思ふます。最初は体罰容認の考え方が強かったけれども、法改正をして体罰は駄目なんだよということの明らかなにしたことで、徐々に徐々に一般の国民の方々もやはり体罰に頼るべきじゃないんだという考え方が増えてきたと。やっぱり、その法改正が国民の方々の意識に影響してくるんだというのが非常に分かりやすい例だったかと思ふます。

そういうふうな実例も踏まえて、また検討していただければと思ふます。

○東徹君 ありがとうございます。

では次に、辰田参考人の方にお伺いをさせていただきます。

児童相談所も大変今虐待の件数も増えてきておいて、児童相談所の職員というのはもう本当に疲弊しているというふうなことをよく聞きます。先ほども都の定数を増やしたというふうなお話が

ありました。

一つは、そういった児童相談所の相談援助業務をされる職員はどういった資質を持った方が、資格はもちろんあるかもしれませんが資格だけではないというふうに思っております。もう一つは、やはり人数的に、例えばどこかの児童相談所でもいいと思うんですけれども、一つの児童相談所を取り上げればこれぐらいの人数は要るんだとか、もしちょっと参考になるようなお話が聞ければと思ふます。よろしく願っています。

○参考人(辰田雄一君) 御質問ありがとうございます。

今本当に虐待の件数が増加してきているというところの中で、本当に児童相談所は今、在宅指導のケース、施設入所、里親委託しているケースを持ちながら、また新規の虐待通告があればもう待たなし、今までやってきた業務を止めてもうその対応に当たらなければならぬという状況になります。そして、当然虐待の対応ですので、一人の福祉司が対応しているわけではなくて、複数のやっぱり職員でもって調査をし、親との面接、子供との聞き取り調査を行っていきますので、その件数に、ただ一件でもほかの相談とはちょっと趣旨が違ってきているんですね。そういった上で、体制の強化は、人の強化はしていかなければならないと思っております。

そして、福祉司としては、当然国の方でも児童福祉司の資格基準は定められております。国家資格の話も出ていますが、資格を取ればいいというものではないですね。運転免許と同じだと思うんですが、そういった。当然、その資質をどのように上げていくかということが必要です。

東京都におきましては、新人の福祉司については、まず配置後約一か月ぐらい集中的に研修をしたり、またロールプレイングの研修もしたりしています。その後、間、間にまた研修を入れる、中堅の研修、また上級の研修だとかいうところで更に資質を上げていく。また、法改正もありますので

で、そのためにどのような対応をしていくかというところで、本当に育成というのが不可欠だといふに思っております。そういった支援体制を整えなければならぬと思いますし、国の方も今度はそのような研修も企画していただけたらと思いますので、そこにもしっかりと参加させていきたいと思っております。

一つの児童相談所についての程度かというところについては、なかなかちょっと難しい問題であります。児童相談所は本来にあらゆる相談を受けて対応しておりますので、今後、二年後にまた児童相談所の業務の在り方についても検討していくということになっておりますので、障害の相談とか、また本来区市町村でも対応できるような養育相談とか、そういったところのやっぱり見直しだとか、そういったことも今後の検討になってくるのかなとは思っております。

○東徹君 ありがとうございます。

もう一つ辰田参考人の方にお聞きしたいと思いますが、今回の法改正で特別区の方にも児童相談所が設置できるというふうなことになります。今、東京都で十一でしょうか、都内で児童相談所の数は、特別区でも設置できるということになれば、そこで独立してやっていくということになるんだらうと思っておりますけれども、これまでの都がやってきたことと特別区がやることと、この辺の関係というのは変わるとか何かありますでしょうか、問題点とか課題とか。

○参考人(辰田雄一君) 特別区で児童相談所を設置したということであれば、当然、例えば区が児童相談所業務と今まで培ってきた区市町村の相談の支援の部分も一緒にやらなければいけなくなると思います。そのために、子供の最善の利益、子供の安全、安心を守る観点でどういったことを考えていかなければならないかというところを考えると、児童相談所長、児童福祉司、児童心理司、また保護所職員の人材の確保、育成をどのように考えていくか。また、一時保護や施設入

所に当たったの広域の調整の仕組みの構築が必要となるとおります。

具体的に広域的な調整がどういふことかといえます。例えば一区一児相という形になった場合、虐待をした、児童相談所が職権保護をしたというときになった場合、親御さんは当然、ふざけるなど取り返しに來たりしています。そこでまた騒ぎも起こしたりします。そうすると、児童相談所で、一区、イメージだと保護所一つという話になると、やっぱりその声を聞くだけでも子供はおびえる、安心できる保護先ではなくなってしまうんですね。

それとか、また非行相談もあります。非行も例えばグループで悪さをしまして警察からの児童通告で保護された場合、複数の子供が同じ保護先にいるというところは、なかなか職員の手導にも従わない、例えばそこで職員に対して暴言を吐くこともあろうかと思えます。そうすると、ほかの子供たちの安心も守れなくなってしまうと思います。そういった場合、区市町村をまたぐ広域的な調整をどのようにやっていくか、またそこは都も含めた検討材料になってくるかと思えます。

○東徹君 ありがとうございます。

続きまして、木ノ内参考人に最後一つだけお聞きしたいと思いますが、お話の中で、最近、専門的な養育スキルが必要になってきたというお話がありました。専門的な養育スキル、具体的にどういったことか、教えていただければと思います。

○参考人(木ノ内博道君) 今非常に多いのはやはり発達障害的、的と言わざるを得ないです。生来性的な脳の障害だといふふうに言われている発達障害というものは本当に少ないはずなんですけれども、虐待を受けたとか、あるいは、ひよつとしたら発達障害で養育がしにくいから虐待を受けたのかもしいないんですけれども、現在のところ、これは施設でも里親でも三割を超えるような子供たちが発達障害的であるという。発達障害についても、学習障害であるとか、あ

るいはADHDという多動傾向があるとか、あるいは引きこもりみたいなこともありますし、簡単ではないんですけれども、症状そのものはです。そういったことに對する専門的な見解をいただけるのは本当に少ないですね。

養育のしにくさに付き合っていくというのは、本当に手探りのままやっていて、基本的に私も里親から相談を受けたたりするんですけれども、養育そのものが基本的には手探りなので、余り病名を付けてくれたからそれで安心というものではないんだらうとは思っていますけれども、その辺の難しさがありますね。

それからもう一つは、やっぱり虐待等で出てくるのは発達遅滞、発達が遅いということですね。そのために、まだ四、五歳になるのにおむつが取れないとかそういうことがありますので、こういった非常に、何というかしらうかね、課題を抱えた子供たちが増えている。それに対する相談機関としてなかなか的確な反応をしてくれるところがない。更に言えば、やっぱり小児精神科みたいなところは三か月待ち、半年待ちというようなことであったりということ、なかなか専門家とながれないということがあります。

以上です。

○東徹君 ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。現場で子供たちのために頑張っている方々、参考人の皆さんに心から敬意を表します。また、今日はお忙しい中、本当にありがとうございます。

まず、木ノ内参考人にお聞きをいたします。里親制度を応援することは大変重要だという観点からやってきましたし、アン基金を始めいろいろな皆さんたちとも交流をさせていただきました。今日、やはり本日は家族的に自己決定権を子供たちが育めるようなことを応援すべきですし、それから福岡などでグループホームでやっているようなところも訪問したことがあります、改めて、どうい

ことをやればもつとこの里親制度が充実をしていくのか、それについて御意見を聞かせてください。

○参考人(木ノ内博道君) 先ほども申し上げましたけれども、一番大事なことは、やはり社会の認知といえましょうかね、多分、これは社会的養護そのものが非常にこういう施設、施設というのは非常に山の上であつたりとかあるいは海の近くであつたりとか、都心部になんていいますね。ある種、隔離機能を持ったんじゃないのかな、戦後間もないのときにはですね。

そういうことから、目に触れない、極端に言ってしまうと、保護されたら地域では行方不明の子供になってしまふ、ちょっと言葉が過ぎますけれども。地域の人々には、その子供がどこへ行つたのか分からない、里親のところに来る子供についてよく分からないというふうなことがあるので、その辺の社会的養護の仕組みそのものを普通の人々が理解していただく、社会がですね。その中で里親の役割もやはり正しく認識していただくような、そういう、啓蒙活動と言つたらちよつとあれですけれども、社会的な認知が必要かなと、これが大事だと思っております。

○福島みずほ君 辰田参考人にお聞きをいたします。

児童福祉司さんが全国で二千八百人ほど圧倒的に少ない、あるいは児童福祉司さん一人当たりの虐待案件が百四十件もあるというふうにも聞いています。つまり、一人の児童福祉司さんがたくさん件数を抱えていて、なかなか訪問をしたり、なかなかケアができない。ですから、児童相談所が子供の虐待についてとても頑張っているというところは本当に分かるんですが、もつとその児童福祉司さんの数を増やすとか、この点についての御意見をお聞かせください。

○参考人(辰田雄一君) 御質問のとおり、児童虐待は急増、右肩上がりをしております。今後もこの傾向は当面続くだろうと思われまふ。そのためには、やっぱり児童福祉司が適正に一つのケース

に丁寧に対応できる、そういった配置基準が必要だと思っております。

さっき言いましたとおり、本日に虐待のケースが通告があると、もうすぐ初期対応に当たらないといけない。本来行かなければいけない家庭訪問をキャンセルする、キャンセルすることによってまたその家庭と切れていってしまうんですね。そうすると、せっかく介入、支援とかできていたものができなくなってしまう。そういったところでは、まだまだ児童福祉司、心理司、また、当然児童相談所でも対応できるものだけではありませんので、区市町村も含めた支援体制の強化というのをますますしていかなければなりませんし、今後もそれを強く望みたいと思っております。

○福島みずほ君 辰田参考人にお聞きをいたします。

警察と児童相談所の間の情報の共有ということ。例えば、警察には、どなり声が聞こえるとか子供の泣き声が聞こえるであつても、いや、単なる夫婦げんかだというふうに言われると帰ってしまうかもしれないし、児童相談所の案件を地元の警察が知らなくて、そこが切れてしまうというところなども聞いております。

ですから、児童相談所と警察の情報共有をしかりやつて、そしてやはり対応ができるようにすることが大変必要だ、それによって虐待死を減らすことができる、なくすことができるというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○参考人(辰田雄一君) 警察との連携についてでございます。

まずは、今警察も、夫婦げんか等、一〇番通報があれば臨場していただいています、そこに、夫婦げんかの場面に子供がいるということであれば、その心理的虐待ということは各警察の方も理解していただき、児童通告、書類通告をいただいております。今、八王子児童相談所におきましては、通告の件数の一番多いのが実は警察署で

す。

ですので、そういったところでは警察に連携を取れていますし、また、児童相談所が抱える案件の中で警察が、日頃からの連携の中でこういったケースをどのようにしていったらいいかということも相談体制も取れていますし、定期的に所管の警察署とも連絡会を開いております。そして、東京都におきましては、現在、警視庁の方から警察OBの方が派遣されています、八王子児童相談所のところにも二名の方が入っていただいています。

そういった意味では、本日に警察との連携が密に図れておりますし、本日に一緒に場合によっては動いていただく、そういったより良い連携が図られていると考えております。

○福島みずほ君 辰田参考人にお聞きをいたします。

平成二十七年九月十五日、全国児童相談所長会が厚生労働省に対して、児童相談所の機能強化と相談体制の充実等に関する要請をされていらっしゃると思います。とりわけ、児童虐待を行った保護者が児童相談所の援助を拒むという、保護者指導に關してなかなか大変であるということに關して、司法等の関与ということについて要望されています。

これは大変なことではないか。弁護士が関与するということももちろんとても重要だと思えますが、虐待をする親とある意味やらなければならぬというのとは大変で、この司法的関与についての御意見を聞かせください。

○参考人(辰田雄一君) 御質問ありがとうございます。

一つの例を出しますと、親子分離が必要だということの中で、施設入所、里親委託が適当だと思われるケースがあります。速やかになかなか同意してもらえないというところで、二十八条の申立てを行われて施設入所措置に至るわけなんです、それと伴って、児童相談所は保護者指導を掛けます。しかし、裁判まで起こしていますので、

当然、保護者の方は児童相談所のその後の指導に全く乗ってこない。当然、裁判所の方からは児童相談所に、申立てしているのは児童相談所です、そこは保護者と丁寧にと、また家族再統合が図られるように指導しなさいと勧告をいただくんですが、親に言っているわけではないんです、児童相談所がやる。

なので、そこについて保護者に対して、やっぱりそこは児童相談所とつきつちり、指導を受ける、また訪問も受け入れる、そういったものの関与が必要だということに思っております。

○福島みずほ君 先ほど質問が同僚委員からありましたが、市町村は、児童及び妊産婦の福祉に關し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならぬものとする、というのが入ります。これから、今までは都だけだったのがいろんなところにも広がるわけで、それは非常に可能性もありますが、逆にこれを真面目にやろうとする市町村は、区は、なかなか大変ではないかというふうにも思います。

これについての役割分担、あるいは逆に厚労省など政府に対する、こういうことが必要なんじゃないかという点について教えてください。

○参考人(辰田雄一君) 母子保健の部分であります、当然おなかの中にいるときから虐待が今後見込まれ、またその中にDVがあるとか、そういった者を特定妊婦であると思えます。

今は児童相談所の方もかなりそこについて関わるようになってきています。そういった心配な者が母子保健の方から区市町村の方に上がり、区市町村の方でも、その親の評価、またその兄弟の養育状況がどうだったか、親の見立てをし、児童相談所の方に、今東京都が援助要請という形で関わってきて、おなかの中にいる段階から児童相談所も介入していきます。

その中で、まだ生まれているわけではないんですが、でも、今、毎年の死亡事例の検証を見ますと、ゼロ歳児の死亡というのがかなり多いです。そこをどのようにやっぱり生まれる前からどう

う支援していくか、それを児童相談所、区市町村、母子保健、様々な機関とどのように連携強化していくかは今後のますますの課題だということに思っております。

○福島みずほ君 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないということなんですが、やっぱり虐待する親はしつこいという虐待をするわけで、極めて問題があると思います。これについては、ちよつと時間がもう来ますので、磯谷参考人の今日のアドバイスをしっかりとまた生かしていきたいと思えます。

○薬師寺みちよ君 薬師寺みちよでございます。よろしく願ひいたします。

本日に、今日は現場のお話を聞かせていただきました、まして、私自身勉強になりました。

実は、チャイルド・デス・レビューにつきましては私も以前質問をさせていただいたことがございます。私も衝撃でした。今までは六十何件、七十何件というふうな虐待による死亡例というのが報告されていた。だけれども、今回更に詳しくパイロットスタディーとしてやってみると、年間で三百五十人程度の子供たちが実は虐待で亡くなっているんじゃないか。これは大きな差がそこに生まれております。

大臣の答弁の中でも、今回の法改正の中で国における要保護児童に関する調査研究の責任というものを明確化する、その中で更に研究を行っていきたいというような御答弁いただいたところなんですけれども、このチャイルド・デス・レビューに対する参考人の思いとその重要性についてもう少し語っていただけますでしょうか、お願いいたします。

○参考人(磯谷文明君) 御質問ありがとうございます。本日にこの子供の死の全数調査というのは非常

に重要なものだと考えております。外国では既に、全体は私もよく分かりませんが、いろいろなところで行われているというふうな何とておぼやまして、そういったものも参考にしながら、日本子ども虐待防止学会の方で、こういった形で日本だったら導入できるのではないかと、いふふうな案を作っております。今日ちよつとそれを御説明する時間はないのですけれども、もし必要がありましたら、是非そういったところをお渡ししたいと思っております。

やはり地域において特に恐らく子供の死を一番把握するのは保健というところになるでしょうから、そういったところから情報を集めて、まずは恐らくスクリーニングをしていくわけですね。明らかに病院で普通に例えばがんとかで亡くなっているという場合は、それは除外していくけれども、そうじゃないものを絞っていくって、検証されていないものについてはピックアップして更に検証する。そして、その結果について定期的に自治体、場合によってはひよつとしたら国ということも考えられるかもしれないけれども、こういうふうな死亡事故がありましたよと。

例えば、やつぱり虐待と関係ない事故でも非常に参考になるんですね。こういう遊具で遊んでいる事故が実は全国で幾つかありましたといううなことで、当然それを直さなきゃいけないわけですね。また、御指摘のように埋もれている虐待を見付けるといふこともありますので、この全数調査というのとはとても重要だといふふうに思っています。

是非、また情報提供はさせていただきたいと思っておりますので、御参考にしていただければと思っております。ありがとうございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。私もちよつとこれは今後も追っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

辰田参考人にお伺いさせていただきます。

先ほど警察との連携という中で八王子の事例は御紹介いただいたんですけれども、全国的にもまだまだそういう体制が取れていない地域もあると私伺っておりますが、その辺り、ほかの地域の現状につきましても、御存じのことがございましたら教えていただけますでしょうか。

○参考人(辰田雄一君) 都内のことは当然分かるんですが、他県についてどういったことを今具体的にされているかというのはちよつと、済みませんが、把握していませんが、当然これだけ警察からの通告も増えてきておりますので、所管の警察とはより良い連携を取っているかと思っておりますし、今回、厚労省の方からも、警察からの照会ですとかね、相談歴の照会についても迅速に児童相談所は対応するように、またその通告があったことについてはちゃんと記録にもとめるようにということが出ております。

です、そういうものをちゃんとすり合わせをして、また、警察から以前相談歴の照会があったケースについて虐待通告があればまたうちの方からも警察と連携をし、それをケーススワークの中、またアセスメントの中で生かして取り組んでまいりたいといふふうに思っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。警察からの通告というののも一つの手かもしれないけれども、児相から警察へといったような相談件数というののも増えているんでしょうか、教えていただけますか。

○参考人(辰田雄一君) 当然、これだけ虐待が増えつつありますので、児童相談所から、こういったケースについてどういった対応を一緒にしてもらえるか。また、特に乳幼児ですね。保育園とか幼稚園とか学校とか、在籍のある子供はそこで安全確認が図れるんですが、家庭児はなかなか安全確認が図れません。家の中にいますので、訪問しても会えないとか。そういったこととか、また場合によっては警察も一緒に行っていたらどうか、協力依頼をして連携を図っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

木ノ内参考人とそれから辰田参考人にお伺いさせていただきます。先ほど、同僚議員からも一時保護の問題というものが指摘されてきたかと思っております。その一時保護の、今後、いわゆる満杯状態なので、じゃ次にというところで、どなたか適切な方に委託して一時保護というものを行わせるという方策も考えられておりました。先ほど御紹介いただいたように、それが里親というふうな対象にもなり得るということですね。

そこで、更に里親になる方々は一時保護の役割も担わなければならない。大変これ難しい問題が生じてくるかと思っております。その点につきまして、辰田参考人、そして木ノ内参考人、御意見をいただけますでしょうか。

○参考人(辰田雄一君) 御質問ありがとうございます。

当然、保護される子供には様々なニーズがあります。その中で、虐待だとか非行だとかということではなくて、本当に家庭の事情で一時預かりを児童相談所で、ショートステイが利用できなくて、しなければならぬケースについて、一時保護所で受けるのではなくて、可能な限り、その子供たちがそこで生活している地域、また学校や保育園などと、そういったところに継続できるように、その中で里親さんの方に一時保護を委託するケースがあります。

ただ、児童相談所でも初めてお会いする子供であつたりもしますので、こういった子供がまだよくアセスメントができていない。そこは、当然その所属のある学校とかでもいろいろお話を聞いて、それでお願ひできますかということでお願ひしています。

ただ、一時保護委託ですので、やつぱり委託費が、そんなに高くはないのでそこはまた厚労省の方にも考えていただいて、その生まれ育った地域で継続的に対応できるように、また今後も児童相談所は、里親委託、開拓、またその協力、連携に取り組んでまいりたいと思っております。

○参考人(木ノ内博道君) 一時保護を里親がやる場合、非常に最近では増えてきておりますね。より取組の深いところでは校区里親というふうなことで、中学校区であるとか小学校区で、必ずとか、その単位で里親を増やしていつて、できれば、一時保護所に入ると学校に行かせないので、学校に行けるような一時保護を考えようじゃないかと、あるいは、今また増えてきているのは赤ちゃんの一時保護なんですけれども、どうしても乳児院の場合ですとインフルエンザにかかっていたりするとほかの赤ちゃんにうつっちゃいますので、そういう子供に対して急遽受けてくれないかと、そういうことがありまして、一時保護に里親をお使いいただくというか、そういう中で、校区里親みたいな、少し、戦略的なといいますか、増やしていくような取組と、もう一つは赤ちゃんをきちんと受け入れられるような里親を増やしていきたいと、そういう試みをいろんな各地で取り組んでおります。

○薬師寺みちよ君 大変勉強になりました。最後に、磯谷参考人にもう一度お伺いさせていただきます。先日も虐待のことで私いろいろ質問させていただいたときに、今弁護士が常勤しているという児相が三つしかないというふうな一月の時点で答弁いただいたことがございまして、先ほどから地域の特性を生かしたような形にしていっていただこうかというお話ございました。

じゃ、必ずしも常勤がいいというわけではないんですね。どういう形というものが、例えば例に挙げればこういう形もあるよということで御紹介いただきたかと思っておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○参考人(磯谷文明君) ありがとうございます。常勤のメリットというのは、これは確実にあります。なぜなら、ずうっと児童相談所にいますのでいつでも相談ができますし、また逆に、自分が出ていくことといえますかね、周りで起こっている

て、あれっ、それもうちよつとこういうことをやった方がいいんじゃないのというような形で関わることもできます。

ですから、常勤の利点というのは決して否定するものではないのですけれども、ただ、恐らく御想像いただけたと思いますが、例えば公正取引委員会に弁護士が何年か行きましたと、その後は結構引つ張りだこなんですね。それはやっぱり大手の事務所からは是非と。ところが、児童相談所に三年間行きました、じゃ、その後どうなるのというところがあるわけなんですよ。

やはりそういうふうなことも考えますと、現実的には、先ほどこちよつと東京都の例も御紹介いたしました、非常勤という形、例えば週に少なくともでも三回は来てほしいと、ところが一人の非常勤ではなかなか難しいという場合に、非常勤を三人入れるということも可能ですよね。そうすると、先ほど申し上げたように、もう連携は我々としてはしていますので、その中の連携あるいは外との連携も含めて、しっかりサポートができるだろうというふうな思っています。ですから、そういう意味で、現実的にはやはり非常勤の配置から始めていくというのが望ましいのかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(三原じゅん子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を述べただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時開会

○委員長(三原じゅん子君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、石橋通宏君が委員を辞任され、その補欠として吉川沙織君が選任されました。

○委員長(三原じゅん子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長香取照幸君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三原じゅん子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三原じゅん子君) 休憩前に引き続き、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井みどり君 自由民主党の石井みどりでございます。

児童福祉法改正法案というところでございますが、児童虐待は、私、一九七〇年代から取り組んでおりましたので、感慨深いものがございます。先ほどの午前中の参考人の八王子児相の辰田所長のお話の中にもございましたが、児童虐待は急増しております。本年五月の警察発表ですと、児相に通告したのが三万七千二十二人、昨年と比べると二八％増加した、過去最多だという、そういうことでございます。そして、その虐待死に至っては、日本小児科学会の推計であります。医療機関や行政、警察の間での情報共有や検証が不十分で、多くの虐待死が見逃されているおそれがあるというふうに日本小児科学会は発表されております。約年間三百五十人であろうと。この中には生後間もない乳児が相当数いるということ、

いつもこの虐待の問題を取り上げるときは本当に胸塞がれるというか胸潰れる思いであります。塩崎厚生労働大臣も大変熱心に取り組んでいらっしゃるということ、聞き及んでおりますので、本日の法案審査を是非、衆議院に続いて参議院でございまして、よくよくお聞きいただければと存じます。

先ほど私、一九七〇年代からと申しましたが、小児歯科医でありましたが、私どもはオールペダイアトリックスという、口腔小児科医という感覚で見えておりました。ですから、全身を診て、そして口腔内を診る。ですから、診療室へ入られるときから、そこから診察がスタートしています。連れてこられた保護者の方との関係、あるいはその年齢にふさわしい心身の成長、発育をしているか、そしてどういう環境下で育てられているか、清潔な衣服を身に付けているか、あるいはきちんとして清潔な環境下で育てられているかというように、これも全て診て、そして、もちろん口腔内も診ますが、全身を診ます。

今の虐待する親は大変悪質といいますが、外傷とかあざが見えないようにするという深刻な事案もたくさんございます。そして、私が歯科医になりました当時は虫歯の洪水と言われていて、日本の子供たち、大変齲蝕が多かったんですが、今、学校健診に行っても齲蝕のある子供の方が圧倒的に少ない、あつたとしても非常に初期齲蝕という形でございますが、その中にも必ず、ほんの少数であります。重症の多数齲蝕を抱えた子供がいます。全てとは言いませんが、かなりの確率でネグレクトの可能性がございます。そういう意味で、もう臨床を離れて十年たちますが、臨床医をしてきたときにはそういう認識で子供たちと接しておりました。

そこで、歯科医師は児童虐待、特にネグレクトを発見する立場にあると思っております。児童虐待の早期発見のために全国の多くの歯科医師が専門的な研修を受けて、そしてそういう認識を持つて日々の臨床に臨んでいると思っております。

今回の改正法案には、児童福祉法、児童虐待防止法、母子保健法、母子父子寡婦福祉法の改正も含まれていると思っております。現行の法律では、児童虐待に対する歯科医師の役割については児童虐待防止法において規定されているという認識を持っておりますが、改めて、どの法律で歯科医師の役割が規定されているか、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(香取照幸君) 御答弁申し上げます。

今回御提案申し上げております改正案で改正する法律のうち、現行法上、歯科医師の役割が規定されている法律は児童虐待防止法及び母子保健法でございます。児童虐待防止法におきましては、児童虐待防止法第五条で、今先生御指摘がありましたように、児童虐待の早期発見という条項の中に、出てまいります。いま一つは母子保健法第十条、こちらは保健指導に関する規定のところに出てまいります。

今回御提案しております改正案の中では、新たに児童福祉法及び虐待防止法にそれぞれ規定を設けるということでございます。

○石井みどり君 今、現行の児童虐待防止法の規定というところでの御説明がございましたが、その法的身分ですね、改めて条文の法的解釈も聞きしたいと思っております。そして、法的解釈のみならず、現場でどのように歯科医師を含めた専門職が対応しているのか、そしてそれを国としてどのように評価されているのか、それもお聞かせいただければと思っております。

今回の改正法案の中でも、条文の中に歯科医師という文言が出てこなくとも、私は、例えば二十一条十の五のところの情報提供のところでありまして、病院、診療所とあります。通常こういうときは歯科の診療所も法的には含むんだというふうには私は認識をしておりますが、その辺りのところもお聞かせいただければと思っております。

そして、国として今後更にどのような歯科医師への協力を求められるのか、大臣のお考えをお聞

かせいたくとともに、今回の改正法あるいは現行法の法的担保のところをお教えいただけますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) ありがとうございます。

児童虐待を受けている子供さんたちは、大体不規則な生活習慣などから、今お話がありました齧蝕、虫歯が多いというような傾向にあるわけでございます。このため、児童虐待の兆しとか疑いを早期に発見をして適切な保護や指導につなげるという観点から、歯科医師の協力は不可欠というふうに考えておりました。現場の歯科医師の先生方の協力が児童虐待の早期発見やあるいは発生予防などに大きく寄与しているものだというふう

現行の児童虐待の防止等に関する法律第五条、先ほど局長から申し上げましたけれども、この第五条におきまして、医師、保健師等のほか、その他児童の福祉に職務上関係のある者は児童虐待の早期発見に努めるものとされております。この歯科医師等の例示されていない専門職はその他児童の福祉に職務上関係のある者に含まれるものだというふうな解釈をしております。明示的には規定していないものの、その重要性には何ら変わりはないというふうに思っております。

○石井みどり君 ありがとうございます。私もそのような認識でございます。

先ほど健診のお話をいたしました。学校健診というのは非常に重要な役割を持っておりますが、学校歯科の現場でも児童虐待防止の役割が大きいと思っておりますが、学校歯科医の協力についてどのような協力を想定をしておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 御答弁申し上げます。

学校歯科医でございますが、学校歯科医につきましては、健康相談、保健指導、そして健康診断のうちの歯の検査、それから疾病の予防に関する処置のうち齧蝕その他歯疾の予防処置などに従事

するということになっております。

児童虐待の兆し、疑いを早期に発見するという観点からしますと、先ほど大臣から申し上げましたとおり、歯科の状態というのは虐待の端緒の一つの大きなポイントになりますので、学校歯科医の御協力というのはこの分野では非常に重要だというふうに考えております。

学校における児童虐待の早期発見あるいは早期対応につきましては、文部科学省さんにおきまして、学校歯科医それから養護教諭を始めとして、教職員との連携強化というものを図るということと対応していただけるというふうにご承知しております。私ども厚生労働省におきましても、要保護児童対策地域協議会、要対協でございますが、要対協の構成員に学校側のメンバーに参加をいただく、あるいは要対協を活用して地域の学校全体の意識の浸透というのに取り組んでまいりたいということを考えておりました。そういった全体の中で、やはり歯科医師、特に学校歯科医の役割というのは非常に大きいものであると私ども認識しております。

○石井みどり君 本改正法案では、児童相談所設置自治体を拡大し、特別区も児相を設置できるようにした上で、法施行後五年を目途として中核市及び特別区が児相を設置できるような支援等の必要な措置を講ずることとしております。

児相は、昨年四月時点で全国に二百八か所あります。東京二十三区内では七か所ございます。中核市は、現行法上も児相を設置することができるとしておりますが、四十七の中核市のうち実際に児相を設置しているのは横須賀市と金沢市にとどまっております。

また、この改正法案では、市町村に対して、今御説明がありました要保護児童対策地域協議会、要対協の調整機関への専門職の配置、そして児相に対して、児童心理司、医師又は保健師の配置、弁護士との配置又はこれに準ずる措置を図ることを求めています。

そこで、児相設置自治体の拡大、あるいは要対

協の調整機関やあるいは児相への専門職の配置について、国と地方の費用負担割合はどのようになっておりますでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 答弁申し上げます。

まず、児童相談所でございますが、児童相談所は、現行、その設置と人件費を含む運営に関する経費、これは地方交付税措置ということになってございまして、これは地方交付税で措置されております。

その上で、一時保護所、保護が必要なお子さん等の安全等を適切に確保することによって児童相談所では一時保護を行うわけですが、その一時保護の場所として児童相談所が付設されますが、一時保護所につきましては、その設置、運営に関しまして、私どもで運営費及び施設整備費の助成を行っております。

具体的には、平成二十七年年度の補正予算におきまして、一時保護所の居室の小規模化でありますとか年齢とか入所事由に応じた処遇の確保を図るということ、国の補助、二分の一というものが一般ルールでございますが、特例的にこれを三分の二に引き上げまして、こういった個別の処遇を確保するための整備の促進を図っております。

それから、児相における高度で専門的な判断が必要になるケースというのは最近増えておりますので、そのための体制の確保あるいは児童の安全確認の体制の確保ということ、一部の専門職につきましましては補助事業を行っております。例えば、今お話のありました弁護士でございますが、弁護士については、現在では非常勤職員での配置ということになってございまして、これにつきましては、国が二分の一、都道府県二分の一という形で補助を行っております。

それから、市町村の要保護児童対策協議会、要対協でございますが、この調整機関につきましても人件費は地方交付税措置ということになってございまして、要対協の調整機関の専門性の向上というところで専門職の確保ということをお願いしておりますが、これに係る研修の経費につきまして

は、国、都道府県、それぞれ三分の一、当該市町村が三分の一という形で費用負担をしておるといいう形になってございます。

○石井みどり君 ありがとうございます。

現場における児童相談所、児相との連携の事例で大変希望が持てると思います。そういう取組がございまして、高松高検の検事長の酒井邦彦さんという方が司法の福祉化ということをおっしゃっておられて、高松高検、これ地検も含みますが、児相、学校、病院などと連携をして児童虐待防止に取り組んでおられます。高松の高検の範囲内ではありますが、こういう取組があるということが本場の一つの光明ではないかというふうに思っております。

非常に連携という言葉はよく出てまいります。提言を取りまとめられて、昨年、そしてそれを現実化するということを今している。かつては高検は、児相とかそういう機関は事情聴取の対象でしかなかったが、今は対等のパートナーとしてカンファレンスをしたりいろんな取組をされているんです。高松高検だけじゃありませんが、しかしこういうことが行われているということ自体が、もうやはり地域社会で取り組むとかそういうことに対して大きな追い風といえます。本当に深刻なケースがたくさんございまして、本当に深刻な場

もこういうふうに参加をするということが最近では起きているんだというふうに思っています。そこで、改正法案の附則第二条二項には裁判所の関わり方について今後検討する規定がございまして、この高松高検の酒井検事長は、児相がハブ的な役割を果たしつつ、司法も含めた様々な関係機関の連携を機能させていくんだ、そして検察はそのネットワークを強化するというための触媒になればいいということまでおっしゃっておられます。

では、この関係機関の連携を本場に実行させる、機能させるためにはどのような方策をお考えでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 今お話のありました高松高検の取組でございますが、二十七年四月に児童虐待防止と検察の在り方という御提言をされておられます。その中で、児童虐待の問題は社会を挙げて取り組む問題であるということを御指摘した上で、検察として、被害児童の負担軽減に努める、あるいは司法面接等によって供述の信用性をきちんと確保していく、あるいは刑事処分の前に被疑者の再犯リスクを的確に評価するというこのためにも児童相談所など関係機関のカンファレンスを実施するといったような御提言をされておられます。

今お話ありましたように、今回、改正法案附則二条の二では、司法との連携を強化し、要保護児童をより適切に保護するために、一時保護等の手続に関する裁判所の関与の在り方について検討するという規定がございます。

高松高検の例でございますが、高検自身が中にそういった児童虐待防止のプロジェクトチームを設ける、検察として、言わばそういった児童虐待問題の特性を踏まえて検察の捜査や処分等に当たる、あるいは自ら要保護児童対策協議会に参加をされるということで非常に積極的に関わってくださっているということで、これは今後の司法等との連携を考える上では大変参考になるものだと思います。うふうに思っております。

関係機関との連携につきましては、これ以外にも学校でありますとか医療機関、その他様々な機関との連携の形というのも私も考えていかなければならないわけがございますが、やはりこういった司法との関わりをきちんと担保するということは非常に重要でございますので、この点は一つ今後の関係機関との連携の柱として重要なものとして位置付けまして、ほかの自治体においても様々な形で、司法、警察当局あるいは検察との連携というものを強化するという取組を進めてまいりたいと思っております。

○石井みどり君 本改正法案では、特に児童虐待が発生した際の迅速的確な対応を可能とするため

に児相の権限の強化を図ることとなっております。

児童を保護する過程では、親の親権と児相の権限が衝突する事案が数多くあると承知をしております。この改正法案によって児相の権限を強化する趣旨をお聞かせいただくとともに、あわせて、親の親権と児相の権限が衝突する場面においては、私は、子供の安全の確保と安定した健全な育成が最優先であるというふうに思っておりますので、その上での調整が行われるべきだと考えております。この両者の調整をどのようにされるのか、御説明をお願いいたします。

○政府参考人(香取照幸君) 今回の改正法案におきましては、児童虐待の発生時の迅速的確な対応ということ、中でも子供の安全を最優先に確保するということを最優先に考えるということで、臨検、捜索手続の簡素化、それから虐待を受けたお子さんに関する情報提供の主体の拡大等々、児童相談所の権限の強化ということを図っております。

今、私も、児童虐待の手引というものを作って市町村や児相にお配りしているわけですが、その中でも実は一時保護という権限は児相長のみで与えられている非常に強い権限なので、子供を守るという観点からは、親御さんとの衝突はあるけれども果敢にこれを行使するようにということを手引の中で申し上げているわけですが、やはり現場では今先生御指摘のように親権との関係で様々な衝突が起こることとは現実にご覧いただけます。

今回は、今申し上げた中で、臨検、捜索というのがございますが、これは今児童虐待防止法に規定がございますが、児童虐待の疑いがある場合には強制的に解錠する、鍵を開けて部屋の中に立ち入って子供を連れ出すといったような実力行使を可能にするという規定でございます。この規定は大変強い規定でございますけれども、今回の法案では、一応親権あるいは住居不可侵といった基本的人権に関わる部分もございますので、引き続き

裁判所の許可を得てこれを行使するということは要件にしておりますけれども、緊急時の場合には、保護者の強い拒否、抵抗があった場合でも迅速にお子さんを確保することができるよう手続の一部簡素化をするということで、再出頭要求についてはこれを省略し、直ちにこの権限が行使できるようなという形で改正をお願いしているところでございます。

また、今回の法律の中では、親の意に反して施設入所措置をとる場合、あるいは親権停止あるいは親権喪失の審判の申立て、それから法的な観点からの保護者の指導等、法的な面で児童相談所が保護者に対峙する場面において児相の側で必要な措置を円滑に行うことができるように司法の言わば、何といいますが、体制を強化することということで、弁護士配置あるいはこれに準ずる措置というものをを行うということで、そういった司法面での体制の強化も図るということを考えてございます。

基本的には、親権との関係には一定の配慮が必要であるわけですが、やはり子供の安全の確保という観点から、これを最優先に児相が対応できるような体制を用意して、また、そういった先ほど申し上げましたような手引の考え方も含め、児相には考え方を徹底してまいりたいと思っております。

○石井みどり君 幾つか質問を用意したんですが、非常にもう時間がなくなってきましたので、どうしても聞いておきたいことだけちょっと伺いたいと思つて、少し飛ばさせていただきます。

被虐待児童のケアでございますが、虐待を受けて育った子供は本当に深刻な心の傷を負つてしまふ、非常に長期間にわたるフォローアップ、ケアが必要だということに思っています。乳児のときから受けた子供は、いわゆるアタッチメントロス、愛着形成ができないうことだから自己肯定感が持てない、非常に自己に対する不安全感が強いという、そのために思春期あるいは成長後も様々

な精神的な障害を負つたり疾患にかかるという現実がございます。例えば、アルコール依存になりやすいとか薬物依存になる。あるいは、虐待を受けた子供はDVの被害者にもなりやすい。それは、DVの加害者との共依存という関係をつくつてしまふというような非常に精神的には深刻な問題を抱える子供が多いというふうに認識をしています。

こういう虐待を受けて育つた方々、これ児童も含めてですが、こういう方々のケアあるいはそういう状況から救い出すというためには、本家の専門家の関与、乳幼児精神医学あるいは小児精神医学という、こういう本家の専門家の関わり、ケアが必要、特に早期からのケアが重要だと思つていますが、残念ながら日本にはこういう専門家が絶滅じゃないかというぐらい少ない、失礼な言い方ですが、これも失礼な言い方ですが、アメリカは虐待の先進国で、こういう専門家がたくさんいらっしゃる。日本の数少ない専門家もアメリカで研修を受けてこられた方がほとんどです。そういう意味では、まさに全て全国にというわけにはいかないと思いますが、やはり専門家、人材育成ということとは時間も掛かるし大変重要なことだというふうに思っております。

日本において、乳幼児の精神医学を専門とする医師はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 御指摘のように、乳幼児の精神医学を専門とするお医者さんの数は極めて少のうございまして、日本児童青年精神医学会の認定医が二百六十九名、それから日本小児精神神経学会の認定医が二百九十三名ということで、三桁のオーダーでございます。

○石井みどり君 今、本当に絶滅危種ぐらいの数字をお聞かせいただいたんですが、この乳幼児精神医学に非常に精通した専門家こそが、やはりいるんな心理司の方とか専門家とチームでケアに当たるといったことが重要であると思つていますが、そのために、厚生労働省はこの部門をどういうふうにつくられて、そして今後何をしたいこう、ど

ういうふうに取り組んでいこうとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○政府参考人(香取照幸君) 御指摘のとおり、虐待を受けたお子さんに関しては心の問題を抱えておられます。できるだけ早い段階で専門の医師等によるケアが行われるということが重要であると認識しておりますが、今お話ありましたように、専門の医師の数は極めて少のうございまして、なかなかこの体制をつくることは現状では困難であるということを思っております。

今般の改正では、児童相談所に児童心理司の配置あるいは医師の配置というものを専門職の配置として法律に書きまして、配置をするということと相談体制の強化を図っております。

また、平成二十年度から子どもの心の診療ネットワーク事業というものを用意いたしましたして、各都道府県に拠点病院というのを置いていただいで、その病院が地域の医療機関や保健所、児童相談所の支援をする、いろんな研修を通じて職員資質向上を図るといった形で地域の子供の心の問題に対するケアの体制というのを進めてまいります。

これまた全県に設置されておりませんので、この心の診療ネットワーク事業を全県展開するということをまず第一にやっつけていかなければならないと考えておりますが、こういった取組を通じて、お子さんの心のケアについて体制整備を進めてまいりたいと思っております。

○石井みどり君 もう本当に時間がなくなりまして、最後の質問になろうかと思いますが。

実は、自立援助ホーム、これもまだ東京にしかなくて、そして国からの何の支援もない、そのときは東京都から少し最初に支援があったというふうに、そういう施設の賛助会員みたいなのがあつて、私は一九八〇年代から、貧者の一灯ではあります賛助会員としてその援助をしてまいりました。残念ながら、国会議員になつてから寄附ができなないので、それをちょっと中断しておりますが。

この自立援助ホームではありますが、残念ながら四十七都道府県に全て設置されておられません。まだ七県がゼロという状況であります。この自立援助ホームが非常に重要だということは皆様そのように認識されていると思いますが、今回の改正法案では、現行では二十歳までしか支援が継続されなかつたのが二十二歳の年度末まで継続されることになりました。ただ、一割以下だという大学への進学者の方でも、中には、やはり病気やあるいは不慮の事故とかということで休学をしたり、そんなに四年間で大学から出れないという事態は想定されるわけでありまして。

今回の改正法案は一步というよりも半歩だろうと思うんですが、しかし二十二歳になったときに、大学も卒業していない、就職もしていない、自分で自立する糧を得ていなくともホームを退所せざるを得ないんじゃないか。何とか大学を卒業して就職して自分の力で自立できる、所得を得るというまでに継続した支援ができないものでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(香取照幸君) お話ありましたように、今回の制度改正で、自立援助ホームにつきましては二十二歳の年度末、基本的には大学卒業までいられるというようにするという改正をいたします。それから、同様に児童養護施設等についても二十二歳の年度末まで支援ができるようにというところで考えてございます。

法律上規定する年齢の上限ということではないですと、留年とか浪人とか個別のケースが出てきますので、法律上線を引くというのはいいますと、やはり一つの考え方では整理をせざるを得ないと思つておりますけれども、御案内のように、個別のケースで、病気をする場合もありますし休学する場合もあるということで、二十二歳の年度末を超えて在籍する方はいらつしやると思うんですけど、この点につきましては、運用面等を含めてできるだけそういった方々についても対応できるように、法律が成立した後の実際の運用の中で

ちよつと検討してまいりたいと思つております。

○石井みどり君 是非、せめて運用のところで本当にきちんとした支援ができるようにお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○西村まさみ君 民進党・新緑風会の西村まさみでございます。午前中の参考人質疑に続きまして質疑をさせていただきます。

私は、この六年間、子供の虐待問題に取り組んできた一人として、今回の改正案で理念を明確化して、全ての子供が健全に育成されるよう、虐待の発生予防から自立まで一連の対策を強化すること等々、明確化されたことは率直に評価をし、感謝を申し上げたいと思ひます。しかし、午前中の参考人質疑の中で御意見を踏まえて、若干不安な点や問題点、そして何よりも申し上げたい点、強くあるということでは、限られた時間の中でいというふうに思ひますが、限られた時間の中で多くのことを質問したいと思ひます。繰り返しになります御答弁はどうか簡潔にお願いをしたいと思ひます。

まず、児童虐待に対してどのように把握をするか、これが一番大切だと思つています。早期にその兆候をつかんで把握してそれを社会全体に周知すること、もちろん関係者は当たり前ですが、御近所の皆さんとか地域社会で生きている皆さんにもこのことを周知するためには、今どのような状況で、虐待ではないかという兆候、端緒を把握しているのかしていないのか、厚生労働省にお尋ねします。

○政府参考人(香取照幸君) 児童虐待に関しましては、福祉行政報告例というのが私もございしますが、この中で児相の相談対応件数を把握しております。

これによりまして、警察等、それから近隣知人、家族というところから寄せられた経路件数が一番多いわけですが、経路別の人数を把握しております。それからもう一つは内容別、これは心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトとい

たようなデータを押さえております。この中では通告としては実は警察が一番多くて、全体の四割弱を占めてございます。その次が近隣知人、そして家族といふようになります。

具体的にどのような事実を基に相談に至つたかということを見ますと、こちらについては統計は取つておりませんが、一つは、一般的なレベルを超えるような大きな子供の泣き声ですとか大人のどなり声、あるいは争いの声といったようなもの、それから不自然なあざなどの身体的な外傷、それから子供が特定の場所、例えば家の外で、玄関で家に入れないで放置されているといったようなものを見て通告に至るといふケースが多いと伺つております。

それぞれ、例えば子供の泣き声等々であれば恐らく近隣知人が通告する、あるいは警察経由で来るというところでしようし、不自然なあざ、あるいは身体的外傷というものは学校の健康診断や学校施設等での発見ということになるかと思ひますが、いずれにしても、こういったデータを的確に把握いたしまして迅速な対応につなげてまいりたいと思つております。

○西村まさみ君 局長、大変これ大切なことだと思ひます。もちろん、同じ共有した認識の下で今御答弁いただいたんだと思うんですが、身近、身近と言つたらあれですが、近くでそういうこと、子供を見たことがある人というものは、割と兆候といったら早い段階でまた次、隔離することができるとしても、御近所の方とか御親戚の皆さんといふのはもしかしたらと思つていても確実じゃないとなかなかこれを通報することができない、こういったことで大変残念なニュースが多々昨今あるわけですが。

例えば相談件数、二十六年で八万八千九百三十一件といつても、これはあくまでも氷山の一角であり実際はまだまだあるだろうというところは誰でも分かること、だから、これを何とか解決するためには子供の周りにいる大人からいち早い情報をキャッチして早くに見付けることが大事というこ

とは毎回毎回申し上げてきていますし、今の御答弁でも大変有り難いと思います。

しかし、統計を取っていないと今も局長おっしゃっていました、やはり統計を取って、こういう状況、こういう地域ではこういうことが必要なんですよということを広く周知させなければ、一部の、例えば虐待に関して職種の発見ができやすいとか見付けることができるのか、一度過去にあるとかいう方ならまだしも、普通の生活をしていく方々には周知ができないということ、是非ともこの統計を取ることもお願いしたいと思うんですけど、局長、どうでしょう。

○政府参考人(香取照幸君) 申し上げたように、通報の経路と具体的な虐待の中身については取っているわけですが、端緒ということではないかと、これはなかなか類型化することがちよつと難しいところがございます。

それと、そのこととは別に、私も、先ほど申し上げました手引でありますとか市町村に対するパンフレットなどの中で、例えばこういうことがあつたら気を付けてくださいといったような、今申し上げたような、例えば、ふだんないような声がありますとか子供が例えば毎日同じ服を着ているとか、あるいは先ほどお話になりましたように、何か非常に虫歯があつたり風呂に入っていないような状況があつたりとか、そういう端緒を見付けられるような幾つかの例示のものというものはお示しをした上で、一応、虐待防止法上、全ての国民には通報義務があるということになってございますので、そういったものはできるだけ広報してやっていただけるようにしているということにしております。

少し、何といいますか、虐待の類型分けでの統計は取っていますが、今おっしゃいましたような形で統計を取ることになりますと、どういふ類型の立て方をするかというのちよつと考えないといけませんので、先生の御主張はそれとおりにだと思っておりますので、できるだけきちんと把握できるようちよつと工夫はしてみたい

と思います。

○西村まさみ君 これは衆議院の厚生労働委員会でも岡本委員から端緒についてということで、しつかり厚生労働省と文科省とともにやるべきだということのような質疑があつたかと思ひます。私もそのとおりで、端緒、いわゆる物事の始まりとかいうところが一番大事であつて、その前段階で見付けることができるればそれが一番いいはずですし、何よりも始まりのハぐらいのところでは子供たちの心や体を傷つけることがないようにするという心とは非常に重要だと思ひますから、先ほどの統計を取っていない状況とか、先ほどの御答弁ではまだまだ不十分だと思ひますが、今、少し考えてみたいとおっしゃっていただくことには是非ともお願いを申し上げます。本当に大事なことです。

文科省にお尋ねしたいと思ひます。学校生活において、教職員また学校関係者が職務上児童の虐待を発見しやすい立場にあると私は考える一つの職種だと思ひますが、現状、今学校の中ではどういふ取組をされているのか、教えてください。

○政府参考人(藤原章夫君) お答えいたします。学校の教職員は、児童虐待の防止等に関する法律第五条におきまして、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定をされているわけでございます。

こうした中で、様々な教職員が連携を取りながら対応に当たっているわけでございますけれども、とりわけ、心身の多様な健康問題で保健室を訪れる子供の対応に当たっている養護教諭というのがございます。この養護教諭につきましては、身体的な虐待や心理的な虐待を発見しやすい立場にありますことから、児童虐待の早期発見、早期対応にその役割が期待をされているところでございます。

このため、文部科学省では、養護教諭のための児童虐待対応マニュアルを作成をいたしまして、その中で、不自然な外傷などによって児童虐待が

疑われる子供を発見したとき、学校医や学校歯科医などと連携して対応していくべきといったような記述もしておるところでございますけれども、そうしたものも含め、学校における組織的対応を指導しているところでございます。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

今文科省お答えいただいたように、学校医、学校歯科医という言葉も出していたと思いますが、私も、前の委員会でも申し上げましたが、私はつい先月も学校歯科医として自分の受持ちの学校、小児科の健診に行ってきました。私は低学年の担当だったんですが、先ほど石井先生の質問の中にもあつたように、今、本当に極端に虫歯が多い子というのはまず虐待を疑うという目で見なければいけない時代に入っています。

本当に虫歯がない、若しくは矯正装置を入れて逆に歯並びをきれいにしようという子はいても、本当に歯が、一年生ということでは六歳、大体六歳か七歳だとすると、六歳で、六歳で生えてくるべき六歳臼歯という一番奥の歯がもう完全に崩壊しているとか、かめる歯が既になんとか、こういうのを見たときに、就学、いわゆる学校へ入る前の歯科健診と要はカルテとを見比べてみると、半年ぐらいあつたとしても全く治療していないということ、これはやはり育児放棄につながるといふんじゃないかということを見ながら学校健診をしています。

ですから、養護の先生そして担任の先生と連携を組んで私も児童相談所に御相談申し上げたことでもありますし、その子の命を救つたことまでは言いませんが正しい環境の中に導くということのお手伝いをした経緯がある。だからこそ、学校の先生、養護教員と学校医、学校歯科医の連携は必要であり、情報を共有していくべきだと思うんですけれども、今現在では小、中というところではまづその上、若しくは小学校に上る子供たちの、なかなかお互いが共有できないような状況ですから、これは各省、先ほど参考人のときにも言つたんですが、子供に関わるところは是非とも一つの

省庁できちつと把握をするような仕組みづくりも必要なんじゃないかと思ひます。

一つお尋ねしたいのは、先ほど養護教諭の職務課程の中では児童虐待に関するいわゆるマニュアル等を作成して教育しているというお答えがございましたが、一般教諭、いわゆる学校の先生方については教職課程で児童虐待を学ぶ機会はあるのでしょうか。

○政府参考人(藤原章夫君) お答えいたします。大学の教職課程は、学生に対して教員としての最低限必要な知識及び技能を身に付けさせることを目的としており、限られた単位数の中で各教科の専門的知識や指導方法、生徒指導や進路指導の方法など一定の学習内容のまとまりを持った事項を学ぶことが法定をされているところでございます。

その中で、個別の課題についてどのように学ばせるかということにつきましては、各大学が自主的、自律的な判断の下、定めていく仕組みとなっております。例えば北海道教育大学におきましては生徒指導・進路指導の理論と方法という授業科目がございます。この中で、生徒指導の進め方として虐待について取り扱っております。また、上越教育大学の例で申し上げますと、子どもの教育・保育概論の授業科目の中で、幼児教育をめぐる問題として児童虐待について取り上げているといった例があるところでございます。

文部科学省といたしましては、こうした児童虐待についての大学における取組が進むように、今後更に先行事例や指導上の留意点など必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

先ほど厚生労働省にもお願いをしました、いわゆる物事の始まり、端緒を知ることには非常に重要であつて、学校の先生方も一番身近に子供たちを見るわけですね、学童を。そのときに、例えば度々遅刻してくるのか、やっぱり先ほどの服装の話ですか例えば栄養状況の問題、これ

は、学校歯科医、学校医又は学校薬剤師という者は年に数回しか子供と会う機会はありませんが、学校の先生は毎日接しているわけなので、そういったところが非常に日々敏感に感じられる。

そのためには、こういう兆候があったらこういうことを疑うということを知るためにも、学校の中でも、また文科省としてもこの端緒というものをしっかりと調べていく、そしてそれを教職員の先生方に共有して、一日も早く、何事もないうちに発見、そして子供たちの育成の環境方向を導くということが非常に重要と思いますが、文科省はそう思いませんか。

○大臣政務官(堂故茂君) 御指摘のように、学校における児童虐待の早期発見というのは非常に大事だと思えます。児童生徒の身体、行動、家庭環境の変化について、児童虐待を疑うポイントを示した教職員の研修教材を作成させていただいておりまして、各学校に周知させていただいているところです。

また、先ほどから議論なさっておられますように、学校保健安全法に基づいて行われる就学時の健康診断においては内科健診や歯科健診を始めとする各種の健診や検査が行われているほか、就学後に毎年行われている健康診断においても各種検査が行われています。虐待を発見しやすい機会でもあると思います。学校医、学校歯科医の役割は大変重要だと認識しています。

文部科学省では、各学校等に配付した手引において、歯科健診時における口腔内の不衛生や歯の破損、放置の発見、内科健診時の不自然なあざや発育不良の発見など児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、管理職を始め養護教諭、学校医、学校歯科医等を含めた校内連携を図り、児童虐待の早期発見や早期対応がより効果的に行われるよう、各省庁の連携、それから都道府県教育委員会などとも連携しながらしっかりと対応してまいりたいと思います。

○西村まさみ君 政務官、ありがとうございます。

私、衆議院の厚生労働委員会の質疑全て読ませていただきました。政務官は非常に、様々な子供たちの教育に関するところ、そして虐待を何とか早期に発見することという御発言を頂戴していること、心から感謝をいたしますと同時に、是非とも、文科省と厚生労働省と、省庁は離れていても、違っても、同じ認識、それを共有して子供たちの、児童の虐待防止に大きくつながるような施策をつくっていただくことをお願いを申し上げます。

次に、先ほど石井先生、最後に質問されてしまった自立支援ホームについてお尋ねしたいと思えます。

今回の改正で、二十二歳の年度末まで、大学等の就学中の場合の拡大についてということで、半歩前進だと私は思ったところ、先ほど石井先生の質問に対して局長が、個別で運用で少し柔軟にできるのかなというように大変有り難い御答弁があったと思うので、改めて確認をしますが、二十二歳の年度末、必ずしも大学はストレートで入るわけではないですし、仕事もしながらとかアルバイトもしながら、社会常識を身に付けながら学べば四年間で卒業できるとは限らない。また、例えば専門大学、医学部とか歯学部とか薬学部とかそういった六年間の大学、望んで行った場合は少なくとも二十二歳で大学をストレートで行ったとしても卒業するわけではない。

そういう子供たち、学生にも、先ほどのお話だと、その個々の状況を踏まえて運用面で対応していただけるというお答えだったのでよかったのか、確認させていただきます。

○政府参考人(香取照幸君) 先ほどもちょっと御答弁申し上げましたが、考え方としては、基本的には学業の継続に悪影響がないような形で御支援を申し上げる形を考えたということ、今回、二十歳から二十二歳の年度末まで、四年制大学の卒業する時点までの援助ということで考えました。これは、先ほども御答弁申し上げましたが、自立支援ホームだけではなくて養護施設等に入っ

ておられるお子さんについても同様の問題がありますので、自立に向けた支援ということで二十二歳の年度末までと考えております。法律上対象年齢を規定するということになりますと、浪人した人もいれば留年した人もいるので個別に対応するので、考え方として四年制大学の卒業の標準的な年次ということでやるということとでやらせていただいております。

その上で、お話しのような浪人とか留年とか様々な事情で休学したような方についてはちょっと運用の中で対応するというところで考えておりますが、ここは当然、それは、何と申しますか、予算措置等々を行うということになりますので財政当局とも調整しないといけないので、やりますというお約束を今ちょっとするわけにはいきませんが、私どもとしては御指摘のような場合は十分認識した上で前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

○西村まさみ君 専門的な大学も含めて前向きに検討してくださいということでもいいですね。

○政府参考人(香取照幸君) 大学院までということになりますと、基本的には今四年制大学ということで二十二というところになっておりますので、その上の大学院等々ということになりますと、これはまたちょっと少し議論をしないといけないので、留年なんかの場合とはちょっとまた別に議論をしないといけないので、御指摘があったことを踏まえてちょっと検討させていただきたいと思えます。

○西村まさみ君 医学部、歯学部はどうでしょう。

○政府参考人(香取照幸君) それも含めて検討させていただきます。

○西村まさみ君 家庭環境に大変残念ながら恵まれない子供たちでも、自分は医師になりたいとか薬剤師になりたいという子がいるはずで、その子たちが、支援がないから道志することができないなんていうことはないようにしなければいけ

ないと思っていますので、是非前向きに、半歩前進と思ったところから一歩前進と思いたいの、是非厚生労働省の中でしっかりと検討していただきたい、前向きにと思えます。

その一方で、私は前の一般質問のときに申し上げたんですが、就労していても、確かに就労すれば一定の収入を得ることができるところから自立支援ホームというわけではないというのはよく分かります。ただ、児童養護施設を退所した子供の大体四〇％ぐらいが一年以内に離職してしまう。また、三年を超えると七〇％が離職してしまうという現実。そして、もう一度施設を頼って相談に来ればいいですが、そこから先どこへ行ったか分からないようになってしまふというところがないようにするために、就労していても一定期間はきちっと支援をする必要があると思うんですが、局長、どうでしょう。

○政府参考人(香取照幸君) その点に関しましては、どういいますか、お子さんたちもいづれは自立をしていくということになりますので、どこまで支援をするかというのは、これはいろいろ考え方があろうかと思えます。ほかの審議の場でも大臣からも御答弁申し上げましたが、イギリス等では二十五歳ぐらいまでは面倒を見るというような考えに立っているもので、それは議論であらうかと思えますが、私ども、今の体制では、養護施設を出る段階で、先ほど二十二までという話がありましたが、いずれにしても、出る段階で円滑に社会生活を送ることができるよう、言わば自立のための支援というものをを行うということを考えてございます。

リビングケアと現場では言っていると伺っておりますが、例えば退所前のお子さんについて、これから地域へ出ていく、そのために必要な例えば社会常識ですとか金銭管理ですとかあるいは社会的な技能、いろんな社会的な関わりについての支援を行うということも行っておりますし、あと、退所後についても、就労とか生活について問題があればそれに相談に応じる、あるいは施設の

側からそういった退所された子供に対してアプローチをする、あるいは退所したお子さん同士、退所者同士でいろいろな意見交換をする場をつくるといったような、そういった言わば退所後のアフターケアを行う事業ということで、退所後児童等アフターケア事業というのをやっております。これについては二十八年度予算で事業の拡充を図っておりますし、今後もこの点については支援をしてまいりたいと思います。

それから、今、先ほどお話ありましたような自立支援ホームの設置というのを進めておりますし、退所後の自立ということに向けた支援というのは、何と云いますか、入口から出口、さらにはその先も含めて、自立に向けた支援を総合的にやっていくという考え方で対応してまいりたいと思っております。

○西村まさみ君 今の取組、大変興味深いんですが、先ほどの参考人質疑の中で全国里親会の副会長おっしゃっていただんです。結局、自立をするための支援というのが足りないんですね、今の状況では。だから、これから広げてくださるということですが、小さいときから生活習慣として身に付けていないと、退所前にいきなり言われたとしてもなかなか、それがうまく自分の中で身に付いていかなければこれは元のもくあみになるでしょうし、何よりも、一旦、初めて施設から出る子たち、またそれに近い子供たちに対して、待つだけではなく積極的にこちらから、どうするか、仕事でつらいうことはいいですかというような案内を出すということも必要だと思ふんです。

子供と子供の連携をするということもなかなかそこまで、どこまで介入していいかということとはこれらの議論の余地は大変あると思いますが、待つだけだけではなく積極的に、退所していった、就労であっても例えば就学であっても、そういう十八、二十、二十二を超えた子供たちの、子供たちというか、そういう人たちのフォローというものを必ずしてほしいという思いです。

先ほどの里親会の副会長さんおっしゃっていたので非常に興味深いのは、例えば食事の時間とかお風呂の時間が決まっていなくて驚くとか、これは当然です、集団生活をしていけば、何時から何時がお風呂、朝御飯は何時、昼御飯は何時、夜御飯は何時という時間のサイクルで生きているのから、いきなり一人で何もかもしなきゃならなくなつたとき、頭で分かっているけれどもなかなか行動で示すということは難しいと思いますから。

その支援を是非ともお願いを申し上げます。思いますし、大臣は、このところ、衆議院の御答弁でもイギリスのことを例に出して、二十五歳までイギリスではしっかり支援するんだという御答弁を頂戴していますので、大臣からも、非常に、これから社会に巣立っていく中で、今までの学生だった頃、施設で生活していた頃から自立をして、これからしっかり家庭を持って社会に出ていくという子供たちに対するアフターケア、フォローというものは厚生労働省としては是非やっていただきたいんですが、大臣の意気込みをお聞かせください。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回この改正をするに当たって、いろいろ議論して、それこそ二十二年やなくて二十五でもいいんじゃないかという意見もございました。

それで、結論は、やはり個人個人いろいろニーズやあるいは置かれた状況とか心理的な状況とかは随分違うはずでございますので、まさにこれからこういういった保護が必要な子供、そしてそれが育つていった自立ができるようになっていけばいいわけですが、必ずしもそれがそうならないといけないことを、先ほど児童精神医学の話が出ていたけれども、まさに一人一人差がある中で自立ができるかどうかということ、やはり児童相談所なら児童相談所、あるいは児童養護施設なら児童養護施設の方々が専門性を今よりもはるかに高めて一人一人の評価をする。

その中で、今お話しのように、就学だけではなくて就労をしている場合でもおおむね二十二まで

置くべきじゃないかというお話があり、私もそのとおりだと思っておりますし、そういう運用をしていこうと考えておりますが、いずれにしても、それぞれ個人差がありますので、そのところをしっかりと評価をして、その人に一番いいことをやつぱり施していくことが大事で、残りのいから施設に残るみたいなことは許してはいけないうらうと思ひますけれども、必要な場合には一定程度やつぱり我々は配慮しなければいけないと、こう思っております。

○西村まさみ君 是非スピード感を持って、子供若しくは二十歳を過ぎていても、個々のあれをちよつと調査しながら言っているうちに二十一、二十二、二十三、二十四とは取つていくわけですから、スピード感を持って、今の子供たち、そしてそのホーム、施設から退所していく子供たちのアフターケアについてもしっかりと考えていただきたいというお願いをしたいと思います。

それから、何度も申し上げてきました、より小さいときから、できれば赤ちゃんとしてこの世の中に誕生したときから家庭的な環境、本来は自分の親との家庭で育つことが重要だと思うんですが、今回、里親制度、そして特別養子縁組制度というものが随分変わると思ひます。要望にとどめまされども、是非ともその周知の仕方、先ほどの参考人も言っていました、里親というものが社会になかなか周知されていない、そして特別養子縁組制度というものもまだまだこれから、制度そのものを知らない人がいる、これを、是非とも一日も早く制度を確実に周知するということが、これを心掛けていただきたいということはお願ひしたいと思ひます。

それでは、特定妊婦についてお尋ねします。今日、資料でお渡ししました、支援を要する妊婦等に関する情報提供です。この資料を見ると、非常に違和感があります。どういふ人が特定妊婦と言われるかという、出産の後だけではなくて、出産前においても支援を行うことが特に必

要、例えば若年者の妊娠であつたり望まぬ妊娠、暴行とか虐待等で妊娠した妊婦、その妊婦である女性の支援というものの、これ非常に重要なことだと思ひますし、前にもお話ししたと思ひますが、人工妊娠中絶の件数というものの、二十六年度で見ると、十三歳若しくは十三歳未満、十四歳、十五歳だけでも一千名を超える子供たちが人工妊娠中絶をしているんです。

何としてもこの教育というものが大事であると同時に、この妊婦になつた子供たちに対しての支援というものが非常に必要という中では、特定妊婦を位置付けていただいたことは大変有り難いんですが、このイメージ図を見ると、保健機関とか学校・教育委員会、保育所・幼稚園、医療機関の中の真ん中において、ここにこ笑いながら、どこでも相談ができるというふうな受け取りかねません。でも、これができないんですよ、特定妊婦というのは。だからこそ一人で悩み苦しんで、おなか膨らんで大きくなつて、親にも相談できない、学校に相談したら退学になつてしまつた。残念ながら、退学になるのも女生徒です、女子です。そして、心にも体にも傷が付くのはこれも女生徒です、女子です。

何とかこの子供たち、そしてここで悩んでいる子供たちにもつと広げるためには、私は何としても児童福祉法の三条の二に妊婦の支援というものも明確に明記していただきたかつたんですけれども、どうでしょう。特定妊婦に対する支援、このイメージ図ということじゃない、厚生労働省はこんなふうな思っているわけじゃないということではないですか。こんなふうには守られていませんよ、実際。

○政府参考人(香取照幸君) たしか前回この資料については御指摘があつたかと思ひますが、確かにちよつと絵の出来が良くないのかもしれないんですが、私どもが考えておりますのは、何といひますか、日本の母子保健法の体系ですと、妊娠された妊婦さんは母子手帳、母子健康手帳が出るわけですね。母子健康手帳が出れば母子保健のサービ

スのトラックにちゃんと乗りますので、十四回の妊婦健診、出産後も三か月、六か月、一歳六か月という形でフォローができる形になるわけですが、そこにある意味では乗ってこない、今お話がありましたが、望まない妊娠であったり、あるいは貧困等々の理由で社会の接点がない、あるいは非常に若年の妊娠である、あるいは望まない妊娠等々の方々がなかなかそのトラックに乗ってこない。そこをどういう端緒でも見付けて、それをトラックに乗つけるかというのがいわゆる特定妊婦に対するアプローチということになります。

その意味では、社会のどこかでそういった方と接点を持っている可能性がある機関なり人で拾いましょう、見付けましょうということで、まず一つはもちろん地域ということもございまして、十代であれば学校ということもあるでしょうし、あるいは幼稚園とか保育園とか、二人目のお子さんとかいうことであればそういうこともあるでしょうし、何よりも医療機関に何らかの形で接触する可能性があるので、そういうところで言わばそういった方々を把握をして、それを支援のトラックに乗つけていくということを考えていますというのを説明するのが実はこの絵でございまして。

その意味でいいますと、言わばどこかで御本人との接点を持つ、持った上でその方と様々な形でお話をさせていただいて最善の方法を考えましょうということ、これは、何といいますが、妊娠は十月十日、時間との勝負になりますので、早い段階で御相談をして、それこそ特別養子縁組という点も含めて御相談をするような体制をつくっていきましよう。そのための一つの受皿として、今回、子育て世代包括支援センターというものを全国展開したいというのが私どもの今回の考え方でございまして。

なので、恐らく私どもの考えていることと先生が今御指摘になったことは基本的に同じ方向を向いているものだというふうに理解しております。

○西村まさみ君 私、それじゃ全然この人たちを助けてあげることにはつながらないと思ってしまう。一つ提案です。

今、小学校で、例えば男の人と女の人の体の仕組みの違いとか、例えば赤ちゃんがどうして生まれるかというのを習って、具体的には高校で、性教育等を含めて、例えば避妊にしても妊娠にしても学ぼうなんです。例えば、もっと早い段階から、授業で言うというのはなかなか、これ理解したり、その日だけを過ごして終わってしまうので、分かりやすい冊子を作ってみたりとか、よく私立の学校なんかで配られている冊子でいいのがあるんですよ。是非とも国も、そういう漫画みたいなものでもいいので、ぱっと見られること、そしてそれが頭に入るようなこと。

自分には関係ないと思うことが多々世の中にはあります。でも、現実自分のことに置き換わったときには、そうだ、ああいうことがあったなということ、やはり幼いときからの教育の場でやっていくこと、そして、もちろん家族、私たち大人もそうですが、そういうことをして子供たちの命を守るということを私どもやっていきたいと思えますから、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今の明記という点でちよつとお尋ねします。文科省にお尋ねします。先ほど、一般教諭、また養護教諭でお尋ねしましたけれども、高等教育の中でモデル・コア・カリキュラム等に対する児童虐待に関する項目を学ぶ学部はありますか。

○政府参考人(藤原章夫君) 今お尋ねにありましたのは、大学で児童虐待に関して学ぶ科目ということでございまして、学部にしましては、お答えしたような内容でございまして、児童虐待に特化した学部があるかは、申し訳ございません、ちよつと私の担当ではございませんので、お手元にデータはございません。

○西村まさみ君 昨日レクを受けたときに教えていただきました。医学部、歯学部、学ばせていただいています。

例えば、先ほどから皆様の中のお話の中であるように、学校歯科医であることを度々私は申し上げてきました。今、文科省からは残念ながらお答えいただけませんでした。今、歯学部教育コア・カリキュラム教育内容ガイドライン、平成二十二年改訂版で、小児の歯科医療の項目の中で、小児の虐待と兆候と対応について説明ができることとして規定があつて、歯科医師国家試験の出題基準の中にも、母子保健、母子歯科保健の項目に児童虐待があります。また、都道府県の歯科医師会、市町村、自治体含めて、それぞれ独自にマニュアルを作っています。資料にお渡ししました二と三です。歯科診療所ではこのようなフローチャートモデルを作ってくださいということもしています。自治体の虐待マニュアルというものは、非常にこれ細かく分かりやすく書いています。

そのような背景から、私たちの会議、いわゆる厚生労働の部門会議の中では、児童の虐待、早期発見に努めるものに歯科医師を是非とも明記すべきじゃないかという議論になりました。まさに、もしかししたら歯科医師が一番早い段階で、学校へ上がる前とか一歳半健診、三歳児歯科健診という中から見付けることができるのではないかとということで、明記をすべしということで衆議院では修正案を出させていただきました。先ほどの妊婦の支援も必要ということも含めまして。残念ながら、これは衆議院では否決ということになりました。大変残念だと思っています。

ただ、私は、この中で、衆議院の厚生労働委員会の質疑の内容を聞いていて、大臣も局長も、そして全ての皆さんが、歯科医師が早くに見付けることができるということを訴えて御理解いただいていますし、明示的な規定はしていないが、その重要性に変わりはないとも御答弁いただいています。それならば、なぜ今回、例えばこの法案を審議

していく中で、若しくは議論していく中で、歯科医師を必要とするような意見が出なかったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(香取照幸君) それは、政府内部での法案作成過程での議論の中でということでございます。

私が記憶している限りでは、今回の条文にありますが、情報提供ということについても、あるいは発見の端緒ということについても、子供に関わる様々な職種、医療、福祉、ヘルスの職種の方々がそれぞれやはり自分の専門分野できちんとそういうものは発見していくべきだということで、幅広くそういうものをそういう方々について言わば問題意識を持つてやっていただきたいという御議論だったと思います。

なので、今回の条文の書き方も限定列挙ではありません。例を出して、およそ福祉に関わる人あるいは子供に関わる人については情報提供をきちんとやってくださいとかあるいは虐待の端緒の発見に努力していただきたいとかいうような規定ぶりになっておりますので、その意味では、医師がどう、歯科医師がどうという個別の議論でいうことはそういう意味でいうとなかったと思えます。

やはり医師は医師、歯科医師は歯科医師、それぞれの立場で子供に専門的に関わっているわけでございますので、それぞれ発見の端緒、いろんな面で、先ほどのお話のように、歯科であれば口腔衛生ということで診察になりますし、学校は学校で、あるいは施設は施設で子供の言わば日常的な生活の状態を見て発見をするということになりますので、その意味では、個別にどの職種がどうこうという議論はありませんでしたが、やはり専門職種の方には、言わばそういう能力に依拠して、あるいは職責に応じて子供の虐待について関わっていただくということが重要だという御議論は繰り返したというふうに記憶しております。

○西村まさみ君 何をおっしゃりたいかちよつと

よく分からないんですが、それではお尋ねします。

平成二十三年、障害者虐待防止法を当時の民主党政権下で制定しました。当時の民主党では、衆議院での、今いる初鹿委員、自民党からは今文科大臣になられています馳委員、公明党からは高木委員が与野党の協議の中で、歯科医師をしっかりと明記すること、これが大事だということ。これはその前に、平成十六年のときの参議院厚生労働委員会の朝日俊弘委員、それから島田智哉子委員、そして平成十九年二月十五日では足立信也委員が、それぞれこの委員会で見守り防止の早期発見に努めるものを、歯科医師についての質疑等をされています。それを受けて、二十三年の障害者虐待防止法、これは新しく作られた法律ですが、早期発見に努めるものを、歯科医師というものを特出しをさせていただいたという経緯があります。

大変残念です。児童虐待防止法、私は、自分が当選してからの六年間、当時の小宮山大臣を含めまして、数回、児童虐待防止法が改正するときには歯科医師を入れるべき、そのときのお答えは議員立法で議員立法でと言いました。大変残念です。確かに、通知で何とかすればいい、そう思っているかもしれないし、それで法的には何ら、例えばやることについて私たちが、例えば歯科医師が、医師が法的に明確じゃないからやることやらなくてもいいとか、そんなことは思っていないです。

ただ、しっかりと法律で担保されることを明記することは、周知徹底については非常に大きく響くと思うんです。ですからこそ、私は今回、歯科医師というものを非常にお願いしたいということ、これを再三お願いをしてまいりました。

そこで、大変お願いをしたいという中で、こ

す。先生こそまさに児童虐待と口腔の関係についてはお詳しいでしょうから、歯科医師が是非とも重要な役割を担っているということをお話しいただけたら大変有り難いんですが。

なかつたでしょうか。上がらなかつたら上がらなかつたで結構です。

○大臣政務官(三ツ林裕巳君) 御答弁いたしました。

○政府参考人(香取照幸君) 先ほど御答弁申し上げましたが、虐待の端緒の一つに、いろいろある中でやはり口腔衛生、それからあるいは放置された虫歯とか齲歯というものが一つ虐待の端緒になるというのは、これはもう現場の方々は共通というかほぼ常識に類することだと思いますので、その意味ではそれをきちんと発見すると。当然歯科の健診、特に学校でちゃんと健診する学校健診、あるいは定期健診の中でそういうものを見付けるといことが一つの端緒になるというものはもう常識ですので、そこはもう皆さんそういうものとして議論をしてきていると私は認識しております。

○西村まさみ君 常識であるとおっしゃるのであれば、是非通知の中で、県への行政通知にしっかりと歯科医師を明示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村まさみ君 じゃ、大臣にお尋ねしますが、大臣も歯科医師が虐待の早期発見に努めるという認識をお持ちということで間違いないですね。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

が、高齢者虐待防止法、そして、今度また必ずや来るだろう児童福祉法の改正のときには是非とも歯科医師の明示を心からお願いたいと思います、最後になりますが、違う質問に移りたいと思います。

毎回毎回で恐縮ですが、私、ライフワークでありますので、最終、最後のときに、指導についてお尋ねをしたいと思えます。

再三再四質問をさせていただきました。そして、お答えも頂戴しました。正当な理由なく長期にわたる指導の中断というものは何とか再開していただきたい。また、個別指導の通知は、運用の方で三週間前を一月前、そして対象患者の通知というのは四日前を一周前、また指導医療官の配置転換と、様々な取組に早速取りかかっていただいたことには心から感謝をします。しかし、まだまだ道半ばです。様々な提案もさせていただきま

私は、何度も申し上げますが、指導することは大事です。当然です。決められていることだし、それを受ける私たちにとっては義務もあると

思っています。しかしながら、今の在り方、恫喝するような在り方、若しくは人の命をおとしめるような物の言い方、そして大変な荷物を持つていかなければならない、急に来ること、こういった一つ一つの改善を是非とも引き続きお願いをしたいと思つてゐるんですけれども、局長から何かありましたら、是非お聞かせ願ひたいと思います。

○政府参考人(唐澤剛君) 指導監査の問題、大変大きな問題でございまして、この委員会でも西村先生からも何度も御指摘をいただき、御議論をしまひました。また、医療関係団体、特に日本歯科医師会等からも様々な御提案をいただいております。

そういう中で、先生から今御紹介いただきましたけれども、一つには、指導対象の選定から除外される取扱件数の少ない医療機関、これは結局、患者さんの少ない、御高齢の先生がやつてゐるようなところ、ここを、これまでは十件未満を対象外ということにしておりましたけれども、今年の四月一日からこれを三十件未満ということにさせていただきます。この辺も関係団体と御相談させていただきます。

また、指導実施日の通知、これも指導という性格上、余り早く通知はなかなかできないんですが、しかし余り間際でも、対応の準備もございすし、それから患者さんの予約というふうなこともございすので、そういう点で三週間前ということにしていただくわけにございすけれども、本年の四月一日からは一か月前というふうにさせていただきます。この辺も関係団体と御相談させていただきます。

向上に努めてゐるところでございす。

いづれにいたしましても、高点数の問題まだございすので、これなかなか、御議論いただいておりますけれども、こうした問題も含めまして、指導監査につきましては、やはり今日の時代に合った指導監査にどのようにしていくのか。それから、先生から御指摘ございましたけれども、やはり指導監査に臨む姿勢としては、プロフェッショナルとして威圧的な態度というふうなもの、これはよろしくありませんので、やはりそうした点も含めまして、公正公平そして丁寧な指導を実施をするという観点から、関係団体の皆さんとも御協議をさせていただきながら見直しの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○西村まさみ君 大臣、大臣にも私、常にこのことを聞いてまいりました。大臣も同じ認識ということでよろしいですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) この問題につきまして先生との間で随分やり取りをさせていただいてまいつたわけでございまして、先ほど御説明申し上げたように、運用を少し変更を行ったということ、先生の前までの御努力の結果が出てゐるのかなという感じがいたします。先生からたしか五項目の提案というのをいただいておりますが、そのうちの幾つかを取り上げられたということだろうと思ひますけれども。

いづれにしても、これは保険医療機関の医師に対する、歯科医師に対する指導ということで、やはりこれはお互いの信頼関係というのがなければいけませんし、信頼関係はやっぱり専門性というものも当然なければいけませんし、合理性とか、ということ、先生の御指摘のような地域単位を、都道府県単位を広げるといふようなお話もございしましたが、やはりその辺は信頼性と専門性と両方を兼ね合わせて、満たしながらお互い、何というか、理解し合えるルール、新しいルールというのをどうするかということをやつたり絶えず考えていくということが大事ななんだろうと思ひます。

歯科医師の先生でも、お一人お一人で随分違う医療の哲学があらひになるといふことを感じることがたまにございすますが、やはりそういうことを無視したようなことも良くないと思ひますので、よく話し合いながら、適切な保険医の在り方をよく考えながら絶えず見直しをしていこうというふうなことを考えているところでございす。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

私は、この厚生労働委員会でも三十回近くにわたるこの問題を取り上げてまいりました。これから引き続き、先ほどの話も含めて、国民の健康を守るということ、子供たちの将来を守るということとを再びこの委員会で質問するという決意をさせていただきます。質問を終えたいと思ひます。

○森本真治君 民進党・新緑風会の森本真治でございます。西村委員に続いて質問をさせていただきます。

私からは、まず社会的養護の関連について幾つか質問をいたします。

塩崎大臣、ちよつと衆議院の答弁の確認をさせていただきます。大臣、今回の法改正を機に、今厚労省の方でまとめていらつしやいます社会的養護の課題と将来像の実現に向けてという計画、これをちよつと見直していききたいんだというふうに御答弁をされておりますが、その見直しの視点とかポイントですね、どのようなところを見直していききたいんだとお考えなのか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) ありがとうございます。

平成二十三年の七月にこの課題と将来像というのが取りまとめられたわけでございすけれども、この社会的養護の課題と将来像、これを踏まえてこれまで、里親・ファミリーホームへの委託児童、そしてグループホーム入所児童、それから本体施設入所児童、この割合をおおむね三分の一、三分の一、三分の一と。三分の一、三分の一、三分の一という言葉がよく出ますが、こ

うことを目標として、今は施設がかなり多い割合になつておりますけれども、その三分の一ずつの目標というものを社会養護の施策として推進してきたというのが今までの児童養護の施策でございまして。例えば、課題と将来像におけるおおむね三分の一という目標には、今回の改正法案で推進をいたそうとしている特別養子縁組、これを始め養子縁組というのは全く出てこないわけでございます。

また、今回の改正法案では、より家庭に近い環境での養育を進めることを法律上明確化したことを踏まえて、課題と将来像で示されたこの目標の在り方、これについてもやはり検討が必要となると考えているところでございまして、今回、家庭養育について定めさせていただいておりますけれども、これは全く初めての試みであるわけでございます。いまして、これは第三条の二で、家庭における養育と、それから家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育と、それと家庭的養育というのを三分類させていただいておりますけれども、いわゆる大舎というのとはまたその外にもう一つあるんだろつと思ひますが、そういうようなことを法律上明記する限りは、この課題と将来像もしつかりと今後どうあるべきかということを含めて考えていくべきじゃないかということをお願いいたします。

○森本真治君 今ちよつと御答弁で、今回条文の改正で、家庭の養育とか家庭に近い、家庭と同様のといふかその部分と、家庭的なといふか、そんな定義をちよつと新たに作つていこうという話だと思ひますけれども、これまでの三分の一ずつというふうな目標という部分の割合なんかについても今後検討されていくのかどうか、ちよつと今の時点でお考えがあればお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど申し上げたように、そもそも養子縁組というのはその課題と将来像の中には明示的には出てきていないわけでありまして、しかし、今回のこの分け方は、まず、

さつき申し上げたとおり、児童が家庭において心身共に健やかに養育されるようにというのが、これはやっぱり実父母と家庭で養育を受けるということがまず第一、基本だろうというふうに思っています。

しかし、それがかなわない場合というのがあつてありますけれども、そういう場合には、困難であつてまた適当ではない場合、つまり、生みの御両親はおられるけれども御一緒されるのは好ましくない、子供にとつてという場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されると。これを私は、特別養子縁組ないしは養子縁組、そして里親ないしはファミリーホーム、里親の複数形の里親ということとを念頭に置いて、あとは、児童ができる限り良好な家庭的環境というのは、小規模のグループホーム的な児童養護の施設、施設の中でも小規模なものというものが大舎よりも望ましいと、こういう順番付けをしているということ、それはしかし子供さんの置かれた状況とかそういうことでどういうふうになるかはそれぞれでありますけれども、我々としては、やっぱりこのような順番が本来子供の養育というにあるべき姿ではないかというふうに思つてのことです。

ただ、三分の一、三分の一、三分の一というの、やや中長期な見通しというか、目標だつたと思つてですね。それを、じゃ、どうこれから考えていくのか、これはもうみんな考えていかなきゃいけないことだろうというふうに思いますので、どういうふうになるかはまた、私どもとしては、この検討会を早々に立ち上げて、新たな社会的養育の在り方に関する検討ワーキンググループというのをつくらうというふうに私はもう決めていたで、どうすべきかというふうに議論していただこうというふうに考えております。

○森本真治君 その三分の一の割合のところをちよつと確認したかったのが、これは局長さんで結構なんですけれども、今、これ資料二にも付け

させていたでありますが、今の「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」に基づいて各自自治体の方でも計画を作つていただいておりますけれども、その結果として出てきているのがこの資料二でございまして、なかなかこれ三分の一ずつというふうな目標が現実問題としては各自自治体はちよつと非常に困難なような、やはりちよつとハードルが高かつたんじゃないかなというふうな今結果が出ていますね。

それで、今大臣、この三分の一の部分についてもう一度議論をちよつとしなければいけないという話でしたけれども、それはやっぱりこの実態に合わせたような目標になつていくのか、ただ、これを前に進めさせていくということとは、この三分の一を更に高い目標にしていくなかという部分が非常に私は関心があるんですね。

今のこの自治体の現状を見たときに、局長、今後の三分の一の目標という部分は現実問題としてどうなつていきそうですかね。

○政府参考人(香取照幸君) 御答弁申し上げます。二十三年の課題と将来像に基づいて各都道府県に推進計画を作つていただいているわけでございますが、お話しのように、私どもとしては、平成四十一年末までにおおむね里親等への委託を養護全体の三分の一ということを目標に各都道府県に策定をいただいております。策定済みの自治体の数字は本年三月に集計いたしました、最終年度段階での四十一年の数字は、本体施設四四・五、グループホーム等が二四・八、里親等が三〇・八ということ、いわゆる三分の一には届いておらない状況でございます。

他方で、足下の里親等の委託率というのがどうなつていくかということも申し上げます、当初、二十三年段階で、課題と将来像をお示した段階では実は里親委託率は一桁の上の方だったわけですが、二十七年三月では一七・七弱、一六・五％というところで、そういう意味でいいますと、発射台が低かつたわけですがそれでもそれなりに増えてきて

いるということ、取りあえず、まずこれはプランの中では三十一年度二二％という目標を持ち、最終的には三分の一と考えております。

私どもは、今大臣から御答弁もありましたように、できるだけ家庭ないしは家庭と同様の環境でということが養護の観点からすれば望ましいわけでございますので、その方向に大きく、法律上もきちんと規定を置いてかじを切つて進めていくというのが今回の法律改正の趣旨でございます。

実際、自治体の対応を見てみますと、例えば宮城県では計画段階でもう五〇％を超えるという数字をつくつておられますし、同様の数字で、四〇％、三〇％台の後半といった三分の二を超える目標を掲げてやつておられる自治体もかなりあります。

ということで、これは自治体ごにかなり取組の状況が違つて。それは恐らく先生おっしゃるよう足下の状況が違つたということもあるかと思つてますが、私どもとしては、やはり法律改正もしてこういう考え方を明示したわけですから、その方向にできるだけ進めていきたいと思います。親についての開拓、あるいは里親の支援、自立支援までの一貫した支援ですとかあるいは養子縁組についての相談支援といったものを都道府県の業務に位置付けまして、児相もこういったことに、施設への措置だけではなくて里親についても力を入れてやつていく、それを前提に職員体制の整備も図るということ、そういう意味でいいますと、最終的に数字をどうするかというのはこれからちよつと議論しないといけません、基本的には課題と将来像でお示した三分の一の方向を更に進めていくということで、基本的にはもうかじを切つたということでございます。

○森本真治君 つまり、国の方でも一度この構想を見直すということになつてくるときに、都道府県の方にもそれに基づいてやはりそれぞれの推進計画の見直しは求めていくという理解でいいんですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) かねてより、諸外国から日本は要保護児童の施設収容が多過ぎるという批判を随分受けてきました。

私も正直、児童養護施設とのお付き合いは長いわけでありまして、諸外国の例、例とか最近の大きな流れを見てみますと、子供の愛着形成とか健全な育成ということを考えるときに、愛着形成をするにはやはり家庭養育が一番大事であり、それがかなわなければそれに近いものにする。できる限りやはり施設ではないところで、特に小さいときの愛着形成、大事な時期についてそういうふうな流れであつて、ドイツは、法律ではありませんけれども、ゼロ歳から六歳、就学前は施設には原則入れないと。イギリスは、この間私も知つてびっくりしましたが、小学生の間は入れないと。

ですから、施設に入れるときは本当にマンツーマンというか施設の職員の方が多いという話を聞いてこれまたびっくりしましたが、日本は良くなつて四対一ですから。それが今、イギリスなどではむしろ子供の数よりも職員の、専門職の方が多い。徹底的に、ですから心理的な療育もする、そういうことで子供の精神的な発育をサポートしていくということをやっていると私は理解をしております。

そうなりますと、今回、この法改正はまさにその哲学の転換も含めて御提案を申し上げているということでございますので、当然、どういう議論になるか、数字的にはまだもちろん分かりませんが、よく議論をしていただいた上で、やっぱり何が大事かといふ子供さんの健全な育成をどう確保していくか、そのために、今申し上げたような家庭あるいは家庭に近い養育あるいは家庭的養育、これらをどういう割合でやつていくかということの中長期的目標を掲げるとともに、当然、今先生御指摘のように、地方に対してもちよつとこれからの日本の子供の養育というのはこうあるべきじゃないかということで投げかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○森本真治君 今の大臣の御答弁を私なりに理解をさせていただきますと、そもそもこの分野について、哲学というか考え方自体ももう一遍みんなでもちよつと考えていこうよというような私は理解をしましたので、そうすると、それぞれの自治体の計画についても新たなそういう考え方に基づいてやはりもう一度考え直していくのかなというふうにも受け止めていただきました。

そういう中で、じゃ、現実問題として、しっかりと元々の根本的な考え方をもう一度見直す中で新たな計画を作っていくときに、もちろん現実問題の施策をしつかり進めていくためには財源の問題なんかということもありますね。

それで、ちよつとこれは局長の方で結構でございますけれども、社会保障と税の一体改革というのがあつて、その中で社会的養護の充実ということも当然計画にございました。来年四月、消費税が一〇％になるかどうかということも今非常に議論をされていくけれども、これ、あと、一〇％に上げることによって今後新たに追加を考えていらっしゃる施策、これについてちよつと御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(香取照幸君) 養護に関しましては、もちろん里親を増やす、あるいは今先生のお示しの絵であれば、基本的にはできるだけ、どういいますか、右の方に寄せていくといひますか、できるだけ右の方で対応できるように全体を動かしていくということになります。そうしますと、例えば養護施設に関しても、できるだけ小規模なもの、小舎制のようなものを増やしていくということになりますし、今、地域小規模児童養護施設というのもあるんですが、そういった小規模のものを増やしていくことになりまして、あるいは新しく言わば里親さんの、何といひますか、グループホームのようなものとしてファミリーホームというものをつくりましたが、こういったものを増やしていくことになります。

社会保障・税一体改革の中では、社会的養護についても量的拡充と質の向上という二つの項目が

用意されているわけですが、お話ありましたように、一つは、養護施設にしましては、現在の五・五対一という配置から四対一というふうに変更をいたしました。それから、養護施設の職員の給与につきましては保育所同様三〇％の改善をいたしましたし、今申し上げました、できるだけ小規模なもの、小舎制のものを増やすということ、小規模のグループケアとか地域の小規模児童養護施設の増加といったようなものを行ってきたいところでございます。

こういった項目について財源の確保を図りながら一つ一つこれからもやっていくことになるわけですが、いわゆる〇・三兆円の消費税財源以外の財源で確保するものとして、社会的養護にしましては、養護施設に自立支援担当職員ということで自立を支援するための職員を新たに配置すると。それから、これは保育所等の職員と同様ですが、職員給与の改善、プラス残りの二〇分です、この改善と。あとは、施設等に入所している大学進学者等について、特別育成費でありまして自立生活支援支度費の支給といったようなものが項目として挙げられております。

幾つかこういった項目とは別に今回の補正で対応したのもございますけれども、こういった〇・三兆の財源の枠でやるものにつきましては、保育でも同じ問題がございますけれども、引き続き財源の確保をした上で実施を図ってまいりたいというふうに考えております。

○森本真治君 これは、私も確認ですけど、一〇％に上がらなくても三千億の確保ということは予定どおり要求して進めていくという考えでよかったです。

○政府参考人(香取照幸君) お金に色目があるかどうかという話がありますが、頭の整理としては、消費税財源をもつて改善するものとしてメニユーが立つておまして、それが〇・七兆円メニユー、これは、そのうちの一部は前倒しで実施しているものもありますし、基本的には子供にしましては八％段階でかなり優先的に前倒しで手当て

をしているわけですが、その部分があります。

もう一つはプラス三千億、これは消費税財源の外で手当てをするということになっておりますので、その意味では消費税財源とは別に財源を確保するということになりますので、消費税財源の上げ下げとは別に、そういう意味では財源はきちんと確保できるということになれば実施ができるということになります。

○森本真治君 ちよつと時間がないので、先に進ませていただきたいと思います。

自立援助ホームについて、先ほど西村委員も触れられて、私、もう一度再確認ですけど、これは柔軟な対応をするというのは、就学の子だけではなくて、就労の部分についても柔軟に対応するということがよかつたんでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 議論としては、就労している方はそういう意味でいうと自立をして果した方ということになります。もちろん、先ほどお話ししましたように、現実の就労の過程の中でなかなか社会での対応ができなかつたりする場合がございますので、それはそれで支援を別の形ですることが必要ですが、今回、今議論になっていきます二十歳―二十二歳問題は、基本的には就学している人、学校に行っている子供たち、言わばそういう意味でいうと社会に巣立つ前の子供たちの対応ということで考えておりますので、今のお話の議論の中で言っているその二十歳―二十二歳、あるいは二十二歳の先の問題というのは、基本的には就学している方ということで御理解いただきたいと思います。

○森本真治君 当然、これ途中で中退をしてしまったら、もうそこは対象にはならないということですかね、その時点で。

○政府参考人(香取照幸君) 今のこの二十歳―二十二歳で延長して手当てをするという、その世界からはそういう意味でいうと自立することになります。社会へ出た後の言わば就労の支援でありますとか、あるいはそういった

た方々に引き続き施設の側が様々な形で手当てをしてサポートをするというのは、それは別途、これは養護施設を出た方もそうですし自立支援ホームもそうですけども、それはしていききたいと思っておりますし、これは別途、この児童養護の体系の外側でも、いろいろな労働施策ですとか社会復帰の施策の中でもそういった支援策というのを講じておりますので、そういったものを併せて御支援を申し上げるということになるうかと思ひます。

○森本真治君 もう一度確認ですけど、もし、例えば中退してしまつた、それでも自立支援ホームには住み続けることはできるんですか。

○政府参考人(香取照幸君) 何といひますか、法律上の整理としてどうかということとは先ほど御答弁申し上げたとおりですが、個別のいろんな事情がございます。休学する場合もあるでしょうし、あるいは一旦、例えば今のようないし形で退学してしまつてもう一度就学をしたいという形で頑張られる方もいらっしゃると思うので、そこはそういう意味でいへば、個別にどうこうというのは今申し上げられませんが、これは予算措置で対応すること、柔軟に対応しよう、と、運用で対応しようと思つておりますので、個別にどうかということは今ここでちよつと確約することはできませんが、予算措置の中でできる限り柔軟に対応していきたいと思つております。

○森本真治君 運用の方でちよつとしっかり検討していただかなければならないと思ひますね。

今日はちよつと資料を出してないですけども、ちよつと古いんですが、NPO法人ブリッジフォースマイルさんが出している自立支援白書でも、過去十年間、進学者の状況で、進学しても三割の子供はもう中退をしてしまふんだと。これ経済的な理由だけじゃないんですね。だから、ある程度アルバイトとかをしないとけないからという中で中退するだけじゃなくて、いろんな精神的な部分なんかについてもやはり比較的ケアをしてあげなきゃいけないという理由で中退してい

る子も多いということですね。

それとも一つ、先ほど就労したところで自立というような御答弁されましたけれども、これは配付資料を付けさせていただいておりますけれども、これも同じブリッジフォースマイルさんの調査では、やはり四割近くの子供たちはもう一年未満で離職をしてしまうというように、これ調査会、委員会の報告書も出ていましたけれども、東京都も何か調査をして、これもやっぱり四割ぐらいはもう早期に離職をしてしまうという現状があるということですね。ですから、就労ができたからといって、そこで自立ということでもうざくつと線を引いていいのかどうかというところは、やはりこういう社会的養護の必要な子供たちについてはもっとケアという細かい対応ということとは私は必要だと思っております。

それで、今後新たな構想を作ることとございましてけれども、特にやはり自立支援の部分についてもしっかりと検討して盛り込んでいただきたいと思っておりますから、実態調査はNPOとか東京都はやっていただけますけれども、多分厚労省はやっていないんだと思うんですが、ちょっと厚労省としてもまずはその調査をして、今後の検討の中でそれを踏まえていただきたいと思います、局長で結構ですからお約束してください。

○政府参考人(香取照幸君) 先ほどの私の答弁、ちよっと先生の御質問に合っていないかたかしれませんが、退所後の子供についてのフォローはアフターケア事業というのを立てておりまして、これは、退所した後のお子さんたちの就労の支援でありますとか、今お話がありましたような住まいの支援でありますとか、そういった施策をそれぞれとして立てて支援をしていくということとを一方でやっておりますので、何といえますか、卒業して自立したら後は頑張ってくださいというところで何もしないということではございませんので、そこはちよっと誤解があったら申し訳ないの、訂正いたします。

このアフターケア事業の中では、いろんなソ-

シャルスキルのトレーニングでありますとか、あるいはアパートを借りるときの不動産屋さんに行くときの同行ですとか、そういった結構きめの細かい手当てもしておりますし、いろんなトラブルがあったときの対応みたいなこともありますし、何か問題があったときに緊急に住みかを提供するといったようなこともできるようなしていますし、就労支援ということでは資格取得なんかのサポートもしています。

基本的にはこういった施策を今やっておりますので、このアフターケア事業の中で、今お話がありましたように、就労した後ちゃんと働けるのかどうか、あるいはその中でこういった支援が必要になってくるのかと。実際、養護施設もそうだし自立支援ホームもそうですけど、退所後のお子さんについてはいろんな形でフォローしているところも定期的に連絡を取ったりしているところも結構たくさんありますので、そういったもののお話も聞きながら、ある程度、ある程度といいますか、きちんと実態を踏まえた上で今後の施策の組立てに生かしていくような努力をしてまいりたいと思っております。

○森本真治君 アフターケア事業でしっかりフォローしているという御答弁をいただきました。私も広島でアフターケア事業をやっている方々と連携をさせていただいて、いろんな課題などについても、まさに自治体と学者の皆さんや弁護士の方々と、私も参加させていただいてやっています。

一律に、今御答弁されましたけど、私、これ全国で今二十五県取り組んでいらっしゃるという資料をもらいましたけれども、本当に今御答弁されたようなきちんとした対応ができていのかどうかというところは厚労省としてもしっかりと実態把握していただきたいと思います。

本場に皆さん思い入れを持ってやっているんですけども、苦労していますよ。そういう中で、私は、今回も、先ほど御答弁あったけれども、新たなアフターケア事業の予算も確保していると

いうようなことを御答弁があったと思うんですけども、本場にこれが、やっぱり自治体でもうまくいっているところもあると思えますし、苦労しているところもあるという中でいえる、国としても全部任せずに、例えばいろんな好事例なんかをしっかりと集めていただいていると提供しているとかかというように、これをやっているからもうわっていたかなと、これをやっているからもう先ほどの自立援助ホームのほうがいいとかという話じゃなくて、やっぱりいろんなサポート体制というのは必要は私はあると思っております。

しっかりとその辺り本場に、アフターケア事業の今実績というように感じとちよっと御答弁されましたけれども、実態をもっとと私は知ってもらいたいと思います。その中で、やはり好事例などをどんどんどんどん国の方からも率先して自治体に提供してあげたいと思います。その辺りの今後の取組についても是非決意を述べていただきたいと思っております。

○政府参考人(香取照幸君) アフターケア事業でございしますが、お話しのように、実は実施しているのは二十五自治体三十一か所ということで、この事業自体も実はそれほど、何といえますか、私どもの予算で組んだものがきれいに消化されているところと、やっていただけているという状況ではございませんので、私どもの取組が、あるいは自治体で行われていることが十分かどうかということについては私どもも反省すべき点は多いかというふうには思っております。

実際、お話ししましたように、非常にうまくいっているところももちろんありますけれども、必ずしも全体でもそうでもないということですので、社会的養護全体の施策の中では、十八歳以降、自立していった方の支援というのは、例えば自立支援ホームができたのも随分後になってから、現場でつくられた制度の中に取組込んだという経緯でつくられたものなので、やはり制度の対応の方が現場の取組に対しては一步遅れを取っているというのは多分事実だと思うので、

先生御指摘のような点も含めて、私どももできるだけいろんな施策をうまく組み合わせて、何とか、型とどりのものではないような形で実際のお子さんたちを支援できるような体制を考えたいと思っています。

○森本真治君 是非、引き続き、私もいろいろ皆様の方にも情報をお伝えさせていただきたいと思っております。

今後の将来に向かっての理想を語るのもいいんですけども、じゃ、実際に今、児童養護施設の実態はどうなのかという中で、非常に今私も現場の皆さんからいろいろといただいている声があるので、ちよっとそこについてまた対応していただきたいと思っておりますので取り上げさせていただきますけれども、やはりこの児童養護施設なんか措置される子供たちというのは、御案内のとおり、虐待を受けたたりとか障害を持っている子というのが非常に多くなっているという中で、私これずつと取り組んできた中で、例えば情短施設なんかはこれ柔軟に施設の子供たちも行けるようになったりということとは対応していただいているという理解はしています。

今ちよっと課題として言われているのが児童自立支援施設ですよ。こちらの定員、これ資料いただいたら三千七百五十三人ですが、今そこで現員が千三百九十七人という、非常にこれ定員を満たしていないような状況がありますね。今、児相の措置としても、いろんなそういう障害であったり、いろんなケアをしなければいけない子供が直接もう児童養護施設の方に送られてくるという中で、やはりこれ、一旦、例えば自立支援施設なんかで養育というか、ある程度して送っていくというようなこともこれは非常に声として多いんですね。

これだけ定員も満たしていないような状況があれば、やはりそこら辺はしっかりと対応していただくということは施設の今の職員さんたちの負担も軽減ができるんじゃないかというふうには思いますが、ちよっとその辺りのお考えをお伺いしま

二七

りというものをつくっていいことということで、情報交換、相談ができる場として地域子育て支援拠点事業というものをやっております。あるいは、子育ての言わば負担のレスパイトということ、様々な保育所その他の場所、これは特に理由を問わずに一時的にお子様を預かるということ、一時預かり事業というものも行ってありますし、それ以外に情報提供、連絡等々市町村においてできるサービスを提供するということ、利用者支援事業というものも行ってあります。

こういった事業は、いずれも昨年三月に策定しました少子化社会対策大綱の中でそれぞれ市町村ごとの施策の目標値というものを定めていただいで整備をしてございますし、それから、先般取りまとめで月内には閣議決定を予定しておりますニッポン一億総活躍プランの中でも、妊娠、出産、育児に関する不安の解消の取組というものについては特に項を設けて規定をして進めていきたというふうな思っております。

この問題は、虐待ということ、最後虐待という極端な事例があるわけですが、そこだけではなくて、およそ全てのお子さんの健全育成、お子さんの自立の支援、健全な成長の支援という観点で、国、地方団体協力していろんな施策を進めてまいりたいと思っております。

○佐々木さやか君 多くの取組を紹介していただきました。今後ともよろしく願います。

今回の改正では、政令で定める特別区は児童相談所を設置するものとするにとともに、附則で、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとしております。この中核市での児童相談所設置につきましては、なかなか設置が進んでいないというふうに認識しておりますけれども、その原因をどのように分析をしているのでしょうか。また、今申し上げた中核市、特別区の児童相談所設置に係る支援その他の必要な措置については何が重要だと考えていて、また今後どのように検討していくのでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 御答弁申し上げます。

先生お話しのように、中核市につきましては、一応、現行法上も希望すれば政令の指定をすることと設置することができるという規定にはなっておりますが、現時点で設置している中核市は二つだけということになってございます。

今般、中核市について原則設置していただくということ、専門委員会でも議論がありまして、全国中核市市長会とお話をしましたが、中核市市長会からの要請等の中でも、なかなか設置できないことの理由として、やはり財政的な問題がありまして、国からの財政支援が十分ですということ、現実には専門人材の確保、育成というのなかなか難しいので一定の時間が掛かるのだというお話がございました。そういう意味でいえば、人とお金というのがやっぱり一つの大きなポイントになるだろうというふうな思っております。

そういったこともありまして、今回、今先生お話ありましたように、附則の中で、五年を掛けて全ての中核市、特別区できちんと設置できるように、希望すれば設置できるように必要な支援を行っていくという規定を置きまして、実際の当事者である中核市とも相談しながら必要な支援をしていきたいと思います。

〔委員長退席、理事羽生田俊君着席〕

この点に関しましては、既に設置している金沢市とか横須賀市の話を聞きますと、設置する段階で当然県から情報提供を受けたらノウハウを引き受けたり、あるいは職員の移管を受けたりということがあるわけですが、やはり設置した後にも継続的に様々な支援、特に専門人材の養成でありますとか研修等を通じて支援が必要だということ、お金だけではなくて設置した後の支援というものも含めて恐らく考えないといけないだろうということ、今般、例えば里親の問題でありますとか在宅措置の問題でありますとか様々、今般は児相は仕事が増えることになりまして、特に在宅支援との関係でいいますと、市町村との連携

体制というのがきちんと取れていましてこれがなかなか動かないということ、やはり金沢市、横須賀市の例も伺いながら、金目、人目と言ってしまうだけではいけないというふうに思っています。もうちょっときめの細かい、具体的に、人目を、どうやって養成をする、研修をどうする、運営費をどうするということも含めて、地方公共団体、中核市の方の御意見も聞きながら具体的に検討して、五年以内に希望するところは全部設置できるといふ法律の規定に沿った設置ができるように支援をしてまいりたいと思っております。

○佐々木さやか君 おっしゃるところ、やはり人の確保、そして財政面というところが大きな課題だと思います。

次の質問についてのお答えも含まれていたかなと思いますので次の質問は飛ばしますけれども、今後中核市に設置をしていくことになった場合、児童相談所が都道府県にあるよりも住んでいる近くの市にあるということになれば、市民の皆さんもよりアクセスがしやすくなって、よりいっしょなことで相談をしやすくなる、その結果として相談が増えていくということが予想されます。ですから、児童福祉司の配置基準についても、人口ということだけではなくて、人口が必ずしも多くなっても、そういったことで相談件数が増えていくことが予想されますので、そういった点も含めて適切になるように検討していただきたいと思います。また、人材の確保、財政面についても是非よろしく願いたいと思います。

次に参りますけれども、今回の改正で、児童相談所に弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うことと、このような改正がなされますけれども、この改正の趣旨、また弁護士配置によってどのような効果を期待するのか、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 全国の児相の中で今般勤で弁護士さんを置いていらっしゃるところが福岡と和歌山と名古屋と、この三つでございます。これ、常勤でいらっしゃるということで、特に、私は

福岡にはお邪魔もして弁護士さんとお話をし、日弁連ともお話をしましたが、大変本心にコミットした仕事をやってもらっています。

やはり、先ほどの親権と子供の権利の話がありました。例えば一時保護であったり臨検であったり、そういう際に親との対峙をしないといけない。その際に、法律的にどこまで可能なのかということがよく分からないのでは子供を守るということが十分できない。そういう意味で、弁護士の方に、一緒に保護をするようなときにやはり法律的な基礎をきちっとした上で児相が子供を保護するということ、それが可能になるということ、大変私は大事だと思っております。心の中では、全ての児相に弁護士さんに必置でいてもらいたい、常勤でというのが私の理想でございます。

今回改正案では、児童相談所に弁護士を配置することとしまして、これが難しい場合には弁護士の配置に準ずる措置と書いてありますが、この準ずるというのは、弁護士以外の方がおられるというのを想定しているわけではなく、特に法令の仕事をやったことがある一般の公務員の方が就くということでは全くなくて、少なくとも、例えば小さい県であったらば、中央児相には必ず常勤の弁護士さんがおられて、もしあと二つ児相があったら、どうしても無理だということであれば一人の弁護士さんがその三つを見るなり、何らかの形で弁護士さんが関与していくことを前提にこの準ずる措置ということを申し上げているわけ、弁護士さん以外の方が、もちろん裁判官とかそういうのは別ですけれども、司法試験通っている方を前提にしているということ、まず申し上げなければいけないというふうに思います。

〔理事羽生田俊君退席、委員長着席〕

先ほど申し上げたように、親の意に反した施設入所措置等をどうとする場合に裁判所の承認を得る手続が、やはりこの業務として法律に関する知識、経験が必要だということ、また親権停止、喪失、それから審判手続や申立てに関する手続、それから法的な観点からの保護者

指導、これから司法関与についても議論していこうとしていますが、ますますこの弁護士さんの配置によって、個々のケースによって、より迅速的確な対応ができるようにというふうに思っております。

改正法案では、子供の健全な発達、成長等の権利を明確化して、親の同意が得られないような場合においても子供の権利をしっかり守っていくように、法律家たる弁護士さんの配置によって業務を行うことに大きな意味があると思います。

○佐々木さやか ありがとうございます。
私、大臣がおっしゃった、全ての児童相談所に常勤の弁護士さんがいるということが理想ということは全くそのとおりだということに思います。

この常勤の弁護士さんというのを考えた場合に、やはり課題としては、もちろん御存じのことと思えますけれども、人材の確保という点が課題になります。

常勤ということですから、子供の権利に関する、虐待に関することについて習熟した専門的な力を持った弁護士さんについてほしいわけですが、実際はそうした弁護士さんというのは、ある程度年数を重ねられていて、自分で事務所を持っていらつしやうて、ほかの事件もいろいろやっていると。それを全て置いて数年間常勤で児童相談所にだけいるということがなかなか難しいというふうに見える方もいらつしやうと思えます。

ですから、そういったところをどうしていくのかという問題もありますし、そうすると、そこまで経験が、年数が重ねていなくても、若手であっても常勤でそこで仕事をしていただく、それもあると思います。その場合には、やはりまだまだ経験が少ないということを前提にしますと、その弁護士さんのスキルをどうやって伸ばしていくかと。それは、やはり習熟したその地域の弁護士さんという連携を取ってもらって、例えばいろんな相談をしながらやるとかアドバイザーをもらいながらやるとか、そういう工夫も必要になってく

るというふうに思います。

午前中の参考人質疑でもこの点議論になりました。例えば東京都の場合には、常勤ではないんですけれども、非常勤の弁護士さんが全ての児童相談所にいる、しかも二人いると。一人は習熟された弁護士さんで、もう一人は若手の弁護士さんで、それぞれほかの仕事もありながらなので二人で協力しながらやっています。なおかつ、若手と経験のある弁護士さんが組むことで将来的に育てるわけですね、若手を。そういったことで、また次の世代のことも考えながらやっていると。また、東京都是いろいろと工夫をしながら現在もやっているという参考人からの話もございました。

ですので、非常にいい改正なんですけれども、この人材の確保についての様々な支援も重要だと思えますし、また児童相談所の中には、弁護士さんと既に連携してうまくいっているところもあるんですけれども、まだまだ連携が不十分なところもあります。そういったところでは弁護士さんに何を相談したいのかという、その人材の活用にも悩むところもあるかもしれません。ですので、そういったことも併せて啓発をしていっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 今も先生からも御紹介ありましたが、現在の弁護士の配置状況はどうなっているかと申し上げますと、今大臣から御答弁申し上げましたように、常勤で弁護士を配置している児童相談所は三か所ございます。それと、東京都のように非常勤で弁護士を配置しているところ、それから弁護士事務所ですとか、あと県の弁護士会の推薦の弁護士と言わば業務契約を結んでお願いをしているといったようなものがございます。

私ども、法的対応機能強化事業ということで、弁護士さんの雇い上げにつきましては一定の補助金を用意しているわけでございますけれども、こういったものなども活用されて何らかの形で弁護士と連携した取組というのは、濃淡はあります

が、各児相では一応組まれている形にはなっております。

ただ、常勤で置いているところに関しては言いますと、これも大臣から御答弁申し上げたとおり、子供の例えば一時保護のような迅速な対応が要する場合のケースですとか、あと、親と対峙するケースでは、親御さんとの関係での面接指導においてはやはり弁護士さんの役割は非常に大きいということ、やはり突発的な事案でありますとか困難な事案については弁護士さんが当初から関わる、あるいは常勤でいらつしやうという体制を取るということはこれはかなり効果があるということになります。

私どもとしては、そういった今の取組というものをもちろん前提にしますが、やはりこういった弁護士をきちんと置いていくという方向性は法律でも明らかにしてまいりますので、日弁連ともお話をしておりますが、そういった協力も得ながら弁護士さんをきちんと配置していくということをしていきたいというふうに思っております。

この点に関しては、今大臣からもお話ありましたが、要は弁護士さんを置いてきちんと機能するということが客観的に担保できるような形で弁護士さんを置くということですので、例えば県内児相三か所となった場合に、中央に弁護士さん例えば一人なり二人置いて三つをカバーするというようなやり方もありますし、今度の法律改正でやはり法的な観点で児相が様々な業務を行う場面はかなり増えてまいりますので、そういった業務についてきちんと対応する。その意味では、児相の側の弁護士さんの活用についての私どもの助言とい

いますか、技術的助言も含めて行いながら、弁護士を確保して必要な措置を講じていけるように、法律の規定に沿って手当てをしてまいりたいと思っております。

○佐々木さやか 時間が限られておりますので、少し質問を飛ばしまして、子供シェルターについて大臣にお聞きしたいと思えます。
女性のシェルターというのは比較的多く存在す

るんですが、子供のシェルターというものはほとんどございません。二〇〇四年に東京で初めて開設をされました。現在でも全国で十三か所ほどだというふうに聞いております。

では、少し前にありました相模原の子供の自殺の事件がございました。児童相談所も把握をされていて、またその児童、十四歳の児童自身が児童養護施設への入所を希望していた、そういう事実経過の中で最終的にその児童が自殺してしまったということがございました。

この子供シェルターというのは、何らかの虐待が原因で、何らかの事情で家にいることができない、そういう子供が避難を一時的にする場所というところであります。横浜の場合では、この子供シェルターには弁護士さんが子供の代理人として必ず二人付いて、その親権との関係で親との親権の調整も行う、そういうかなりハードな事案もあ

りますので弁護士さんは必ず二人付くということだそうなんですけれども、こういった子供シェルターというものも私は重要ではないかと思えます。ある程度、中学生また高校生になってきた子供たちが一時的に避難をする、そういった場合に、その一時保護所というのは小さい子供に対応しなきゃならないことではないか手回らないという事情も私はあるかと思えます。

ですので、大臣にはこの子供シェルターについても是非御関心を持っていただきたいと思うんですけれども、御所見を伺います。

○国務大臣(塩崎恭久君) おっしゃるように、虐待を受けた子供たちの安全確保あるいは自立をサポートしていくというときに、この子供シェルターというのが有用、有益だということを私も聞いてはおるわけではございますが、まだ十何か所しかないということでございます。

この子供シェルターにつきましては、平成二十三年度から、指導員の配置等の要件を満たしていただければ児童福祉法の自立援助ホームとしての公的支援の対象ともなっているということでございます。

また、自立援助ホームにつきましては、今般の児童福祉法改正案において、自立に向けた支援を更に強化するために、自立援助ホームの入居者であつて大学等に就学している場合には二十二歳の年度末までの支援の対象とするということで、これはちょっと大分大きくなってからの話にはなりませんけれども、そういう扱いにもしているということでございます。

今後とも、この自立援助ホームの設置拡大を図る中で、この子供シエルター、この機能をしっかりと取り組んでいくということが望ましいのではないかと、財政的にも支援ができるという意味において、そういう意味で、関係者の御意見をしっかりと伺いながら、恐らくそれぞれのシエルターによつてやり方もいろいろ異なるでしょうしニーズも違うだろうということでもありますので、この重要な役割について国民の皆様方にもよく知っていただいて、その上で、子供シエルターについて自立援助ホームの運営に係る国庫補助を通じて必要な支援をしっかりと努めてまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木さやか君 では最後にもう一問大臣には是非お伺いしたいんですが、家庭的養護の推進のためにも今回の法改正は非常に重要なものであります。特に、赤ちゃん養子縁組と言われる取組を進めるといふ内容と理解しておりますけれども、この点について大臣の御所見、御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 保護者のおられない子供さん、そして虐待を受けた子供さんなど社会的養護が本来に必要な子供さんについては、やはり愛着形成の大事な時期を失うということがあり得るわけでありまして、そういう意味で温かく安定した家庭の中で養育をする、先ほど答弁申し上げましたが、これが重要だということに考えております。今般の改正案でも児童福祉法の第三条の二というのを新設して、家庭における養育が困難な又は適当でない場合には国及び地方公共団体は児童が家庭における養育環境と同様の養育環境

において継続的に養育されるようにということ、その必要な措置を講じなければならないこととしています。

つまり、御指摘のこの新生児の養子縁組、これを含めて、養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託というのがこれから進むように都道府県の児童相談所の業務として位置付ける、そして附則でもって、法務省あるいは裁判所と厚生労働省がこの特別養子縁組の改善方についても議論をする有識者会議を立ち上げるというふうな我々は考えておりますけれども、いずれにしても、里親制度の広報啓発による里親開拓から、それから里親と児童のマッチング、それから里親に対する訪問支援、里親に委託された児童の自立支援、こういった一貫した里親支援も児童相談所にしっかりとやってもらおうということで、養子縁組に加えてそちらの方も徹底的にやってもらおうというふうな考えております。

さらに、児童相談所強化プラン、この間出ししましたけれども、児童福祉司等の専門職の配置の充実とか資質の向上も当然これは必要になってくるわけでありまして、養子縁組あるいは里親委託をお世話できる専門職、こういった方にも育つていただくということが大事で、こういった愛着形成の大事な時期に、養子縁組あるいは里親委託、これでもって子供の最善の利益が図られるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○佐々木さやか君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(三原じゅん子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、足立信也君が委員を辞任され、その補欠として長浜博行君が選任されました。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

児童虐待の相談件数は依然として増加傾向にあります。子供の命が奪われる重大な事件も後を絶

ちません。社会全体で解決しなければならない課題です。そのための体制整備、財政支援が必要であります。本法案は、深刻化する虐待問題に対応するために必要なもので、賛成であります。

その上で、まず、本改正第一条に、全ての児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとりという文言が入られております。これ非常に重要だと私は思うんですが、大臣、我が国の法律で子どもの権利条約の精神が明記されているものはほかにあるでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 児童の権利に関する条約の理念にのっとりという文言が、子ども・若者育成支援推進法第一条、ここに書かれております。なお、この文言は平成二十一年の第百七十一回通常国会において政府から提出された法案には含まれておらず、国会での御議論の過程で追加修正された、議員修正をされたというふうに承知をしております。

○小池晃君 閣法では初めてというか、内閣提案ではこれが初め、しかも、あれ内閣府で、厚労省の所管の法案としてはこれが唯一ということ、これは大きな意義があると私は思うんですね。

現行法は、全ての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、保護すべき対象だった。それが本改正によつて、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、児童の年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の権利が優先して考慮され、という条文が加えられたわけで、これはかなり大きな変化だというふうに思います。

保護の対象から権利の主体に転換したものであるということ、このことを確認したいのと、どうしてこういう転換を図られたのか、大臣の所見を伺います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 児童福祉法の理念規定は、昭和二十二年にこの児童福祉法が制定されましたけれども、この当初から見直しをされてきませんでした。当時の戦争孤児をどうするかという問題からで上がった法律でありましたが、子

供の、権利の主体であること、最善の利益が優先されること、こういったことは明確にされていませんでした。

改正案では、これも今お読み上げをいただいたとおりで、児童の権利に関する条約の精神にのっとりして権利を有するというのを明確に総則の第一条に位置付けをいたしました。その上で、国民、保護者、国、地方公共団体、それぞれこれを支えるという形で子の福祉が保障される旨を明確にしたわけでございまして、また社会のあらゆる分野において子供の最善の利益が優先して考慮されることをこれも明確にさせていただきました。

これ、なぜそうしたのかということでありまして、これは先ほど申し上げたように、児童虐待は、愛されるべき相手である親から虐待を受けるというようなことが増えていく中で、やはり民法で親の権利は明確に定められている一方で、子供の権利は日本の法律にはどこにも書いていない、これでは子供の命を守ることはできないだろうということ、やはりこれは権利というものを明確にした上で子供を守っていかなければいけないし、健全な養育を保障するというのを権利として定めることが大事だということに思つたわけでありまして、まさに命と権利、そしてその未来を守るということで第一条にうたわさせていただきました。

○小池晃君 何だか久しぶりに大臣の言うことをいいなと思ひながら聞くような答弁でありましたけれども、時々そういうことありますけどね。

ちょっと具体的な問題、一時保護所について聞きたいと思うんですが、児童相談所が保護した子供を短期滞在させる、これは厚労省の運営指針でも一時保護の期間は二か月を超えてはならないとしております。

配付資料を御覧いただきいたんですが、しかし直近の数字ではだんだん増加傾向にあります。それから、地域別に見ますと、例えば福井県は平均六十五日、金沢市は五十九日、千葉県は五十四日。これ平均ですから、短い子供もいればと

つて、児童相談所が保護した子供を短期滞在させる、これは厚労省の運営指針でも一時保護の期間は二か月を超えてはならないとしております。

長期に入所しているケースも少なくないはずでありまして、この一時保護所の実態なんですね、虐待によるものが半数近くで、こういう場合は虐待者から引き離さなければいけないから一時保護している間は学校に通えない。

入所が長期化する場合は学習面の遅れにもつながります。文科省は昨年七月に通知を出して、児童の学習条件を向上させる取組というのやられているようですが、やはりこの一時保護が長期化することで、学習面だけでないと思うんですね、交友面も含めて支障が出るおそれがあります。

やはり様々な事情を抱えている子供たちに精神面でサポート、必要な支援、処遇の改善が必要だと思ふんですね。さらに、一時保護所にとどめておくんではなくて、そこから先への支援につなげていくことも必要だと思います。厚労省、どうでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) お答え申し上げます。

一時保護所につきましては、先生今御指摘のようなことは指摘をされております。現在の一時保護所の子供たちは、今お話ありましたように、様々な背景の子供がいらつしやいますけれども、やはり虐待が非常に増えているというのは事実でございます。他方で、非行の子供とか養育困難の子供とか、様々な子供がいらつしやいますので、そこはやっぱり個別の対応ということが恐らく必要になるということだと思っております。

現在、一時保護所に関しましては、心理担当職員との配置ということを、できるだけ個別に対応するというところでやっております。それから、今お話になった学習指導に関しましては、学習指導協力員というのを配置いたしましてできるだけ支援をしていくことをしております。

それから、昨年度の補正で、一時保護所、結構大部屋といいますが、大きいところに子供がいるというところが結構ありますので、できるだけ居室の小規模化を図る、それから年齢別あるいは入所事由別にそれぞれ処遇できるようにするというス

ペースを用意するというところで、今整備は二分の一の国庫補助なんです、特例的に補正で三分の二ということにしまして、できるだけ個別の処遇を確保するようにということをやっております。

それと、退所後のお話ですが、今回の改正案では、一時保護を解除した後、施設な措置をされるか自宅へ帰るかということになるわけですねけれども、保護者に対するカウンセリングをきちんとやるということで解除後の子供の安全確認を図るということ、解除後の支援についても強化をしていくということをしております。

あわせて、これも御答弁申し上げていますが、児相の体制強化ということで児童相談所強化プランを作りまして専門職の配置の大幅な増員というのもの図るということで、全体として一時保護所の整備を進めてまいりますが、やはり基本的にはできるだけその子供の状態に合った支援ができるように、児相の体制の強化、あるいは一時保護所の強化、あるいは速やかな措置、あるいは在宅支援というものができるような体制を整備して対応してまいりたいと考えております。

○小池晃君 そういう取組は非常に大事だと思ふんですね。

それで、一方で、収容力が限界に近づいているんじゃないかという指摘もあります。共同通信の調べでは、東京都と千葉県約六施設で一三年に定員オーバー、ピーク時には定員の一五〇%まで達したところもあると。定員を超えた場合は、今できるだけ小規模な部屋と言ったけど、一人部屋を二人で共有すると。子供たちがトラブルを起こさないために職員が時間外勤務で見守るというようなこともあると聞いています。担当者は、保護が必要な子供が増えていて、命に関わるケースもあるから、定員オーバーだからといって断ることはできないというふうに言っているんですね。こうした状況をやっぱり放置できないと思います。

大臣、やはり虐待件数、相談も増えている。未然に防ぐ、起こったときに子供たちの命を守る、その最前線が児相であり一時保護所です。これは一

時保護所の数も職員の数も抜本的に増やす必要があると思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、二百九の児相のうち独自の一時保護所を持つているのは百三十二、はつきり言えば百三十二しかない、こう言わな

いといけないんじゃないかなと私は思っております。子供の安全を確保するとともに支援につなげるためのアセスメントを行う、そういう場であるわけですね、残念ながら、相部屋だったりオーバーキヤパシティだったり、今のお話のとおり、そういうことがあるわけでありまして、やはりしっかりと対応をしていかないと、やらないということ、先ほど局長の方から御説明申し上げたような、数を増やす、量的拡大、環境改善、これはやってきていたわけでありまして。

一方で、二十八年度予算では一定数の一時保護委託児童を受け入れることができる専用の居室等を設けている児童養護施設等に対する新たな加算等計上はしておりますが、やはりこれは児相で本来一時保護所をきちっと持つてケアをするということが大事なんだろうというふうに思っています。

さらに、一時保護所の職員の充実というものも当然図らなければいけないわけでありまして、それから心理担当職員の配置については二十八年度予算で経費計上しておるところであります、いずれにしても、一時保護が必要の子供の安全等を適切に確保するためには一時保護所の整備、そして一時保護委託の、これは今の児童養護施設などでありまして、今すぐのことであることであるけれども、本来やっぱり中長期的には児相が自らちゃんと持つて、そこでケアをしながら子供の発育を守っていくということが大事だというふうに思っております。

○小池晃君 是非進めていただきたいと思ひます。

それから、追加でちょっと一問聞きたいんですが、先ほどやり取りあった歯科医療の問題なんです

ですけど、児童福祉法第二十一条十の五では明示されていませんが、歯科医師も含まれるんだという御答弁がされました。

確認しますけれども、この第二項にはその要支援児童に対する情報提供が刑法の秘密漏示罪の対象から除かれるという規定があります。この規定にも歯科医師は含まれるということによろしいですか。先ほど虐待を早期に見つけやすい立場であるのは常識だという答弁もあって、やっぱり秘密漏示罪に問われたらという心配で通報をためらうようなことがあつてはならないと思うので、そこははつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、この刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、情報提供をすることを妨げるものと解釈してはならないと規定していることにつきましては、歯科医師についてもその協力の重要性に鑑みてこうした情報提供の協力を求めるということにしているわけでございますので、全く同じ扱いというふうに考えていただいて結構だと思います。

○小池晃君 こういう心配もあるからちゃんと歯科医師と書いておけばいいということだと思ひますけど、まあ、それはもうこれ以上言いませんけど。

それから、前回聞けなかった自立支援医療のことを聞きたいんですが、ちょっと時間がないので質問をちょっと飛ばしていきまますが、これは二〇一八年三月まで、資料の三枚目にありますような経過的特例措置という負担軽減措置があるわけですね。これ、財政審などは経過措置終了後は廃止すべきだと言っていて、患者、家族に不安が広がっています。恒久的な制度にしてほしいという要望も来ているわけです。

これ、経過的特例措置の対象となつてゐるのはここにあるように中間所得の一・二という世帯で、これは、中間所得一は年収二百九十万から四百万程度、それから中間所得二は四百万から八百三十三万という、そういう水準です。この所得基準変わっていないわけですから、十年たつて、こ

れ十年たったからやめるんだという議論は私は成り立たないというふうに思っていますね。

実態どうなっているかという、その次のページ以降に実態が出ておりますけれども、これは全国心臓病の子どもを守る会がアンケートをやった結果なんですけれども、これ、ゼロ歳から十九歳までの心疾患患者の親二百二名より回答を得ております。フォンタン術後が六十二名、フアロー、両大血管室起始術後が四十九名、ASD、VSDの術後が十四名など、非常に重い心疾患のお子さんを抱えている。配った資料にはありませんが、この間、手術年齢がかなり早くなっている、三歳から四歳までに最終手術終わっているケースが非常に多いのが特徴で、子供が小さいだけに収入が非常に少ないと。先天的な心疾患ですから、先天性心疾患は専門医療機関に限られるので、四人に一人が県外の病院に通院しているということも実態が出ています。

それから、五枚目、六枚目のところに、医療費以外の負担が重いという実態が出ておまして、差額ベッド、食事代、通院のための交通費、付添いのための費用、医療費以外の負担が三十万円超えているような実態があるんだということが共通して言われています。

もう一回資料四枚目に戻っていただくと、ここに実例が出ておりますけど、経過的特例措置がなくなるとどうなるかということで計算してみたものです。これは二〇一〇年にカテーテル検査とそれからグレン手術をされた方の場合ですが、今、経過の特例措置によって負担額は五万六千五百二十円、これが経過の特例措置がなくなると三十万二千八百円というふうに激増するわけですね。五・三倍です。

生まれたときから重い心臓病を持ち、何度も検査、手術を繰り返して、遠くの病院にお子さんを連れていって、親御さんは泊まり込みでその面倒を見る。残された兄弟の世話はおじいちゃん、おばあちゃんたちに任せたりとか、いろんな苦労をしながらこれだけの医療費の負担を強いるということ

とが私はあつていいんだと思うんですね。私、こういう実態見ればこの経過の特例措置の廃止なんというのは絶対許されなと思うんですが、大臣、いかがですか。これ、やっぱりしっかりと継続すべきですよ。

○国務大臣(塩崎恭久君) 自立支援医療の利用者負担に関する経過的特例措置、これについては、昨日成立させていただいた障害者総合支援法の見直しについての御議論の中にも障害福祉サービスの利用者負担の在り方として、併せて審議会で議論をしていただいたところでございます。

審議会の報告書では、利用者負担に関する経過的特例措置については、時間的な措置であつて、施行後十年を経過する、そして平成二十二年より障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料となつていくこと、それから他制度とのバランスや公平性等を踏まえて、その見直しについて検討すべきというふうにされておりますが、この報告書を踏まえて、私どもとしては、この経過的特例措置について、今後、当該措置が終了するのは平成三十年三月でありましたので、そこまでしっかりと議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小池晃君 しかし、十年たったからといって、負担は変わらないわけですよ、苦しみは変わらないわけですよ。他制度との公平性と言うけれども、やっぱり特別困難抱えている方たちの軽減措置ですよ。

大体これ幾ら掛かるのか。経過的特例措置の財政負担でどれだけの額か。それから、低所得者を、さらに住民税非課税の方を負担を無料にした場合の財政影響はどれだけの額になりますか。数字だけでいいですから教えてください。

○政府参考人(藤井康弘君) お答えいたします。自立支援医療の経過的特例措置に關します予算は約五十億円、御指摘の低所得者層を無償化するために必要な予算は約百二十億円と推計をしてございます。

○小池晃君 五十億円あればこの軽減措置は続け

られるわけです。それから、おともい議論になつた基本合意でも約束されている住民税非課税世帯の負担無料化も百二十億円あればできるわけですよ。大臣、莫大な財政負担じゃありません、これ。やはり私はこういうことをしっかりとやるのが政治の責任だということに思っていますよ。

自立支援医療というのは障害者医療の根幹を支えています。それなのにこの軽減制度を打ち切れば、恐らく他制度にも波及しますよ。自治体がいりろやっている独自の制度なんかも波及する可能性もある。私は、改めてこれ継続すべきだと。今の実態も見ていただいて、そしてその財政負担の額も見ていただいて、これやめちゃうということとは許されんではないかと。やはり、大臣、これはきちんと継続するんだと、少なくとも厚労省としては政府に対して継続すべきと、物言うんだというふうに言ってくださいよ。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほども申し上げたように、三十年の三月までに検討していくことになつておるこの検討の事項でございますけれども、今お触れをいただいたように、基本合意の中に、利用者負担における当面の措置、その中で、自立支援医療に係る利用者負担の措置について当面の重要な課題とすると、こういうふうに明定をされています。

我々、答弁でも申し上げたとおり、この基本合意並びに骨格提言の中の当事者や関係者の皆様方の思いをしつかりと受け止めながら今後の検討をしていくということをお願いしているわけで、自立支援医療に係る低所得者の利用者負担、この在り方について、今申し上げたような観点から、当面の重要な課題とされているこのことについてもしっかりと、様々な御意見をしっかりと受け止めながら、私どもとしても厚労省としても考えていきたいというふうに思っております。

○小池晃君 やっぱり低所得者だけじゃないですよ、これ。やはり中所得者だってこういう心臓病のお子さんを持つたら本当に大変な負担になるわけです。お仕事にも大きな影響が出るし。

だから、私は、単なる低所得者、もちろん低所得者対策は必要だけれども、それだけではなくて、やはり本当に子育て支援というのであれば、最もこういう困難を抱えているそういう方たちに對する、五十億円あれば継続できるような制度を打ち切るといふようなことは私はやってはならないと思いますよ。自分は生まれてこなきゃよかったというようなことをおっしゃるという話も聞ぐんですよ。そんなこと許していいのかということだと思ひます。これは真剣に考えるべき課題として問題提起したいと思ひます。是非これは継続していただきたい。

それから、残る時間、どうしても熊本の問題、ちよつと今日、もう国会も終わりに近づいているので聞きたいんですが、雇用対策。

これ、大変な今事態が起こつて、ハローワークへの相談件数が物すごく増えている、一万三千件を超えたそうです。雇用調整助成金の手続が七千二百件、雇用調整助成金三千三百件、仕事そのものについての相談三千三百件。ハローワークの窓口二時間待ちという状況はいまだに解決されていません。厚労省、応援体制は今どうなつていますか。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。今委員御指摘になつたような事態に對するために、ハローワークの全国ネットワークを活用いたしましたローテーション方式によりまして、雇用保険、雇用調整助成金の事務に精通した職員を他の労働局から熊本に応援派遣をしております。現在九名の応援を行っております。

○小池晃君 九名、九名なんです、これだけ仕事が増えているのに。九つハローワークがあり、一つの出張所があり、労働局は十か所あるわけです。職員は臨時職員含めても三百五十人。大臣、先日現地を視察されて、実際の職員の皆さんは自ら被災をされ、その中で懸命に奮闘している姿を直接御覧になつていらっしゃるというふうに思ひますね。そこに応援が九人、これでいいんですし。

私は、震災という事態ですから、なかなかこれ

すぐに解決しない問題がいっぱいあるわけです、雇用の問題。それから、施策拡充している部分もありますから、通常よりも、だから相談に時間が掛かっているわけですよ。制度に熟知した職員をやっぱり多数派遣する必要があります。制度に熟知した職員をやっぱり思うんです。大臣の責任で被災地のハローワークに対する応援体制を抜本的に強化すべきではないですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先週日曜日に、三回目、熊本に行つてまいりましたけれども、やはり一か月余りたつて、この雇用の問題が大変心配であるということは私も共通認識でございます。

益城にも参りましたけれども、やはり、益城の方々が上益城に、隣町にハローワークは一応ありますけれども、そこまで行くのに車で二十分ぐらい掛かるわけですから、そんな余裕は多分ないんだらうというふうに私は思つて、前回、松村委員の予算委員会での質問でも申し上げましたけれども、やはり被災した事業所に対して、待ちの姿勢ではなくて、こつちがハローワークに来てくださいますように、むしろ積極的に出向いて、例えば雇用調整に関する情報を早期に把握をするということとか、それから既に実施をしている雇用調整助成金とか雇用保険の特例措置、こういったことについて事業主向けの説明会の開催とかあるいは事業主団体に就いて説明をするなど、あらゆる機会を捉えて周知を強化せよということを書いてまいりまして、離職の防止に向けた働きかけを強力に進めてきております。

雇用調整助成金等の手続に慣れていない中小企業の皆さん方によりきめ細かな相談とかアドバイスを行うようにするために、来週からは応援体制、今九人ということでありましたが、二十人規模に増員をいたしまして体制を強化するということにしているところでございまして、今後とも被災地のニーズをどうきめ細かく把握をしていくかということが大事でありますので、今、元々の労働局の職員も出向いていく、シフトに入つてもらっているわけがございますので、万全を期して

まいりたいというふうに思います。

○小池晃君 九人が二十人じゃスズメの涙じゃないですか。もう、一桁増やせというさっき声があつたけど、そうですね、やっぱりね。これ、やっぱり抜本的にやらないと本当に現地大変ですよ。短期間の支援でしよう、これは限定された期間でしよう。やっぱりもつと思ひ切つてやらなきゃ駄目ですよ、やれること全てやると言っているんだから。

それから、もう時間の関係で質問じゃなくて要望にとどめますけど、離職が続く中で、熊本県熊本市は実際に臨時職員を五十名募集して、避難所の働く臨時職員を募集しているわけですね。こういったことをやっているわけですね。緊急雇用創出事業というの国はあつて、一時的な雇用創出をやつた経験もあるわけですね。是非これ、熊本県熊本市の国に対する要望の中には緊急雇用基金の創設による就業支援というのを出されています。もう補正予算はすぐにでも自治体の要望に応じるためにということで作つたわけでしょう。私は、やっぱりきちつとこの熊本で雇用を国がつくるというこも、仕事もちゃんとやるべきだということに思ひます。

自治体の要望を受け止めるかどうか、そのことだけでも言つてください、じゃ。

○国務大臣(塩崎恭久君) 実際、熊本市長からもその五十人のお話は直接私も聞いております。したがつて、我々としては雇用の影響を、先ほど申し上げたように、二回目のときもそうでしたし、三回目ももっと緊迫度を増しているというふうに思ひますので、適切な連携を自治体としっかりやりながら、この基金という方式にはとられずに必要な雇用対策はしっかりと検討して打つていきたいというふうに思ひます。

○東徹君 おおさか維新の会の東徹でございます。まず最初に、児童相談所のことですけれども、まず名称について質問をさせていただきたいと思ひます。

今日も参考人の方が来られて、東京都では児童相談所という名前なんだなということに改めて思つたんですけれども、大阪府では中央子ども家庭センター、子ども家庭センターというふうに呼んでいるんですね。東京都に私も来て、東京都には、港区では港区が設置している港区子ども家庭支援センターとか、新宿区子ども総合センターとか、名前がいろいろあるんですね。自治体によつてばらばらに名前があつて、今いろいろ、昨日からも障害者福祉でもいろいろ施設の名称とかたくさん出てきていますし、高齢者の介護でもいろいろ施設の名称が出てきているんですけれども、やはり名前は全国統一していった方がいいのかなと。また、特にサラーリマン世帯だと転勤もありますし、そういったときにどこへ行つてもやっぱりこの名前だったら分かるということが望ましいんじゃないのかなというふうに思つておるんですが、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 御答弁申し上げます。児童相談所というのは、これは法律上、児童福祉法上の名称でございます。説明改めて申し上げます、児童の福祉に關し、市町村の援助、相談、一時保護、在宅指導や里親委託といった措置を行う、業務を行う施設となつております。

都道府県、政令市を見ますと、ざつと見ると六割、七割ぐらいは児童相談所という名称なんです。幾つか今先生御指摘のように独自の名前を付けているところがございます。独自の名前を付けているところを見ますと、一つは、例えば児童相談所の機能と女性に対する相談とか障害者の相談とか、そういう形で窓口を一個にしてつくつておる。そうしますと、全体を示す名称ということになりますので、お話のとおりだと思ひます。

例えば、香川県とか広島県は婦人相談所の機能を持つておるので、子ども女性相談センターとか、子ども家庭センターになります。それから、東京都とか、多分大阪もそうだと思うんですが、

単独事業を持つておられるところはその事業も併せて行うことになるので、そういった意味で独自のお名前を付けておられるということになります。

なので、この辺は各自自治体での業務の内容ですとかいろいろ経緯で各自自治体なりに住民に対して分かりやすい名称をということでお考えなんだろうと思ひますが、逆に、こう書いてしまふというのが分からなくなつてしまふという問題も一方であるということなので、これは最終的には自治体の御判断ということになるんですが、児童相談所の機能をこが持つておるということとを分けるような形にしたいということとはちよつと御配慮いただいてもいいのかなと。場所によつては、何とかセンターと書いて括弧書きで福祉事務所とか児童相談所というようになつておる。場所もあるようなんです、その辺も含めて、今の先生の御指摘も踏まえて、自治体の方にはその辺の配慮をお願いするということとちよつと周知をしてみたいと思つております。

○東徹君 名前つて非常に大事で、外から入ってくる人、都道府県からまたほかへ行く人とかいろいろいますので、移動がやっぱり多くなつてきていると思ひますので、そういった名前の統一化というのはいくら大事なのかなと。

今度この法案でも子育て世代包括支援センター。地域包括支援センターとまたこの子育て世代包括支援センターと、包括支援センターという名前だけは一緒でして、これまたこんがらなかなとか、ちよつとそういうふうにも思ひますので、是非是非、その名称がどんどんどんと増えていっていますので、名称がややこしくならないうちに、そういう名称の付け方も配慮を思ひます。

次に、児童福祉司の確保が非常に大事だということに、今日も参考人の意見も聞いておりました。そう思ひました。

非常に、やっぱり虐待の通報があつたら飛んでいかないといけないことでもありますけれども、平成二十六年年度の児童虐待相談対応件数が八万八千九百三十一件、平成二十一年度から比べると七・六倍になっておりまして、児童福祉司の数は、一方、これは平成二十六年年度で二千九百三十四人と、平成二十一年度から比べると二・四倍でしかないという形なんです。虐待の相談対応件数は七・六倍になっているけれども、児童福祉司の数は二・四倍にとどまっております。

政府の出されています児童相談所強化プランというのがありますが、この児童相談所強化プランなんですけれども、児童福祉司の数を平成三十一年度を目標に三千四百八十人まで五百五十人増やしますよというふうに書いてあるんですが、これはどうやって確保していくのか、お伺いしたいと思っています。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘をいただいたように、児童虐待の対応件数というのは対応をした件数であって、実際に起きている件数とは少し違う、むしろ小さい数字でありますからものと事態はなかなか大変だと、こういうふうに理解を私どもはしているわけでございます。

四月の二十五日に策定した、今お触れをいただいた児童相談所強化プラン、ここで、一つは、やはり今まで人口当たりの数を増やすということをやってきたのが基本でありました、配置基準につきまして。しかし、業務量としての児童虐待相談対応件数、これにやっぱり合わせるという形でやっていかなきゃいけないということで、四年間で全国で五百五十人程度の大幅な増員を目指すということでもあります。

もちろん、数だけではなくて中身の、どういう人を増やすのかということが私は大事ではないかというふうに思っています、やはり専門性がなければ虐待ケースの対応をきちっとするということについてはなかなか難しい問題があるというふうに思っていますので、そういう意味では、児童福祉司といっても何種類かございまして、その資格、

例えば社会福祉士の資格を持つていらつしやる方、そうじゃなくて、いわゆる児相で二年間経験をしたということでも児童福祉司あるいは主任とかそういうのになれるということ、そういう形で実質的な専門性のない方が人数増えてもしようがないというふうに私は思っていますので、やはり専門性のある人たちをどう増やしていくかと、この五百五十人の中です。

そのことをやっぱりしっかりとやらなければいけないと思っております、地方交付税措置がこの目標に関してはなされるものと承知をしております、まずは平成二十八年年度において、児童福祉司の増員に対してこの十年で最も手厚い水準となる地方交付税措置、これは、標準団体、人口百七十万人当たり三人増員ということでございますけれども、こういったプランを達成するために都道府県等に対して着実な実施を働きかけていくとともに、中身が大事だということも地方に、都道府県に徹底してまいりたいというふうに思っております。

○東徹君 ちよつと今大臣の方から社会福祉士の話も出たんですけれども、この児童福祉司の資格の取得過程の表を見ますと、社会福祉士は経験年数なくてほんとなれる、医師と社会福祉士と精神保健福祉士なんです、あとは大体経験年数が何か一年とか二年とかあつていなくてすけれども、これはちよつと通告してはなかったんです、ちよつと名前が出たので確認なんですけれども、公務員でなくても、民間の人がお医者さんの資格保持している、社会福祉士保持している、精神保健福祉士保持している、こういった人であれば別に公務員でなくても年齢に関係なく採用、そういう、児童福祉司になってそういう仕事ができるというふうなイメージを持っていてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 児童相談所は都道府県の機関ですので、何といえますか、常勤職員としてそこで働くということになりますと、これは公務員ということになりますので、逆に言うと、

そこで定員管理がかかるということになりますので、こういった形で言わば公務員、定員結構厳しいですけれども、ここについては増員をしてみようということになっていきます。それ以外に、例えば、何といえますか、非常勤でお願いするとか嘱託でお願いするとかいう形で、そういう形じゃない身分で例えば手伝つていただくという形で来ていただくという形であれば、それは言わば定員管理の外で採用されることになりますので、そういった形で手当てをするということももちろんできます。

ただ、基本はやはり、先ほどからもお話ありましたように、様々、言わば公権力の行使といひますか法律上の措置行為を行ったりしますので、やっぱり基幹の部分は公務員でないと困りますので、そこはきちんと地方公務員で押さえるということになると思います。

○東徹君 非常に足りないというふうなことを聞きますので、公務員でなくてもそういった非常勤でもいいので、そういったことを増やせばいいんじゃないかと思うんですけれども、なかなか非常勤の人ってやっぱり入れたがらないみたいですね。公務員でなければならぬみたいな、そういったことも聞きます。非常勤でもいいから増やしていくということもしつかりと御検討いただければというふうに思います。

続きまして、先ほど小池委員も聞いておりましたが、一時保護所のことについて質問させていだきたいと思ひます。

一時保護所なんですけれども、先ほど大臣の方からも、百三十二でしたかね、二百九か所の児童相談所のうち一時保護所を設置しているところが百三十二か所ぐらいだというふうに聞いたと思うんですが、それぐらいしかないのかというふうなお話でした。

これは年間での程度運営コストが掛かるのか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(香取照幸君) 一時保護所でございますが、先ほど大臣答弁申し上げていましたように

に、二百九の児童相談所のうち百三十二、七十七は設置してありません。これは、他の児童相談所の一時保護の活用ですとか、あるいは、ちよつとお話ありましたが、養護施設等で委託をして預かってもらうというのが実態になっていきます。

一時保護所の運営費についてですが、一時保護所の運営費につきましては国庫負担二分の一というところになっておりますので、国の方で一定の運営費の補助をしております。これの金額と一時保護所の数で単純に計算しますと、それぞれ大小ありますが、平均すると一か所年間大体四千万円ぐらいの運営費ということになるかと思ひます。

○東徹君 ありがとうございます。

次に、この一時保護所も、非常に数もばらばらなような、入所率が一〇〇%を超えているところもあれば入所率が一〇%から二〇%までのところもあつたりとか、非常にばらばらだというふうに聞いておりました、非常にばらつきがあるのだなというふうに思っております。

そんな中で、塩崎大臣の方から、増え続ける児童虐待事案に対応するため、国会の一致した考えがあれば全ての中核市、特別区に児童相談所を必置するべきではないかというふうなお考えがあるというふうなことを聞いておるんですけれども、これのように実現されていくのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 残念なことではありますけれども、大体一定程度の人口があれば虐待が発生するというところであります。したがって、そういうことであれば、中核市にしてもそれから特別区にしても一定程度の人口を抱えているわけがありますから、都道府県の児相の傘下で対処するんではなくて、自ら対処するというのが児相を持つべきではないのかというのが私の考えでございます、できたら必置にした方がいいいんではないのかということはずつと厚生労働省の中でも大議論をしてまいりました。

つまり、自治事務であるがゆえに必置とすることはできないというふうに、常識的に考えれば、

霞が関ではそういう理解のようではありますが、しかしそれで、じゃ、児童虐待に対処できるのかという実態を考えてみればということいろいろ考えた結果、現行法上、希望する市は政令による指定を受けて今児童相談所を設置することはまずできているわけで、実際、横須賀とそれから金沢は中核市でも既に持っているわけですね、独自のものを。

ということですが、やはりこれは改正案でもって、その施行後五年をめどとして中核市と特別市が児童相談所を設置できるようにその設置に係る支援等の必要な措置を講ずることとしていくわけですが、附則でもって、それは逆に言えば、しっかりと国が、先ほどお話が出ていた財政的な支援と人材面での支援をして、中核市と特別市には五年以内に全て設置できるようにサポートをしていかなければいけないのではないかと意味合いを込めてこういう条文にさせていただいたということでございます。

○東徹君 確かに、おっしゃられるように、やはり児童相談所というのはできるだけ身近なところにあつた方がいいというふうにも思いますし、また特別区とか政令市、政令市はもろんなんですけれども、中核市にもあつた方が本当はいいんだらうなというふうにも思います。ただ、おっしゃるとおり、課題は財源の確保とそれから人材の育成ということ、これは、特に人材の育成についてはしっかりとこれこそ国の方でやつた方が養成しやすいんじゃないのかなというふうにも思います。

続きまして、児童相談所の臨検それから搜索についてお伺いをさせていただきたいと思っております。今回の法改正で、臨検、搜索についてなんですけれども、現行法では必要とされる再出頭要求に応じないことという要件をなくして、裁判所の許可状があれば臨検、搜索できることというふうにされております。再出頭要求に応じないことが必要とされている現在の仕組みでは、出頭要求から臨検、搜索の実施まで何日程度掛かっていて、今

回の法改正によってどの程度期間が短縮できる見込みなのか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(香取照幸君) 臨検、搜索でございますが、これは保護者の強い拒否、抵抗があつても児相が子供の安全確認のために確実に住居内に立入検査ができるようにということで、裁判所の許可状を得た上で強制的な解錠、破錠ができるという実力行使の規定でございます。

手続規定、ちよつと簡単に申し上げますと、まず家庭訪問しまして、出頭を促して、立入調査をして再出頭要求を掛けて、許可証をもらつて臨検に行くという今の流れでございます。この中の再出頭要求の手続を簡素化するというものがございます。

今のお話ですと、この間、実は最後まで行った件数は五件しかありませんので、全体どうかというのとはなかなか申し上げられませんが、出頭要求から臨検、搜索までに要した費用が最大で二十四日、再出頭要求が間に挟まりますとそれが八日延びているということになりますので、その意味でいいますと八日程度、二十四日のうち八日ぐらいが短くできると、手続的に。今の過去のケースからいいますと、そのぐらいの日数になります。

○東徹君 ということは、この臨検、搜索手続自体が余り活用されていないということになるんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうかね。

○政府参考人(香取照幸君) これは、導入のときに相当な議論があつたんですが、大変議論があつて、作つたものでございますが、大要議論があつて、国会でも議論があつて作つたもので、かなり手続的には厳格に作られております。

かつ、そういう意味でいうと、最終的には破錠してでも立ち入るぞと、家に入つても子供を連れていくことができるんだという、言わばそういう、何といいますか、抜かない何とかというのがありますけれども、そういう意味で、現場については、何とかいいますか、それなりの効果があつたというふうに思いますが、最終的に行ったのが

五件ということですね、それなりに効果があつたと思ひますが、やはりこの間の運用を考えますと、もうちよつと柔軟にできた方がいいだろうと。

当初は非常に強い規定なので慎重にということですが、手続が厳格になつたわけですが、この間の様々な事例から、やはりこれはもうちよつと機動的に使えるようにということで手続を簡素化した、もうちよつと早い段階で介入ができるようにということで今回制度改正をお願いするということでございます。

○東徹君 続きまして、ちよつと時間がなくなつてきましたので、職員の研修体制についてお伺いしたいと思うんですけれども、先ほどからも話がよく出ていますように、専門性というのは非常に大事で、ちよつと専門性を強化していくということが非常に求められます。

今回の法改正でも児童福祉司とスーパーバイザーの研修受講を義務付けるということで研修の充実が求められておりますけれども、現状では研修施設、横浜で一か所しかないんですけれども、全国、横浜で一か所だけしかないというの、ちよつとかがなもなのかなと思ひまして、東日本では一か所あるんだつたら西日本でもう一か所とか、何かそんなことを考えられないのか、お伺いしたいと思ひます。

か大阪につくつてくれるのかなと今一瞬期待したんですけど、違つていたのでちよつとがっかりしましたが、是非御検討いただければと思います。特定妊婦に関する情報提供についてお伺いしたいと思ひますが、今回の法改正で、出産後の養育について、出産前から支援が必要と認められる特定妊婦について早期に把握できるよう医療機関や学校等に市町村への情報提供の努力義務を課すこととしております。

例えば、NPO法人なんかはあると思うんですけど、例えば性暴力支援センター、大阪ではSACHICOというのがあつたんですが、こういったところからの通報とか、こういったことも大事な情報のかなというふうにも思つておるんですが、こういったNPO法人、今回の法改正における医療機関や学校等にNPO法人も含まれているのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(香取照幸君) 御答弁の前に、先ほどちよつと私、答弁が足りなかつたので、臨検、搜索の件数五件と申し上げましたが、これは二十二年から二十六年の足下の数字で、法律改正以降でいうと八件、大して変わらないんですけれども、八件でございますので、ちよつと訂正をさせていただきます。

今の特定妊婦に関する情報提供でございますが、死亡事例のうちゼロ歳児の割合が四割、これはもう御案内かと思ひますが、特定妊婦に關しては早い段階で市町村で情報を把握すること、これが非常に必要だということでございます。

ところで、今般、情報提供の規定を置いたわけでございますが、この改正案では、児童又は妊娠婦の医療、福祉又は教育に關する機関が支援を要する妊婦を把握した場合に、はつた規定がございまして、当然、NPO等こういう活動をしている機関も当然この対象になるということで、むしろこういった機関との協力、連携をいただいて市町村の支援を行き届かせるというのが私どもの法改正をお願いしている趣旨でございます。

○東徹君 とかしき副大臣が答弁されるので、何

たので、最後に一問質問をさせていただきたいと思ひます。

厚生労働省の方で、虐待の関連の通告、相談窓口の一元化、これについてモデル事業を実施しようということを検討されているようですが、どのような事業を行うのか、お伺いさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(香取照幸君) 通告窓口の一元化に関しましては、現行法は、できるだけいろんなところで通報を受けようと、通報の抵抗感を取り除くということである場所と通報を受けるといふ形で、なるべくいろんなところで受けるといふ形になっていくわけですが、これについては、どこに通告するかというのを通告する側の人に判断を求めるような形になっておりますので、警察にするか学校にするか市町村にするかとなつていくので、一か所だけ受ける、そこで振り分けるという方がいいのではないかと、こういうことでこの議論になっております。

他方で、一か所だけ受けるということよりも、むしろやはり、逆にそうするとそこで受け取ることになりますし、そこで振り分けをするということになりますと、電話相談等だけで一義的に振り分けができるかと、こういう議論にもなるということ、ここは少しモデル事業でちゃんと流れを考えてみよう。

その意味でいいますと、通告窓口の一本化ということだけではなくて、その後それをどういうふうかに判断をして適切な施設につないでいくか、トリアージと言ふんだそうですけど、そういう流れも含めて全体幾つかモデルをつくってみてやってみようということございまして、これについては、ほかの様々な通報制度がどうしているかとか、あるいは諸外国でどういう対応をしているかとか、ある程度窓口を一本化して運用している自治体なんかもありますので、そういうところの情報を収集してやるということで考えたいと思つております。

これは、最終的にはこの成果を踏まえて通報の

在り方について一応ルール化をしようと思つておられますので、そういった人口とある程度その後の、振り分けの後の対応も含めてちよつとモデル事業を組み立ててみたいと思つております。

○東徹君 時間ですので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

外務省がホームページで公表している国連人権理事会のUPR第二回日本政府審査・結果文書の議事録概要には、被審査国である日本政府が学校及び家庭内の体罰は禁止されていると発表したとされていますが、間違いないですね。

○政府参考人(水嶋光一君) お答え申し上げます。

国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー、いわゆるUPRの第二回日本政府審査におきましては、我が国の代表が、学校での体罰については学校教育法第十一条で禁止をされている、また、児童虐待防止法で何人も児童に対し虐待をしてはならないと定められており、虐待に該当する家庭内の体罰は明確に禁止されていると発言したところでございます。

外務省のホームページに掲載しておりますUPRの第二回日本政府審査・結果文書の審査手続の議事録概要における御指摘の記述でございますが、これはそのような我が国の代表の発言を簡潔に記述したものと理解をしております。

○福島みずほ君 民法八百二十二条は、親権を行う者は、八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができると規定をしております。

私自身は、この懲戒することができるといふ条文は将来削除すべきではないかと実は思つておりますが、民法に規定されている親権者の懲戒と違ふ法行為である体罰とは明確に峻別できるんでしょうか。

○政府参考人(金子修君) 民法上の懲戒権、子に対する懲戒権の行使につきましては、委員御指摘のような条文となっております。

したがいまして、懲戒権の行使として許容されるかどうかということになりますと、それは子の利益のために行使されるか、それから子の監護、教育上必要なものと認められるかどうかということにより判断されるということになります。

懲戒として許容される範囲は、社会と時代の健全な社会常識により判断されることになると考えられますので、児童虐待が社会問題と深刻化されている現状を踏まえ、その範囲は相当程度限定されることになるものというふうに考えます。

懲戒権の行使で許容されるものの中には例えば有形力の行使を伴うものも含まれると考えられますが、例えば、親権者が他人に対して暴力を振るつた子に対して口頭で説教しようとしたところ、子が逃げ出そうとしたということで手で押さえて説教を継続するというような場合であれば許容されるのではないかと思つております。

そうしますと、体罰との区別ということが問題になります。体罰の定義自体が明確でないため、両者の関係について一概に申し上げるということは困難な面がございますけれども、少なくとも、委員御指摘のような違法である体罰、例えば身体的虐待とかネグレクトと言われるようなものとの区別という意味では、先ほどのような判断基準に照らして許容される懲戒とは明確に峻別されることができると言えると思ひます。

○福島みずほ君 今度の法案で、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないというふうになっておりますが、虐待をする親は例外なく、しつけのためにやった、しつけのためにやったというふうに言うことが常です。果たして、その範囲を超えてというこのことで妥当でしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) この論点は当委員会でも何度も御質問を受けておりますが、一方で、親は、親権といひますか、子供に対する権利と、

それと養育の責任を負つていふことになりまふので、しつけといひますか、親の親権の行使に關しての基本的な考え方、民法の考え方は先ほど法務省さんの方から御答弁申し上げたとおりというふうには私も理解しております。

そのことを前提に、今先生お話しのような、しつけを名目にして子供に対して虐待行為を行うというのをどういった形で防ぐか、それを条文の形でどのように書けるかというのを、私も、これは政府部内でも法制局あるいは法務省さんとも相談をして、児童虐待防止法に今先生が読み上げていただいたような条文を今回明記することによって、このことによつて、言わばしつけを名目にして虐待をするということとはあつてはならないというところをここである意味ではきちんと書いて、このことを実際の親御さんといひますか世の中に浸透させていくということを通じて減らしていくということをやつていかなければならないと思ひます。

まず、そのことはそのこととしておいておくとして、もう一方で、子供の養育という観点からしますと、仮に虐待に当たらないような行為であったとしても、基本的に有形力の行使を子供に対して行うということは、何といひますか、一般論としてと言ふとちよつと語弊があるかもしれませんが、子供の精神あるいは発達について基本的には悪影響を及ぼす可能性があるということですので、子供の養育の過程で有形力の行使は基本的にはない方がいい。

これは言わば子育ての基本に關することなので、これは虐待ということとは別に、やはりそういった子育てについての基本的な物の考え方というのには、母子保健やあるいは様々な子育てに關する私どもの、何といひますか、施策の中で、あるいはいろんなパンフレットその他で施策を行つていく上でも、こういった理解は国民の間に進みまふように広報あるいは啓発には努めてまいりたいと思つております。

○福島みずほ君 婦人相談員、母子・父子自立支

援員の非常勤規定が削除される意味はどういうことでしょうか。また、その待遇はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 婦人相談員、それから父子・母子自立支援員、これは都道府県知事等が委嘱する地方公務員ということになっておりまして、これはそれぞれ売春防止法あるいは母子・父子並びに寡婦福祉法において規定がございまして。この中では、非常勤とするという規定のされ方をしております。

しかしながら、地方公務員におきましてはやはり常勤職員と非常勤職員とは様々な処遇の差というものがございまして、何と申しますか、必ず非常勤でないといけないという規定の仕方ですと、逆に言うとは非常勤でしか雇えないということになるということで、これはむしろ常勤で雇うということも当然あり得るということで、常勤で雇うことを可能にすることによりまして実際に活動しておられる婦人相談員の方や自立支援員の方々の、何と申しますか、モチベーションを上げていくということをしていきたいというふうに思っております。

実際に雇う、雇い上げといいますが、採用する場合に常勤でいくか非常勤でいくかというのはこれは各自治体の御判断ということになるわけですが、やはり各自治体においての判断でございまして、けれども、基本的にはその専門性にふさわしい処遇が得ますように自治体においては改めてその処遇の在り方について御検討いただいて、適切な対応をしていただけるようにお願いしてまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 婦人相談員の全国組織である全国婦人相談員連絡協議会は、長年にわたり婦人相談員の身分保障や専門性の確保について厚生労働省に要望してきました。今回の改正で当事者へのヒアリングなどを行っていないが、それはなぜでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 特設審議会等でのヒアリングというのは行っておりませんが、今先生

お話ありましたように、この論点はかねてから婦人相談員の方々からも御要望がありましたし、あと、何と申しますか、DVの話とか女性のシェルトーの話とか、最近そういった虐待の問題なんか非常に多くなっております。婦人相談員の方々あるいは自治体の婦人相談所、シェルター等でのいろんな仕事も増えているということもありますので、これは法律上で非常勤でない駄目だという規定の仕方は、何と申しますか、やはりちょっといかなるものかと私ども考えましたので、一応こういった御要望も踏まえて手当てをするにしようというところでございまして。

○福島みずほ君 非常勤でなくすることで人件費の補助金がなくなるのではないかと危惧もあるんですが、補助金は存続するというところでよろしいでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 常勤、非常勤の態様を変えることに伴って助成の体制を変えるという議論は私どもはしておりませんので、もちろん財務省当局から何か言われるかもしれませんけれども、今のところ私どもではそういう議論はしておりません。

○福島みずほ君 婦人相談員の待遇改善について、厚生労働省の婦人相談員活動実態調査によれば、勤続年数が短くなる傾向があり、雇止めも増えています。最も多いのがゼロから三年未満で三八・八%です。なぜ勤続年数が短くなるかというと、専門性が求められる大変な仕事の割に賃金が低い、交通費の支給がない、残業代の不支給などの待遇の問題があります。賃金などの全国調査も行われておりません。研修機会が不十分であり、特にスローバイズの受講機会があるのは二割に満たないということがあります。

○政府参考人(香取照幸君) そういうこともございまして、今度非常勤規定の削除というのを考えたというところでございまして、基本的にはそういった前提で各自治体において適切に判断していただきたいというふうに思っております。

○福島みずほ君 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告は、時間を要するとしつつも、最終的には、児童福祉だけではなく、教育、少年非行を含む総合的な子供の権利擁護に係る第三者機関を国レベルで設置すべきとしております。

厚生労働省は総合的な子供の権利擁護に係る第三者機関の設置についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) この改正案では、理念規定におきまして、子供は適切な養育を受け、健全な成長、発達や自立等を保障される、先ほど来申し上げている権利を有する、そして社会のあらゆる分野において子供の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを明確にしております。こうした理念を実現するために子供の権利を実質的に保障できる社会を構築していくことが重要だと考えておりまして、このため改正案では、都道府県の児童福祉審議会、これが、子供自身の権利を擁護していくためにまず子供や家庭の意見を聴くなどの手続を新たに設け、そして委員として公正な判断ができる者を選任することとを明確化することとしておりまして、さらに子供関係機関から児童福祉審議会が直接苦情を受け付けることなども検討していきたいと考えております。

御指摘の総合的な子供の権利擁護に係る第三者機関の設置につきましては、子供の権利については、福祉に関するものに限らずあらゆる権利が含まれて関係省庁間で十分な検討を要すること、そして地方公共団体などによります現在の取組状況を把握するとともに関係者の意見を十分聴くということが必要だということ、そういったことから、児童福祉審議会による権利擁護の仕組みの施行状況などを踏まえながら、今後丁寧に検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○福島みずほ君 児童虐待は刑事事件に発展する危険性があり、児童相談所と警察等の関係機関が連携した対応を行うことが極めて必要だと思えます。児童虐待案件に関する情報が確実に共有される必要性があると考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) いろいろなケースが児童虐待であると思いますが、児童相談所とか市町村を中心に関係機関が緊密に連携をしながら、子供の安全を第一に対応するということが何よりも大事であります。

これまで児童相談所では、警察との間で個別ケースの積極的な情報交換、それから子供の安全確保のための警察への援助要請、そして相互協力による職員研修、警察官OBの採用、こういったことを推進するとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協を活用して連携を図っております。

これらの取組を更に進めるために、本年四月、警察庁において都道府県警察に対して、児童虐待が疑われる場合は児童相談所に過去の対応状況等を照会するよう通知を出していただきました。それから、厚生労働省において都道府県等に対して、児童相談所において、まず刑事事件として立件可能性がある重篤な事案、そして子供の安全確保について保護者の強い抵抗が予想される事案、こういったことを把握した場合は迅速確実に警察と情報交換を行うことを通知したところでございます。

今回の改正案では、市町村の要対協の機能強化を図るために、その調整機関に専門職を配置する、これを義務付けるということを何度も申し上げてきておりますけれども、さらに、今後、運用面で要対協で情報共有すべきケースの具体的な範囲と取るべき対応の明確化などの取組を推進しまして、児童相談所、市町村、そして警察等関係機関などの情報共有を通じた連携を一層強化していかねばならないというふうに考えております。

○福島みずほ君 児童福祉法において、児童とは満十八歳に満たない者と定義されています。高校

生であつても、十八歳の誕生日を迎えた後は児童福祉法における児童としての保護の対象から外れてしまいます。

例えば、高校生が十八歳になった後に初めて保護者からの虐待が判明した事案では、一時保護を受けた児童養護施設に入所させたりすることはできません。現在は高校への進学率が九七％であることを考えれば、せめて同じ高校生の間で差が生じないよう、児童福祉法における児童の定義を十八歳の年度末までとするべきではないでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 児童福祉法上、御案内のように、児童の範囲は十八歳未満とされてございます。これにつきましては、児童福祉法は、児童に関する全ての法律の基本的な指導原理を示しているという、そういう位置付けになる基本法でございます。

そうしますと、個別の様々な施策の対応いろいろ、例えば年金ですと子の加算は十八歳の年度末までとなっているわけですが、そういった例はありますけれども、児童とか年少者の年齢を定義している他の法律にかなり影響することになります。それから、児童福祉法の中には障害児に関する様々な福祉の規定もございますので、そうしますと、児童福祉法の定義を変えますと障害者の方の定義にも影響するということになります。それから、民法の成人年齢との関係もあります。

ということもありまして、やはりちょっと児童福祉法上の定義を変えたいことについては、他法、他施策への影響がかなり大きいので少し慎重に検討する必要があるかというふうに思っております。

○福島みずほ君 そうですが、高校生の途中で出なくちゃいけないという問題があるので、是非それは検討していただきたいと思ひます。

二〇一四年度の児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童の割合は一六・三％にすぎません。大学や専門学校等に進学する場合は経済的に自立することが困難ですし、専門委員会の報告

は、児童養護施設を退所した児童のうち約四〇％が退所時に就いた職を一年以内に辞めていると指摘をしています。

私も最近、養護施設を卒業した若者に会ったんですが、身寄りがないので、基本的に、ですから住み込みでの場所しか見付からない、そこで働いて、でも非常に待遇が悪かったから辞めて、今何とかやっていると話を聞きましたが、やっぱり皆さん本当に苦労しています。

十八歳到達後も支援を必要とする児童は多いです。厚生労働省も平成二十三年に通達を発出し、措置延長の積極的活用を促していますが、高校卒業児童に係る措置延長がこのような低い割合にとどまっている理由は何だと考えますか。

○政府参考人(香取照幸君) この点については私どもも、今お話ししたように、制度上十八歳までの措置延長と、それから十八歳養護施設卒園後のお子さんたちのための自立援助ホームの制度、あるいは自立援助ホームにつきましたも今般の制度改正で二十二歳までの延長ということで、様々な、卒業した後の自立支援のための施策を講じているわけがございますけれども、最終的にはこの辺の取扱いの判断については各都道府県の御判断ということになります。

これは都道府県側の御判断ということになるわけでございますけれども、やはり十八歳時点で自立が確実にできるかどうかということについてはかなり慎重な判断が要る場合が結構あるということですので、この点は都道府県の全国課長会議で私どももやっておりますけれども、やはり今回の措置、これまでの措置延長の積極的な実施につきましては都道府県に個別のケースについて柔軟に判断していただきたいということをお願いしてきていますし、今回も法律改正で十八歳以降の支援についてかなり様々な制度改正をいたしますので、こういった考え方も機会を通じて徹底いたしまして、措置延長あるいは十八歳以降二十二歳までの支援について積極的な対応をしていただけるよう

にこれからもお願いしてまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 厚生労働省は、施設入所等措置を受けていた者が二十二歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討するとしています。支援の対象年齢を引き上げられることは好ましいことですが、例えば浪人、留年した大学生等、自立した生活が送れるかどうかに限らず、二十二歳の年度末まで一律に保護を打ち切ることが問題ではないでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) この点につきましては、先ほどの質問でもお答え申し上げましたけれども、基本的に学業の継続に悪影響がないようにということと二十二歳の年度末まで自立支援ホームについての支援を行う、あるいは児童養護施設等につきましても二十歳以降について二十二歳まで支援ができるというふうにしてございます。

お話しのように、留年する、あるいは休学をする等々のケースがございますので、こういったことにつきましては、制度上は個別のケースについて法律で書き切ることができないので二十二歳の年度末としてございますけれども、予算措置その他運用において柔軟に対応できるよう検討してまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 全国児童相談所の虐待相談対応件数の九割以上の子供は在宅支援です。乳児院や児童養護施設の定員の充足率は八割を超えています。施設入所や里親委託が必要であるにもかかわらず、空きがないためにやむを得ず在宅支援となっているような事案はないでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) 児相の相談件数、今九万件弱でございますけれども、その後の対応件数を見ますと、お話しのように、在宅のまま指導等を行うケースが約九割ぐらいございます。

これについては、まず一つは、相談件数が急速に増えておりますけれども、そういう意味でいいますと、これ延べ件数ということになりますので、初回の相談というのがかなりある、増えているというところはそういうことでございますので。

そうしますと、初回でいきなり措置をするというのはよほどのケースでない限りありませんので、やっぱり初回は基本的には相談、指導、助言を行って、一旦は在宅で指導を行うというふうになるということになりますので、全体の相談の件数の増との関係でそういうことが起こるということがあろうかと思っております。

それからもう一つは、最近多いのが実は面談DVでございます、これは子供の面前で同居する家族同士が、何といいますか、暴力を振るうという、これ一応心理的虐待になるんですが、このケースですと、子供ではなくて親の方の指導ということになりますので、こういった形で、実は施設入所の件数自体は増えていますが、構成割合でいくとやはり全体としては少し在宅の方が増えるという形になっていくんだらうと思ひます。

いずれにしても、私どもは個別のケースにおいて適切に判断をするということで判断をしておりますので、必要があれば一時保護も果断に行いますし措置も行うということで、そこは基本的には個別のケースに応じて適切に対応できるように対応をしております。

○福島みずほ君 今日里親会の方から話があったりしました。大臣は特別養子制度などに極めて熱心というふうにお聞きしますが、里親制度や特別養子縁組などもっとやっぱり応援すべきだと思います。もちろん施設でハッピーに暮らす子供もたくさんいますけれども、やっぱり里親や特別養子縁組などをもっと日本は応援すべきではないか、この点について大臣の思いと決意を是非述べてください。

○国務大臣(塩崎恭久君) これは、先ほど申し上げたように、改正法の第三条の二に、やはり子供は家庭において養育されるべきと、それがうまくいかなければ、あるいはそれが好ましくない場合には家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育をすべきだと、されるようにしようということを二番目の順位として書き込ませ

ていただいて、その次に家庭的環境ということ
で、やはり家庭環境で養育を受けることが大事
で、それにはやはり特別養子縁組なりあるいは里
親なり、直接子供に接するのが親子と同じように
大事な愛着形成の例えば〇―二歳の一番大事など
きにそういう形でいつもそばにいてという形が一
番子供にとっては大事だろうというふうに思っ
ております。

本来は生みの親、父親、母親に育ててもらうと
いうのが子供にとっては一番の幸せであります
が、その次に、我々、やはり里親にしても、それ
から養子にしても、今回は特に特別養子縁組など
について明確に児相の業務に位置付けるとい
うことでございますし、それから、やっぱり見てみ
ますと、児童相談所でいっぱいはいっぱいでな
かできないこれまでの里親と特別養子縁組など
のお世話が、これから専門性を高めることによ
って、それから人員配置も専門性の高い方を増や
すことによってさらにできる限りやっていくとい
うことで、課題と将来像を、もう三分の一、三
分の一、三分の一というのを直すということを考
えているのは、今まさにそこでおっしゃっている
養子縁組なりあるいは里親をもっとも増やすこ
とによって子供が健全に養育されるようにしよ
うじゃないかと、こういう考えでございます。
○福島みずほ君 是非よろしく願います。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよ
でございます。

本日は、まず、質問通告いたしておきませんけ
れども、香取局長とそして大臣に是非お願いがご
ざいます。

先ほどから特定妊婦の話が出ておりました。
私、以前、大臣ともこの虐待の問題については予
算委員会でも取り上げさせていただきました。そ
のときに、実際にテレビを見ていただけた方、そ
して愛知方式ということで特別養子縁組を進めて
いらつしやる矢満田先生からも御意見をいただき
ました。私どもは言葉に注意をしなければならま

せん。局長も先ほど望まぬ妊娠という言葉で
何回か使われました。これを実際に子供たちが聞
いたらどう思うでしょうか。しっかりとそこは認
識していただきたいと思うんです。だから、予
期せぬ妊娠というふうな言葉を置き換えてもらえ
ないだろうかという御意見をいただいたんです。
ですから、やっぱりこういう心遣いこそ本
当に子供の権利を守ることになると私は思
います。

私もそういうふうな言葉を使つてしま
いまして、しかし、チャイルドセクターとい
うことで子供の権利を議論している今、や
はりそういうことで子供の権利を議論して
いる今、やはりそういうことで社会の雰
囲気というものも変わってくるんじゃないで
しょうか。だから、是非そういう一つ一つの
ことに更に私も気を付けようじゃないかとい
うことをお願いしたいと思うんですけど、大
臣、一言いただけますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 御指摘のとおりだと思
います。望まない妊娠ではなくて予期せぬ妊
娠ということで、より客観的、中立的に
ちゃんと捉えて、それに対してどうするか
というのを考えていくということが大事だ
というふうに思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
実際にそうやって養子縁組に出されたお
子さんなどがそれを聞いたり見たときに、
自分はこの世に必要がなかった、望ま
れなかったんだと思われれば、これは本
当にその後更に二重の傷になるだろうと
いうことを私も御意見いただきまして、
もう本当にはたと気が付いたところであ
るんですけど、これはやはり私もこうい
った議論をする上におきましても、私も注
意したいと思っておりますけれども、是非
政府側におきましても注意していただ
けますようよろしくお願い申し上げます。

ところで、私のこの児童虐待の問題
について追ってまいりました。しかし、ど
んなに施策を打ったとしても、なかなか
その件数が減ってまいりません。皆様方
にも資料にお配りをいたしております。
平成二十六年九万件弱と年々うなぎ登
りでございます。この原因は、私、一つ

ではないと思います。これはもう皆様方
もおっしゃっていることです。この原因を
引き起こしているその原因というものを
考えていかなければならぬ。ここでも議
論しているような厚労の問題であつたり
親の問題だけではないです。多分これ、日
本社会が抱えている様々な問題が最終
的に子供という弱者に落とし込まれてい
るだけだと私考しております。

そこで、大臣に御意見を伺いた
いんです。政権の批判を云々するとい
う意味ではなく、大臣御自身が、やは
りこの日本社会が抱えている問題がこ
ういうところに反映されているのではな
いか、予測されるところがございましたら
私にも教えてください。

○国務大臣(塩崎恭久君) このことは、私も何
度か児童養護施設に訪問していろいろお
話を聞く中で、やはりこれは社会全体
が抱える病の氷山の一角が子供に現
れているというのが虐待の問題かなと。
ですから、これは子供の虐待の問題で
なく、むしろ親の問題であつて社会の
問題、こういう位置付けをして取り組
まなきゃいけませんし、また施設や児
相で働いていらつしやる方々は、子供
のケアが飛び切りまた大事で難しいこ
とに加えて、親の、何というか、対応も
非常に難しい、そういう仕事を一生懸
命やっていただいているというのが児
相や施設の皆さん方だろうというふう
に思います。

もちろん、ですからこれは社会全体
の問題として、例えば核家族化とかある
いは社会の中の隣近所のつながりが希
薄化している人間関係とか、あるいは
会社の中でも希薄化している人間関係
とか、あるいはまた経済的な困難、そ
れもあるわけでありまして、また経済
的な困難、あるいはまた心理的な問題
等々、いろいろあるかと思つたので、私
どももやっていかないと。それからこ
ころの準備もないまま予期せぬ妊娠を
してしまうカッパルというのが幾らで

もあるというのは、私の妻は女子大の
学長などをやつておつてよくさうい
う話を聞いております。

そういうところの教育あるいは家庭
でのしつけの在り方とか、そういうこ
とについてもやらないかなきゃいけ
ない問題だろうと思つたんですが、事
我々、児相を中心としたこの児童福
祉の問題というところで対処するとい
ふことは、今回のような大きな哲学
の転換を含めた児童福祉法の改正とい
うのが必要だろうというふうに思つた
ところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
しっかりと省庁横断的にこの問題とい
うものを私はこれまでも考えていた
だきたいと思つておりますので、お願
いしたいんですが、実は私、大変不
思議に思つたことがございます。

資料二に準備をさせていただきました。
社会的養護を必要とする児童において最
近問題になっていくことがございま
す。このパーセンテージです。障害
のある児童が社会的養護を必要とす
る、だんだんと増えてきております。
私ども、この前まで何を議論して
いたのか。障害者の皆様方が社会
の中におきまして普通に生活がで
きるようなノーマライゼーションの
ようなこと、ボディーレス社会を
目指してという議論を様々な法案
を通して議論しているはずなんです
が、現在、実際に数値を見てみると、
やはり障害を持つていらっしゃる
お子さんはこうやって社会的養護を
必要とするパーセンテージが増
える。私、これすごく矛盾して
いると思うんですね。我々がやって
いることも本当に効果があるのか。

こういう社会を私どもはしっかりと
支援をしていかなければならない。
社会の中で障害がある児童の皆
様方も普通に暮らせる、お母様方
、もしかしたらお父様方もしつ
かりとさういふ子供たちを受け
止められるだけの余裕を持てる
ような社会をつくつていかなければ
ならない、私はさう思つてござい
ますけれども、この現象、大臣、ど
うのように見ていただけたら
しょうか、お願い申し上げます。
○国務大臣(塩崎恭久君) この事
実は、私も児童

養護施設に、全国いろいろなところに行つてみて、大体共通して障害児が多いということで、なぜだろうかということをもつと考へてきました。虐待と障害が言つてみれば相互に関連をしていて、障害があるがゆゑに親が虐待をするというケースも随分あるのかなというふうに通つておりましたが、これ今、児童養護施設に入所している児童のうち何らかの障害があるというお子さんは平成二十五年で二八・五％ということでありまして、この中には保護者が亡くなつていて、場合とあるいは病気で入院されている場合なども含まれているので、必ずしも障害を理由に保護者が養育せずに施設に預けられているケースばかりとは限らないわけでありまして、この割合がだんだんに上昇しているということも非常に気になるところであります。

平成二十年二・三・四％だったのが二十五年二八・五、五ポイントぐらひ上がつていてということ、このために、障害のあるお子さんとその家族を地域がしっかりと支える体制というのがますます重要になつてきているというふうに通つていくわけ、障害のあるお子さんどのように育てていくか、家族と相談しながら支援計画を作成をして、あるいは障害のあるお子さんに対する発達支援とか家族に対しての障害特性に応じた関わり方などの助言を行うと、こういったことが非常に重要な支援だということに思います。

児童相談所や市町村における一般的な子育て支援においても、障害のあるお子さんの保護者が育児に關して悩みを抱えていたり困つていないか、こういうことにしっかりとこれまで以上に目配りをする、そして家庭訪問や在宅指導をしっかりとやつていくということが大事なんだらうというふうに通つていきます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
やはりこういつたことが一つ一つ積み上がつて、そして本当に障害をお持ちの皆様方が社会の中で生かされるということになつてくるんだらうと私は思います。障害があるからこそ虐待を受

け、そしてこういう施設に預けられてしまふ、こんな残念なことはございせんので、是非これからのその両面で応援をしていただきますようお願いを申し上げます。

資料三に準備をさせていただきました。このような児童虐待の問題を社会的にいかにつけ止めていくかということで、大変面白い数字がございまして、ユニセフがこれ出した数字がございまして、二〇一五年の六月二日付けのこれはプレスリリースでございまして、子供への虐待が多くなる経済的損失を生じさせるということを報告しております。東アジア・太平洋地区におきましては全地域のGDPの二％に相当する、これは日本に換算しますと二十六兆円にも上る経済的損失だということなんです。

このような観点でなかなか今まで虐待が語れることはなかったと思うんですけれども、日本では、子供への身体的、精神的、性的虐待が日本経済にもたらす損失という観点で試算なされたことはございましてどうか。局長、お願いいたします。

○政府参考人(香取照幸君) 御指摘の試算、今お話ありましたように、ユニセフが試算したものでございまして。試算をしましたのは、私どもの国の日本子ども家庭総合研究所において行った日本の子供への虐待の社会的コストというものの試算でございまして。試算そのものは私も承知しておりますが、数字についても把握してございまして。虐待、身体的、精神的、性的虐待が経済にどういう影響を及ぼすかという観点で試算をするというところは、私もはしたことはございせん。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
先ほど局長もお示しいただきました日本子ども家庭総合研究所という、和田先生が、日本における虐待の社会的損失は少なくとも一年間に一・六兆円であるという試算をいただいております。その一・六兆円、社会的コストは、虐待に対する児童相談所や市町村の費用、保護された子供たちが暮らす児童養護施設などのいわゆる直接費用と、そ

れから長期的に見て生産力の低下などを試算した間接的費用の二つに分けられております。

この日本という直接費用は一千億円にとどまつております、一千億円です。では、一方でアメリカはと申しますと、この直接費用は三兆三千億円。これは、日本の人口に直しますと一兆七千億円も使つています。じゃ、オーストラリアはどうなのか、オーストラリア自身は三千億円。これを日本の人口に直しますと一兆五千億円。各国ともこの直接コストというものを一兆五千、七千という額を使つていらっしゃるんですが、日本は幾らなんでも、本当にこれは微々たるものでございまして。大変残念なことに、この日本における直接費用は一兆円にとどまつていて、桁が違いますよね。いかに日本は虐待を受けた子供たちが若しくはこういつた様々な支援が必要なお子供たちに対しての予算というのが割かれていないのかということとがこういうことから見えてくるんです。

ですから、しっかりと、社会的にどういう影響を及ぼすんだといったときに、このような世界に倣ひまして、直接コストはこうだ、間接コストはこうなんだというふうな試算をこれから厚労省として私は試算をいただながら、世界とのこれは比較もできますし、我々として、だからこそ早いうちに手を打ち、間接コストというものをなるべく多く割かないように、直接コストの方に費用を重ねていこうじゃないかという議論にもなつていくと思ひます。ですから、日本では今までこういった研究が行われていないんです、長期的な虐待影響の調査というものは私は今後しっかりと年を追つてやつていくべきだと思います。

例えば、虐待というのはトラウマです。そのトラウマ一つ捉えまして、例えば神戸の大震災の際には二十年間追つていらっしゃるんですね。でも、じゃ、なぜ虐待というふうなトラウマを抱えたときに長期的にそういつた調査をしていかなんだというところを、私、大変これ疑問に思ひます。だから、精神科領域で例えますと、やつぱり一つのトラウマを抱えながらPTSDのものも起こす。

ですから、そういつた疾患の面でもこれは大切な私は調査だと思つておりますので、これ、済みません、質問にしておりますけれども、大臣、このようなお考えについて御意見ございましてでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、直接コスト、間接コスト、いろいろ御指示をいただきましたが、確かに経済的なコストというのは計り知れないものがあるんではないかというふうにも思ひますし、こういうことをどう私どもとしては回避していくのか、それは取りも直さずやはり子供が健全な育ちをするということにもなるわけでありまして、で、私ども、子供への虐待がどういふ経済的な損失をもたらすのかという観点からも、今お示しをいただいたような試算はどういふふうに通つていけるかということも研究してみたいと思ひますし、ソーシャル・インパクト・ボンドというのを最近取り上げて、私も厚生労働省でも正面から取り上げて検討会つづつて今取り組んでいるわけでありましてけれども、まさにそういうようなことで、虐待を受ける本人の精神的なコストももちろんでありますけれども、そういうことを回避することがプラスにもたらす、何というか、逸失利益というものもよく計算していくべきではないかなというふうに通ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
ですから、こういつたものを見ると、虐待というものは個人の課題ではないということが分かるんです。子供たちをそうやつて守つていくことによつて、さらにそれを社会の中で能力を生かし、そしてさらに将来的には税金を納めていただくようななつたりとした成人を育成していくということにも一度トライしていただきたいなと私からお願ひしておきます。

次に、ちよつと順番を変えてまして、今日は警察庁にも来ていただいておりますので、質問させていただきます。
福島先生も御質問いただいたと思うんですけれ

ども、やっぱり警察との関係という意味において、児相の皆様方、まだまだちゅうちょをなさっていらつしやるんじゃないかなと思われるような事例もございます。

例えば、東京の足立区で三歳児をウサギのケージに監禁して虐待死させたというような事件、これは既に児相がしっかりと目を配り、目配り、気配りをしてくださっていったんですけれども、半年に一回程度しかやっぱり家庭訪問できない、既にもう児童相談所の皆様方は一人でも何件も何百件もの件数を抱えて、なかなかそこまで手が入れられないということもございます。

やっぱりこういった刑事事件に発展するのではないかなと思われるような嫌いがございましたら、是非警察の方でもしっかりと目配り、気配り、共に手を取り合いながらやっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。御意見いただけますか。

○政府参考人(河合潔君) 議員御指摘のとおり、関係機関が緊密に連携しながら児童虐待が疑われる情報につきまして共有をし、児童の安全の確保を図っていくということが児童虐待による痛ましい事件の未然防止になります。

このため警察では、これまでも児童相談所との間で確実な通告の実施を始めとして、人事交流あるいは合同研修等を通じて児童虐待への対応に際し情報共有の推進に努めてきたところであります。さらに、本年四月からは、児童の安全確保をより確実なものとするため、警察職員が現場臨場し、その時点では児童虐待を受けたと思われる児童について児童相談所等への照会を実施する仕組みを導入し、情報共有の徹底を図ったところでございます。

今後とも関係機関との連携を一層強化しながら、児童虐待の早期発見と児童の安全確保というものに万全を尽くしてまいりたいと存じます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
先ほど八王子の児相の方も、協議会などをつくっていらつしやるという話もございました。是

非、横の展開をお願いしたいと思えます。

ところで、局長、もう一問お願いしたいんですけれども、虐待の連鎖というものがございます。やっぱりこれを語らずして次の虐待を抑えるということができません。虐待の連鎖を断つためにもやっぱり厚労省は様々な施策を考えてくださっている。二代、三代続いていくこの問題をどこかで断たなければなりません。手短で、済みません、ちよつと短くで申し訳ございませんけれども、局長、お答えいただければと思います。

○政府参考人(香取照幸君) 虐待は、お話しのように連鎖をいたします。先ほど御質問でもありましたが、親からの虐待は非常に負の感情を大きく子供の中に形成しますので、その負の感情が言わば裏返しとして自分の子供に行くという連鎖が起るということが起こっておりますので、基本的には児相、養護施設でもそうだし里親でもそうなんですけれども、虐待を受けたお子さんについては、そういった子供の負の感情をどういった形で癒やしていくかということと同時に考えていかなければいけないということもございます。

今回、改正案の中では里親支援というものを児相の業務に位置付けるわけですが、これは開拓等だけではなくて、実際に今児相で、お子さんを預かっている里親さんに対するそういった子供の心理面でのケアの支援ということも行いうことと併せて、訪問支援等による里親支援という職員配置、これは現在でも進めておりますけれども、これを更に積極的に進めてまいりたいと思っております。

それとあとは、実際に虐待を受けたといえますか、お子さんたちが自立して今度は自分のお子さんを持つということになりますので、保護者になった場合に、自分の子育てに直面したこういったお子さんたちが相談できる体制、あるいは不安をきちんと拭いていく体制というのが必要だと。これは、先ほどから御答弁申し上げております自立の支援ということの言わば延長線上に位置付けら

れるものだと考えてございます。

もちろん、一般施策として子育て世代包括支援センターの設置でありますとか様々な保健師による対応等、新生児訪問等々、御答弁申し上げておりますけれども、施策を講じておりますけれども、こういった中でも、やはりこういった虐待経験のある養護施設あるいは里親出身のお子さんたちについては格段の目配りをしていくことをしていきたいなと思っております。今、全体として様々な施策を組み立てて体系的な施策をやっていくということで法律改正をお願いしているわけですが、成立後、施行に向けての様々な予算面、実態面での検討の中でこういった点についても目配りをしたいと思っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私も何人もそういったことの相談を受けていて大変心が傷つくんですけれども、結婚するのが怖い、子供を産むのが怖い、産んでしまったら自分が手を上げるのが怖い、こういうふうにしてやっぱりお母様方が、大変怖い、自分自身がどうなってしまうか分からない。しかし、ぱつと目の前に出てきたカウンセラーさんに、私、虐待を受けていましたとはとてもじゃないですけども言えないんですよね。やっぱりこれは長年ちゃんと顔を見知ったようなカウンセラーさんが追隨しながら追っていった方がいいかなと。

先ほど申しましたけれども、やっぱり二十年、三十年というスパンで、この虐待というのはどういふふうな症状として出ていくかわかりませんので、支援の体制として構築していただきますことをお願い申し上げます。やっぱりこういう視点というものを私は忘れてはならないということをもう一度お願いしておきます。

最後に、大臣、私からも、これは私のまだまだ肌感で大変申し訳ないんですけども、実は育児明けの皆様方というのが虐待を起こすケースが少しずつ見受けられ始めております。と申しますのも、育児中は自分が子育てをし、そして家事を

完璧にこなすことができます。でも、育児明けてしまうと、今度は家事もやらなければならぬし、子供は保育園に送り迎えもしなきゃいけないし、かつ仕事も一〇〇%のように、職場から短時間といえども業務量はほとんど減っていないような状況で提案をされてしまう。その中で、三、四か月は続くんですけれども、だんだんだんだんすり減ってしまっていて、バーンアウトしてしまっています。結局そこで本当に多くのお母様が次に、じゃ、どうするんだというところで休職に追い込まれてしまう、かつ子供に手を上げてしまっている。私、どうしたらいいんだろうという相談が増えてきております。

ですけれども、これ、まだまだ実態として把握がなされておられません。本当にこれから女性が働く社会において大変大きな問題だと思っておりますので、何らかの形でそういった傾向にあるんだらうというところから対処をして調査をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。御意見いただけますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、私も安倍内閣では、働き方改革が最大のこれから三年間のチャレンジだと、こういつて今議論に取りかかっているところでございますけれども、今の育児休業からカムバックした母親がバーンアウトしてしまう、そして子供にそのしわ寄せが行くということはやはり避けなければいけないことでありますけれども。

やはりこれは働き方と子育てが本当に両立をするためにどうしたらいいのかということはまだまだこれから考えなきゃいけませんし、これまで、例えば三歳になるまでの短期間の勤務とか残業免除などの両立支援制度を定めている育児・介護休業法、三月に改正をして子供の半日単位の看護休暇取得の柔軟化などをやってきましたが、それ以外にも、保育を必要とする方が希望すれば利用できる保育の受皿の確保とか、病児保育あるいは一時預かりなどの保育サービスの多様化というか、

そういうことにも全力で今取り組みつつありますけれども、育児休業から復帰した保護者が両立できる環境を更に整えるために、じゃ、何ができるのかと。

実態をまず押さえるということなので、今御指摘をいただきましたが、まさに今回この改正法でも、調査研究、データを取るとというのが国の責務だということも明確に今回入れ込みました。そういうことでもありますので、更に厚生労働省がこの児童虐待による死亡事例について自治体と協力をして調査をして、そして虐待全般にわたっても専門委員会でも検証を行っておりますので、新たなこの法律の下でも国の責務として、厚生労働省として調査研究、すなわち情報をきっちり集めた上で何が有効な打開策なのかということを考えていきたいというふうに思います。

○薬師寺みちよ君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(三原じゅん子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三原じゅん子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、津田君から発言を求められておりますので、これを許します。津田弥太郎君。

○津田弥太郎君 私は、ただいま可決されました児童福祉法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党、おおさか維新の会、社会民主党・護憲連合及び無所属クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること。

二、児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によらない子育てを啓発すること。また、今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。

三、要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化を推進すること。また、市区町村における支援体制の強化及び児童相談所設置自治体の拡大に当たっては、専門人材の確保や財政面の支援等の必要な措置を行うこと。

四、児童虐待は刑事事件に発展する危険性を有しており、児童相談所と警察等関係機関が連携した対応を行うことが重要であることから、児童虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うとともに、より緊密かつ的確な情報共有が可能となるよう児童相談所の体制の強化についても検討すること。

五、医師・歯科医師・薬剤師は学校における健康診断等を通じて児童の生活状況や栄養状態を知ることができるとの立場にあることに鑑み、ネグレクトを含め要支援児童等を早期に発見するため学校関係者と学校医・学校歯科医・学校薬剤師が相互に連携を図りながらより一層協力できる体制を整備すること。

六、一時保護については、子どもを取り巻く背景が様々であることに配慮し、個別の事情に

応じた一時保護の在り方について検討するとともに、一時保護所の適切な運営を確保するために必要な措置を講ずること。

七、児童心理治療施設が子どもの成長や自立に重要な役割を果たしていることに鑑み、その拡充について必要な措置を講ずること。また、虐待の連鎖を防ぐため、虐待を受けた子どもが大人になった後も継続的に心のケアを受けることができる仕組みを早急に構築すること。

八、社会的養護の対象となった子ども等が自立した生活を送る力を身につけるまで必要な援助を続けるため、措置延長制度や自立援助ホームの積極的活用を図るとともに、児童福祉法が対象とする年齢を超えた場合においても引き続き必要な支援を受けることができる仕組みを早急に整備すること。

九、子どもの社会的養護に万全を期すためには、児童福祉施設における養護とともに、里親制度を始めできる限り家庭と同様の養育環境が必要であることに鑑み、里親制度に関する国民的理解を広げることも含めた里親への支援体制の整備に関する施策について、更なる拡充を含め検討すること。

十、特別養子縁組により子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、児童相談所と関係機関との連携の強化、養親候補者への研修の実施、特別養子縁組成立後の支援の在り方等について直ちに検討を開始し、特別養子縁組の利用促進のために必要な措置を講ずること。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(三原じゅん子君) ただいま津田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(三原じゅん子君) 全会一致と認めます。よって、津田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、塩崎厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。塩崎厚生労働大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(三原じゅん子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(三原じゅん子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

平成二十八年六月十五日印刷

平成二十八年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C